

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～6月）

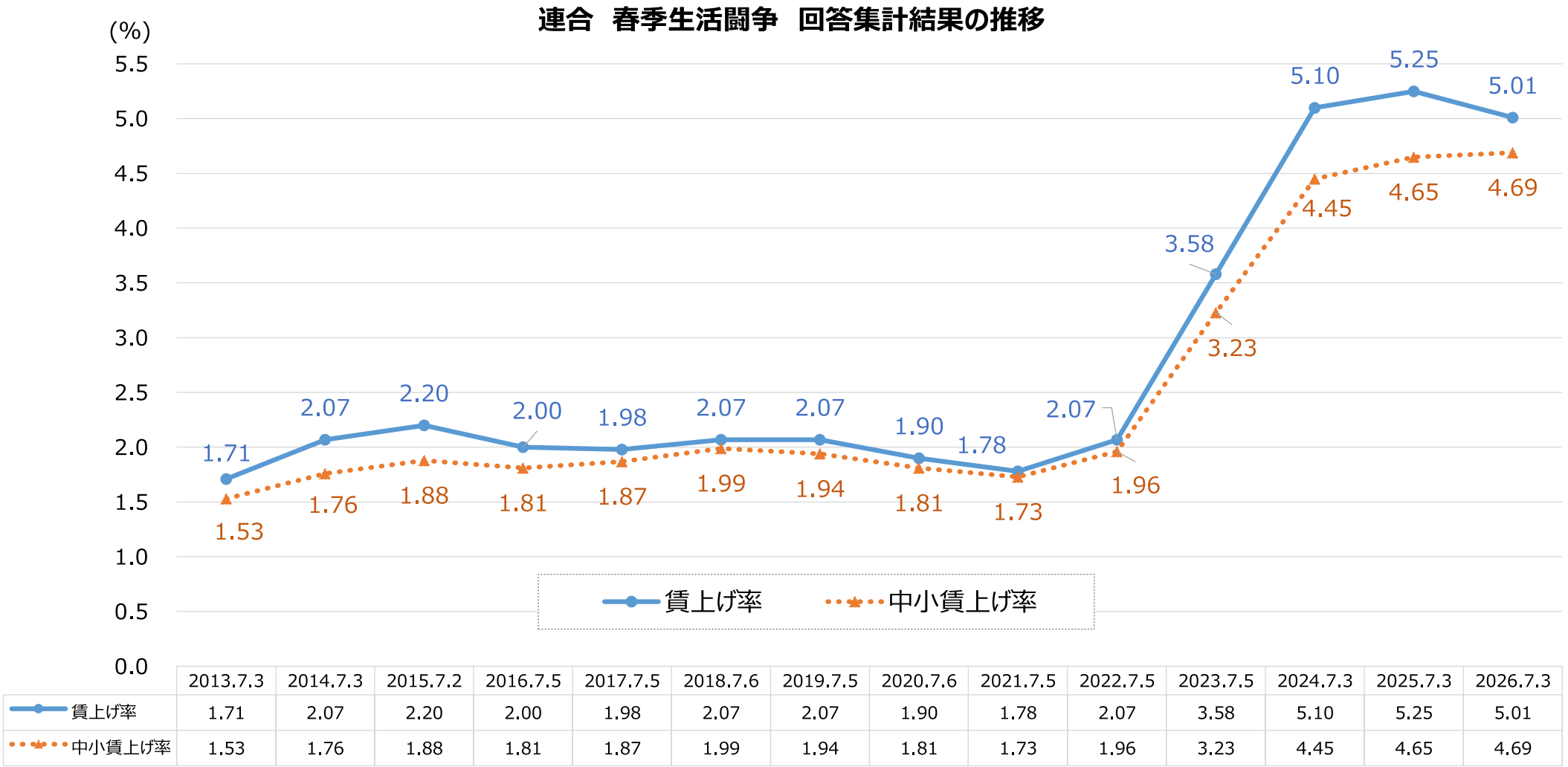
○ 2026年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ上昇テンポが緩やかになっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

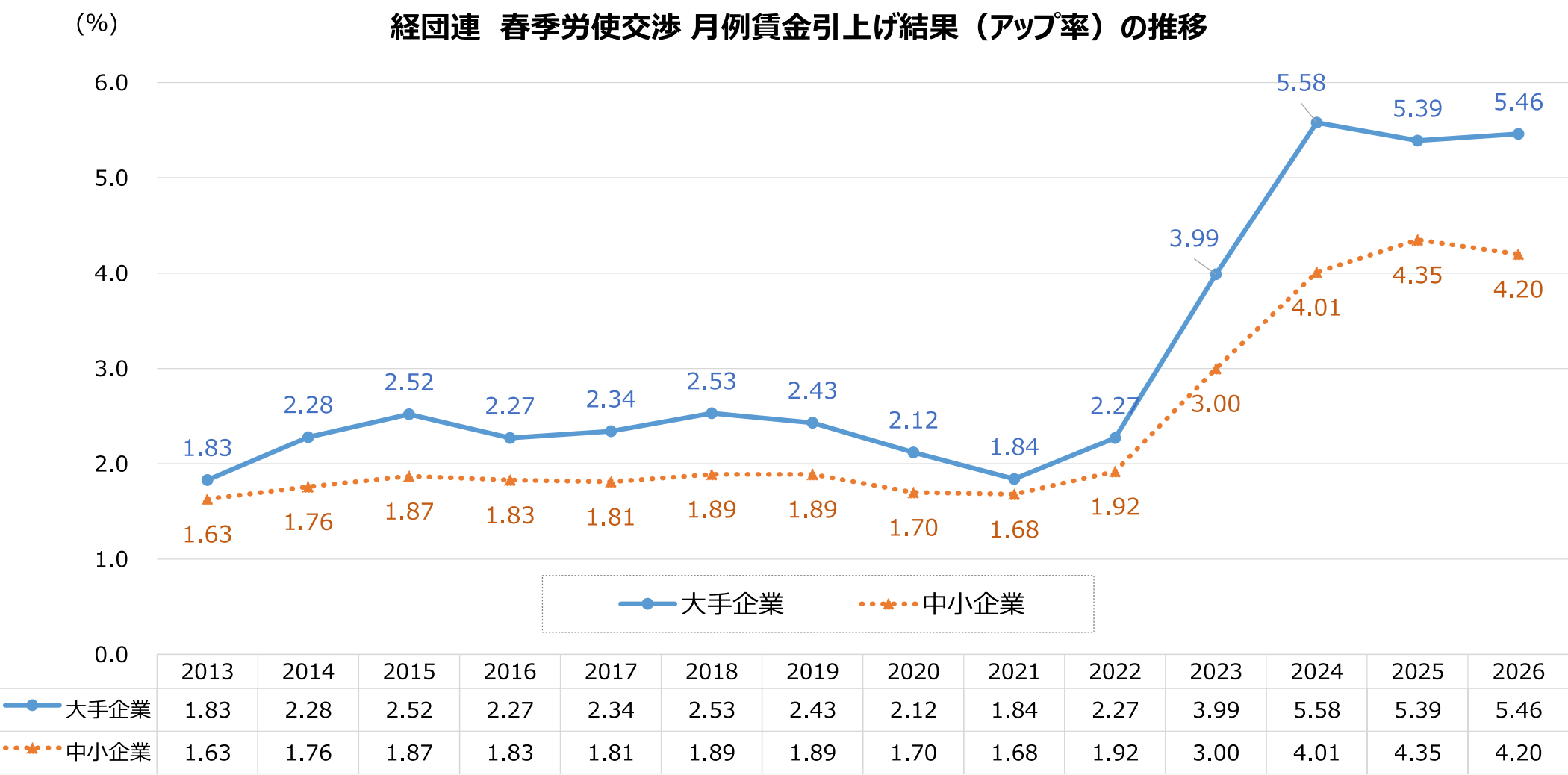
○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

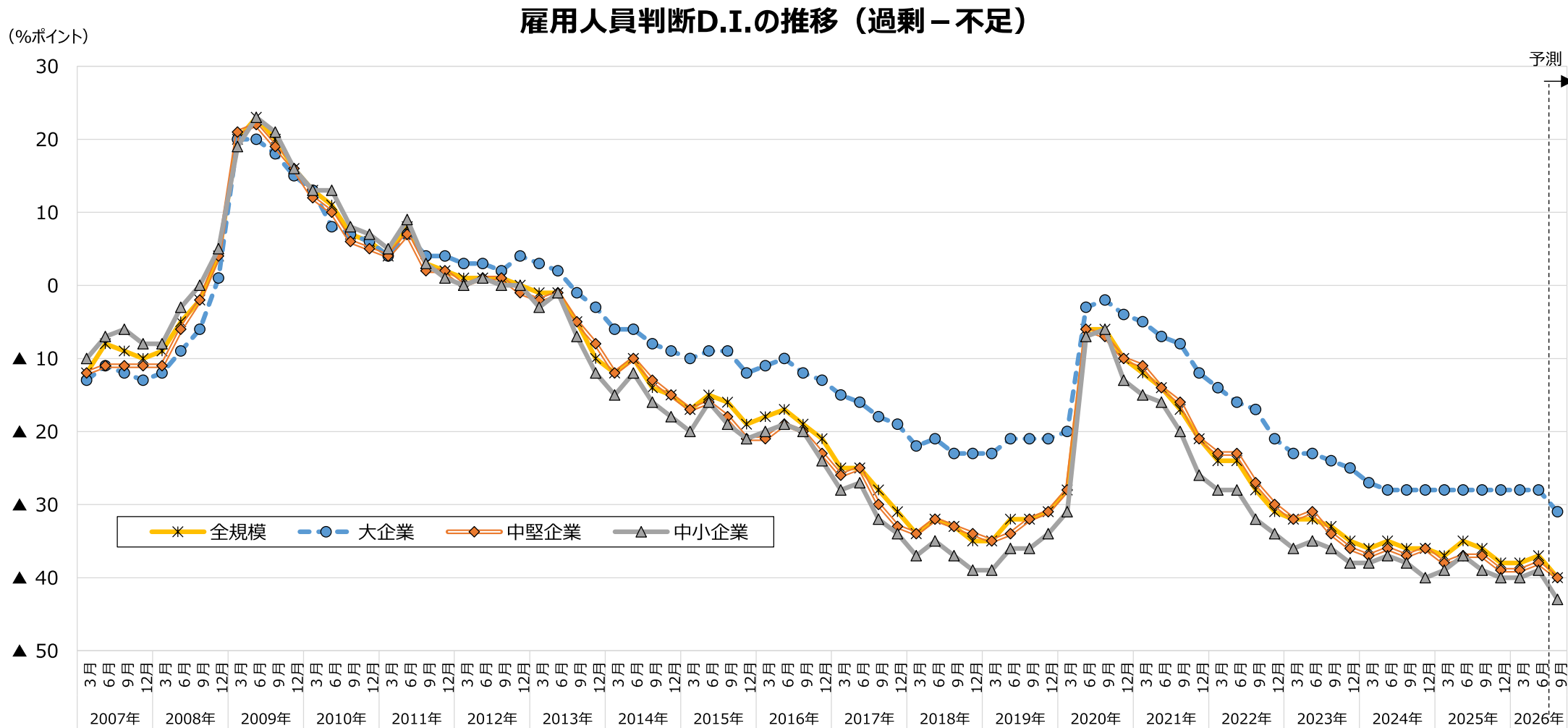
○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注） 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.Iの推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

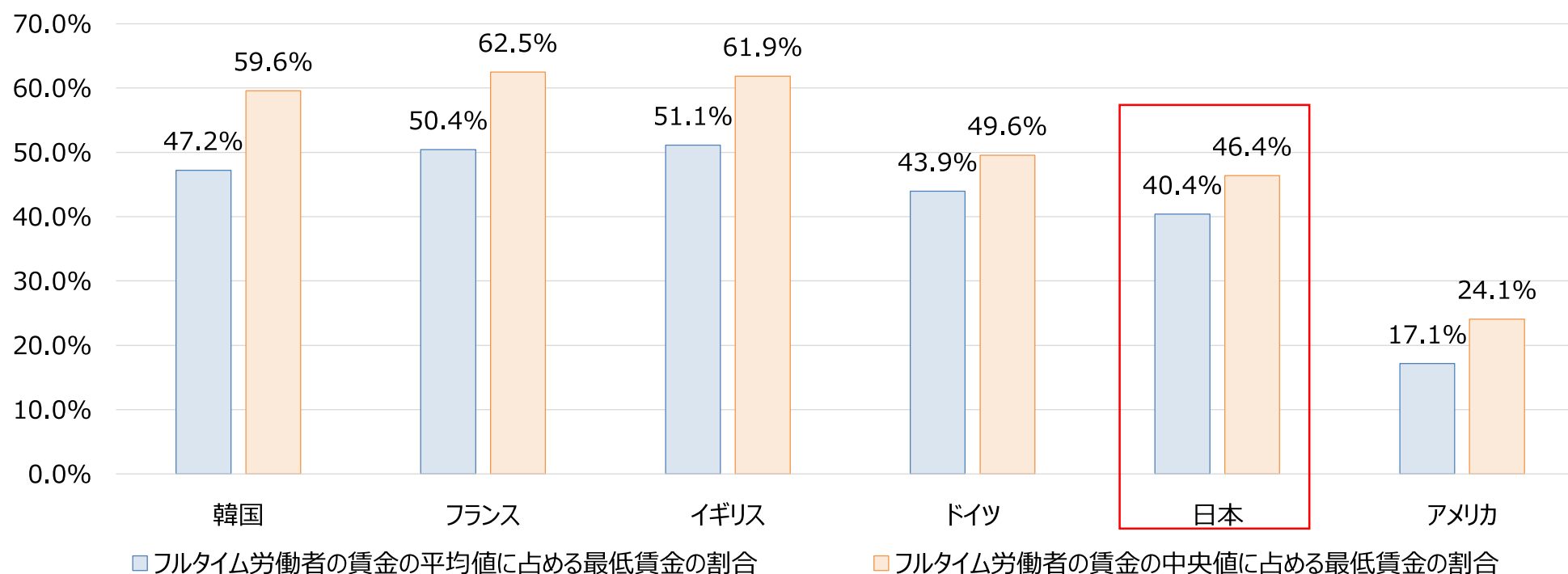
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



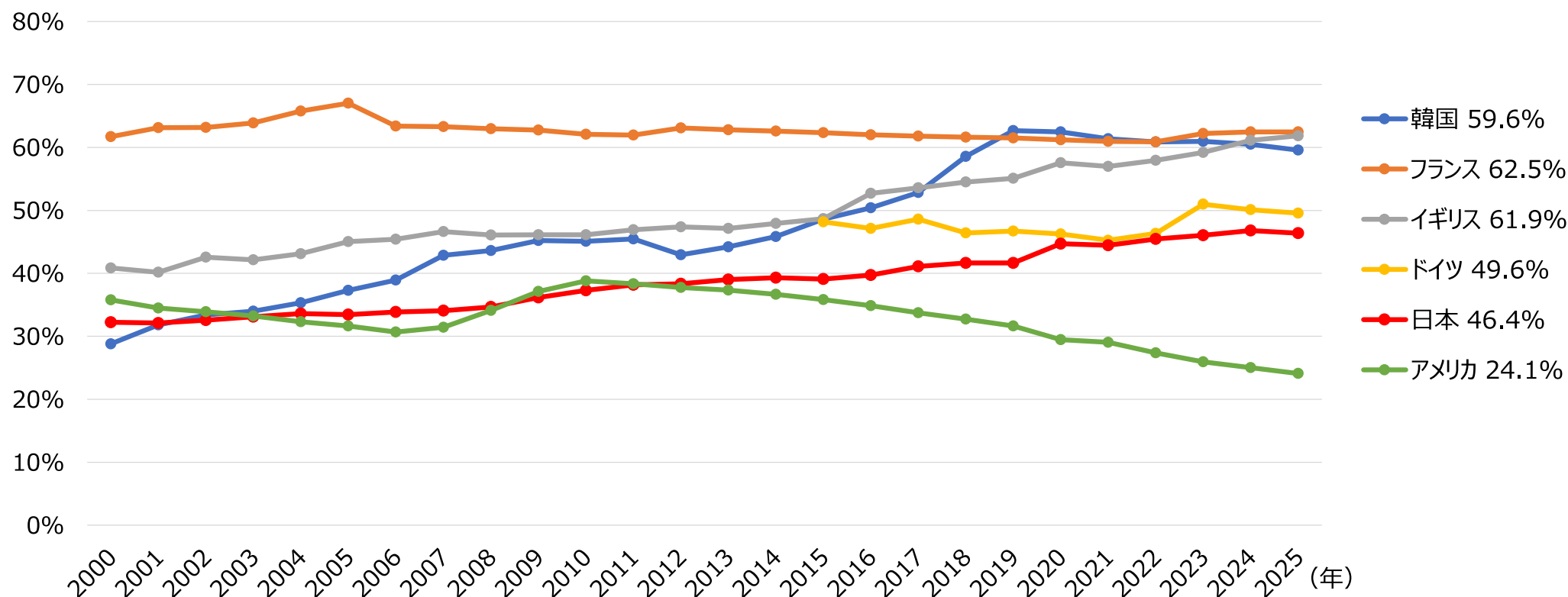
（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注 1） 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注 2） アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注 3） OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



（資料出所）O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

（注3）ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 （1998年）	労働法典 （L3231-1以下） （1950年）	最低賃金法 （MiLoG） （2015年）	公正労働基準法 （FLSA） （1938年） ※州別最賃は各州法	最低賃金法 （1988年）	最低賃金法 （1959年）
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）	○職業訓練を修了していない未成年者（18歳未満） ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時（開始から6か月） 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10.85ポンド ○16～17歳：8ポンド ○見習訓練生：8ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	（未成年） ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 （熟練化契約） ○年齢により30～45%減 （見習訓練契約） ○年齢と契約経過年数により22～73%減	—	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者（雇い始めから90日間は4.25ドル） ○障害者（連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者（修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く）： 最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
（参考）最低賃金額	【全国生活賃金】 12.71ポンド ※2026年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	12.31ユーロ ※2026年6月1日発効	13.90ユーロ ※2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※2026年1月1日発効	1,121円 ※全国加重平均 ※2025年10月～2026年3月発効

欧州連合（E U）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

（単位：％）

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

（注１）令和７年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。５人以上事業所の常用労働者が対象。

（注２）それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

（注３）時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

地域別の状況

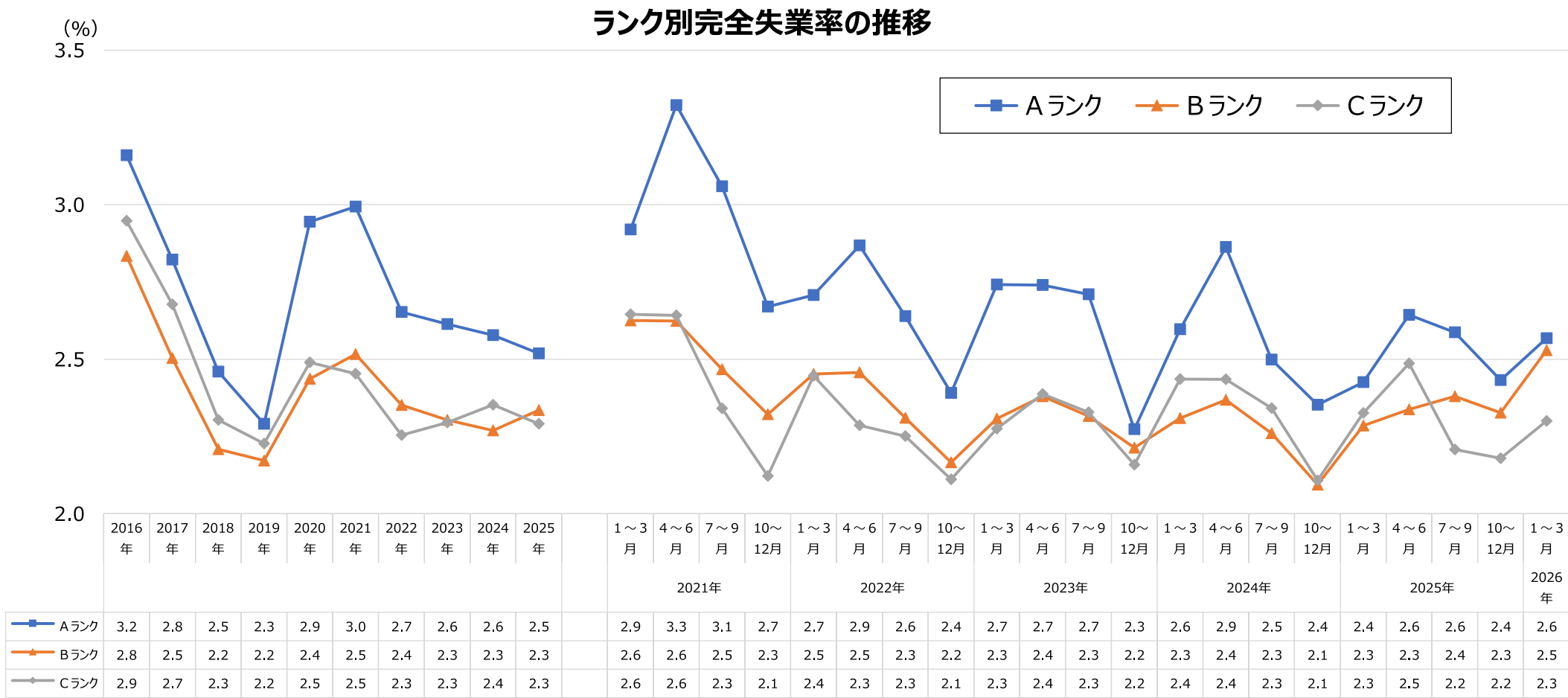
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

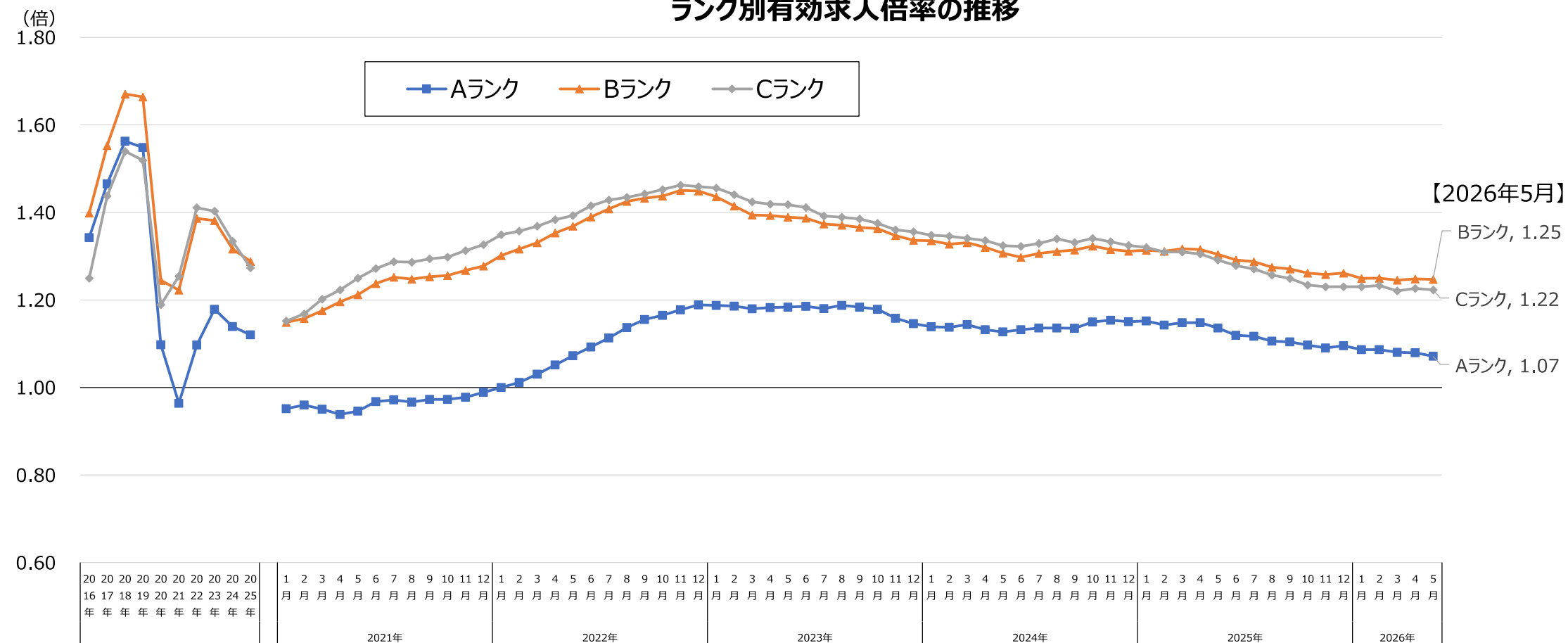
ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特に A ランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。



3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

ランク別新規求人数の推移



(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

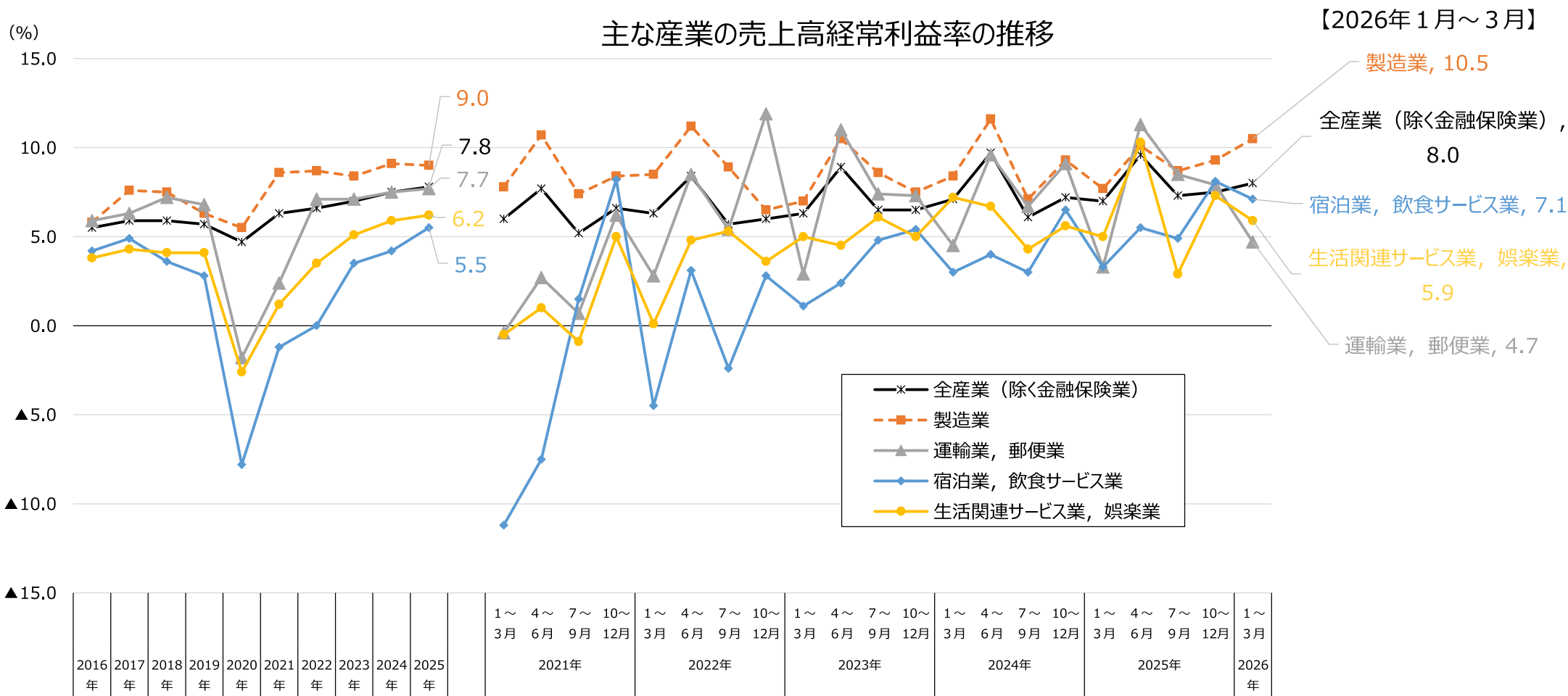
健康・労働・福祉の未来を共に築く



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

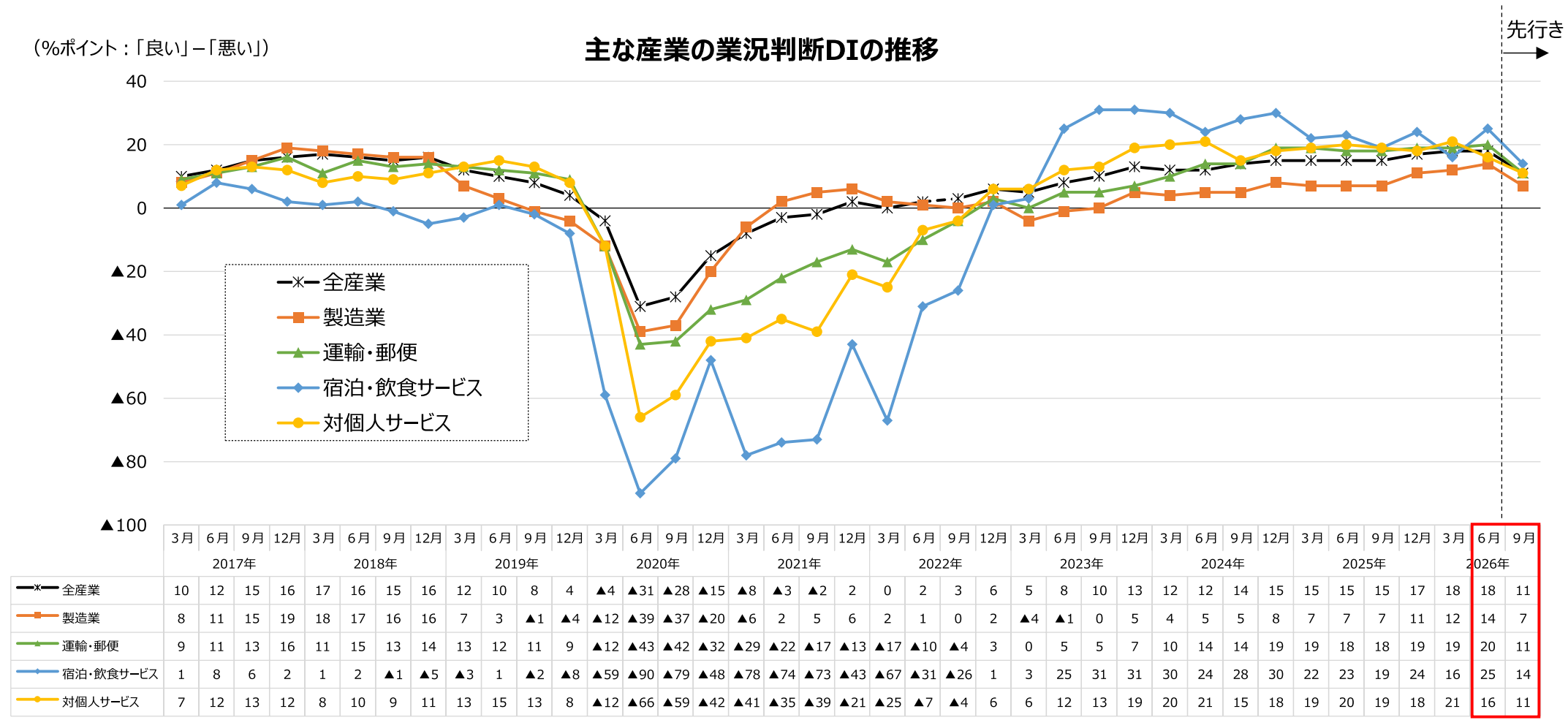
(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

(単位：%)	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021年					2022年					2023年					2024年					2025年					2026 年
							1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月		1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月		1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月		1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月		1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月
全産業（除く金融保険業）	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.8	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
製造業	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	9.0	7.7	10.1	8.7	9.3	10.5
非製造業	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	7.4	6.8	9.4	6.6	6.7	6.9
農林水産業	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	4.9	1.6	6.4	4.1	7.8	7.7
鉱業、採石業、砂利採取業	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	20.8	24.7	17.7	25.9	15.8	18.3
建設業	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	7.6	11.6	6.0	5.3	6.7	11.0
電気業	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	6.0	1.7	12.1	7.2	4.1	▲0.2
ガス・熱供給・水道業	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	4.3	5.6	8.0	2.0	1.2	4.5
情報通信業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	10.5	9.0	13.7	9.7	9.8	8.8
運輸業、郵便業	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	7.7	3.3	11.3	8.5	7.9	4.7
卸売業・小売業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.9	3.7	4.9	3.5	3.7	4.0
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	13.9	15.3	13.1	13.6	14.9
サービス業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	12.5	9.7	18.3	11.2	10.9	9.8
宿泊業、飲食サービス業	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	5.5	3.3	5.5	4.9	8.1	7.1
生活関連サービス業、娯楽業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	6.2	5.0	10.3	2.9	7.3	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	26.9	20.9	38.1	26.5	20.7	17.7
教育、学習支援業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	10.7	11.4	5.9	9.8	15.3	11.8
医療、福祉業	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	3.3	4.4	3.4	3.0	2.6	3.2
職業紹介・労働者派遣業	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	5.6	3.6	7.9	5.4	5.5	3.4
その他のサービス業	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.3	6.1	8.2	5.0	6.2	7.3

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年5月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年5月は+25.5%であり、足下では上昇傾向である。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年5月速報値。

消費者物価の動向

健康・労働・福祉の未来を共に築く



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

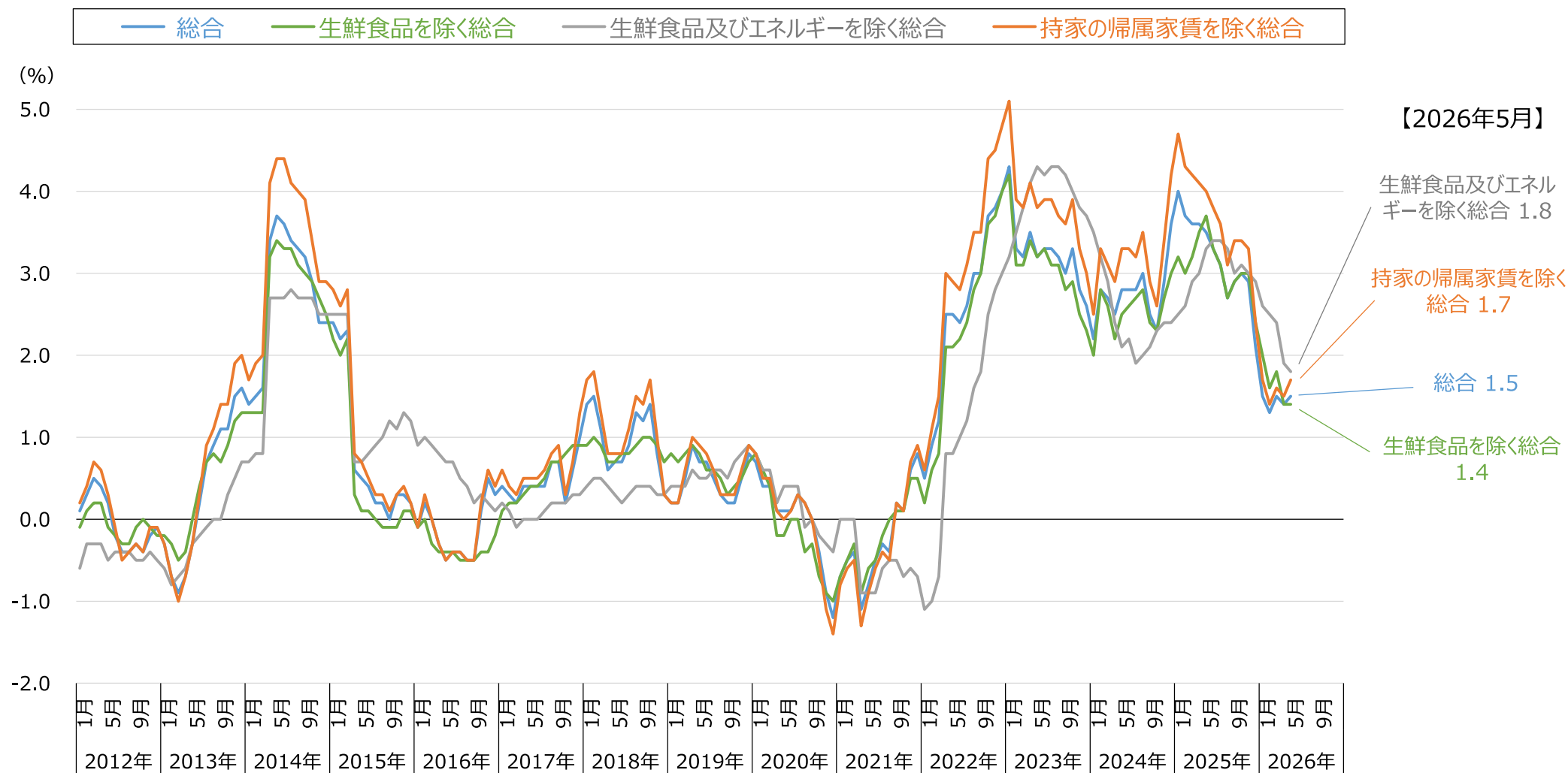
消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

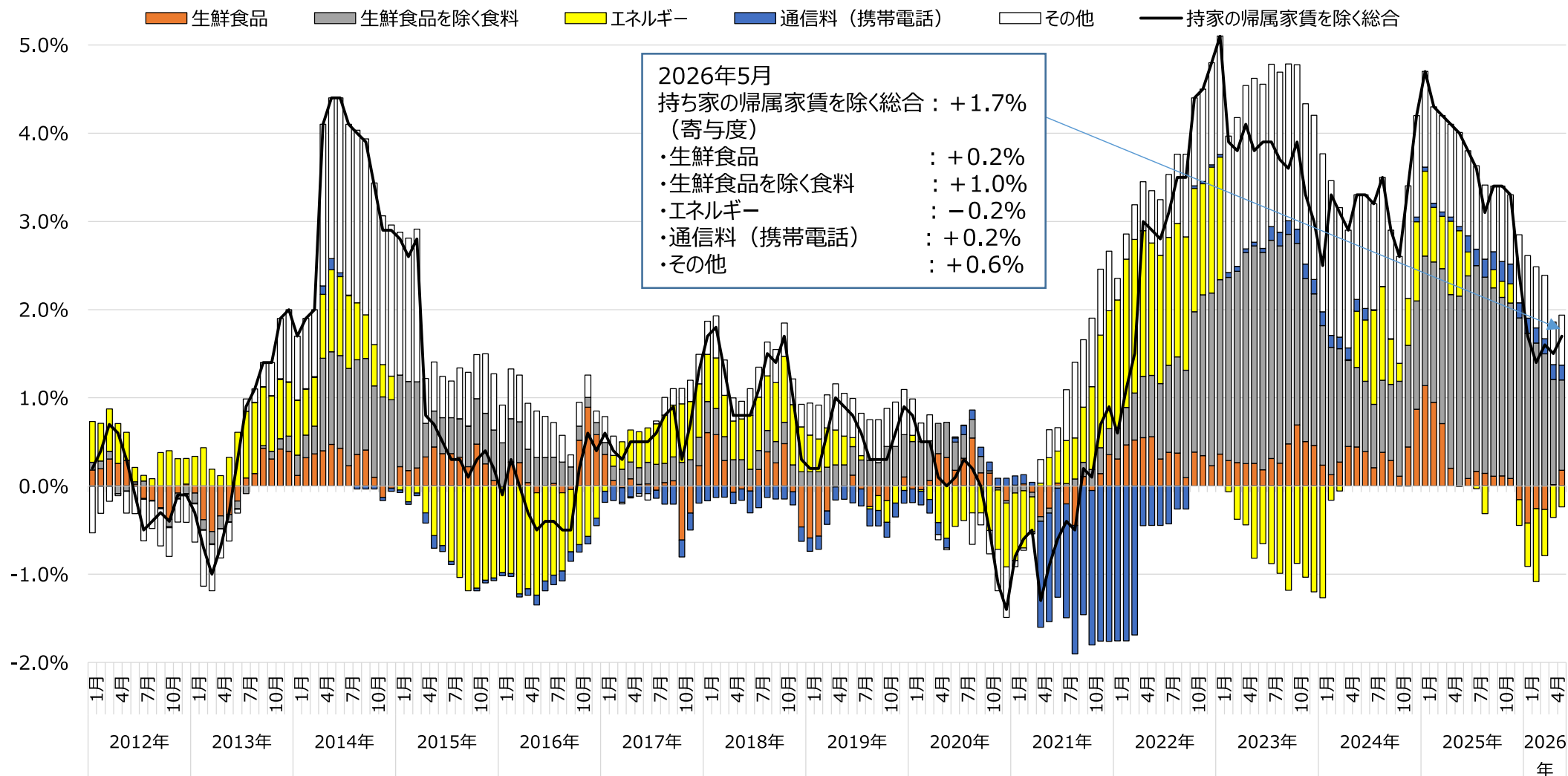
○ 2026年5月の消費者物価指数の「総合」は+1.5%、「生鮮食品を除く総合」は+1.4%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.7%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年5月に+1.7%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

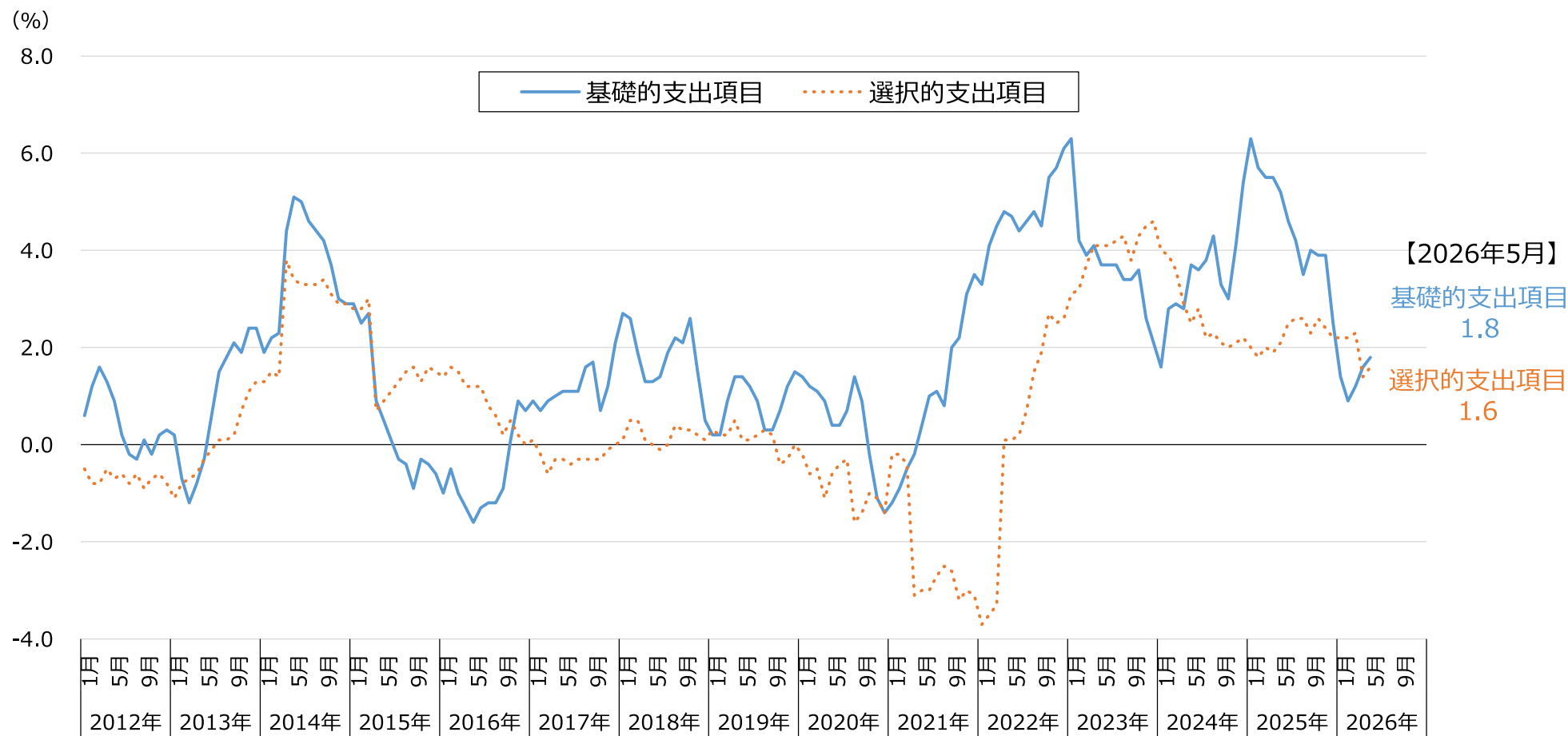
（注）1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「基礎的支出項目」は+1.8%、「選択的支出項目」は+1.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

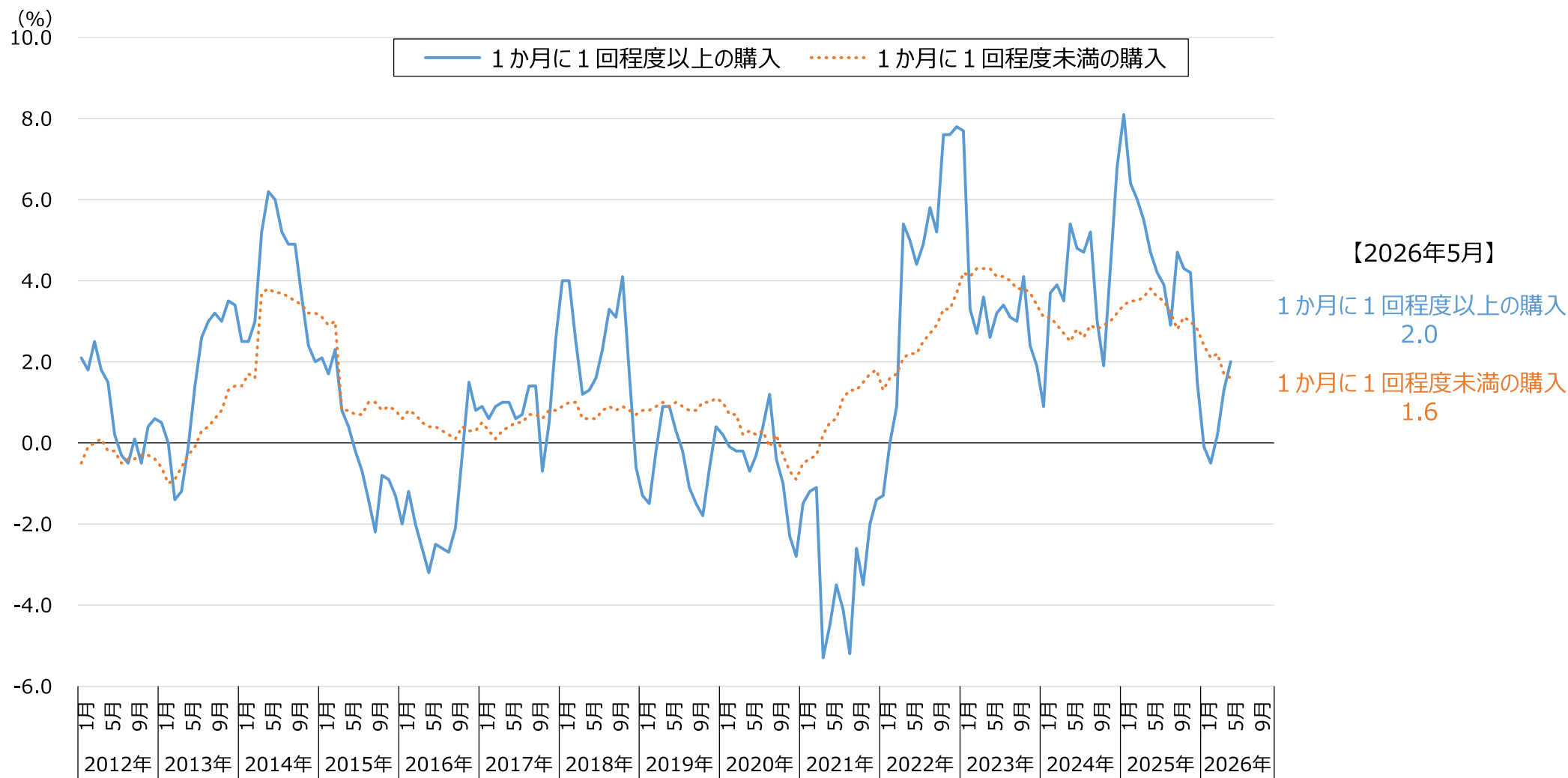
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.0%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注） 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年5月平均の対前年同期の上昇率は2.2%となっている。

	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	1.0	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	4.5	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料 A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当） A	
だいこん	すし（弁当） B	
かぼちゃ	弁当 A	
なす	弁当 B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度（試算値）の推移

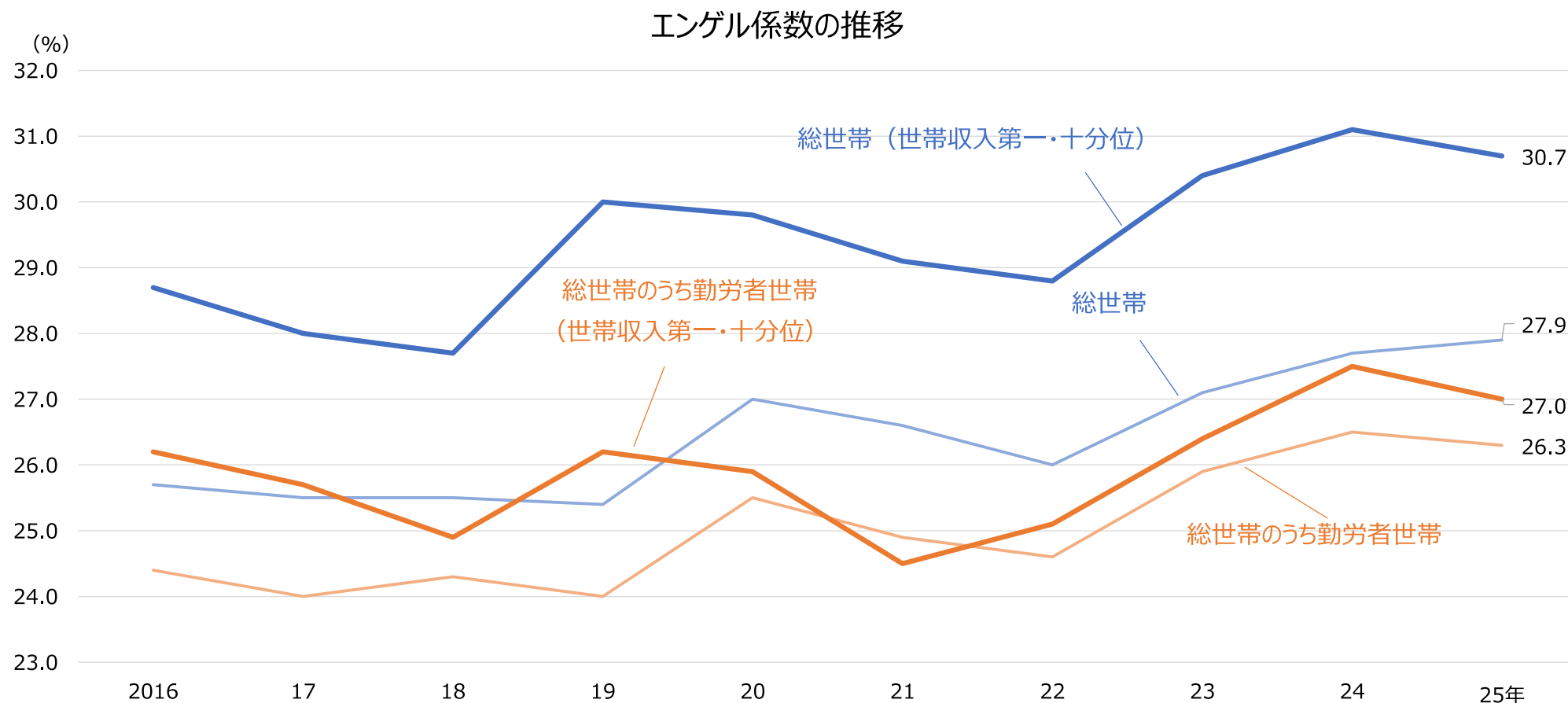
○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月
エネルギー		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93
（当月分）		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)
（前年剥落分）		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)
	電気代	-	-0.22	-0.22	-0.02	-
	（当月分）	-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-
	（前年剥落分）	-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-
	都市ガス代	-	-0.04	-0.04	0.00	-
	（当月分）	-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-
	（前年剥落分）	-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-
	灯油	+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16
	（当月分）	(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)
	（前年剥落分）	(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)
	ガソリン	-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77
	（当月分）	(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)
	（前年剥落分）	(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

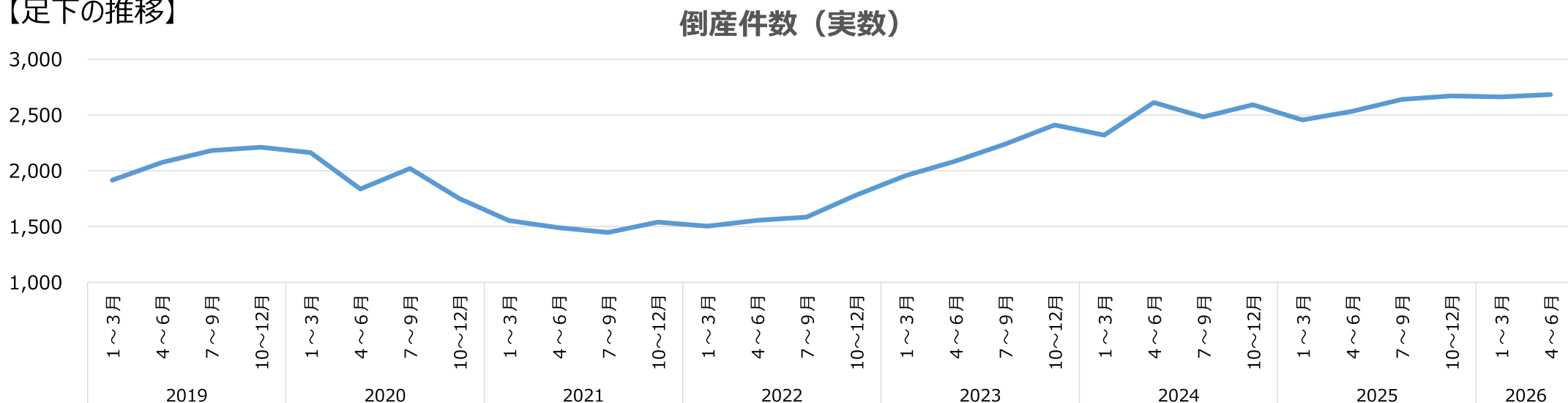
※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

倒産の動向

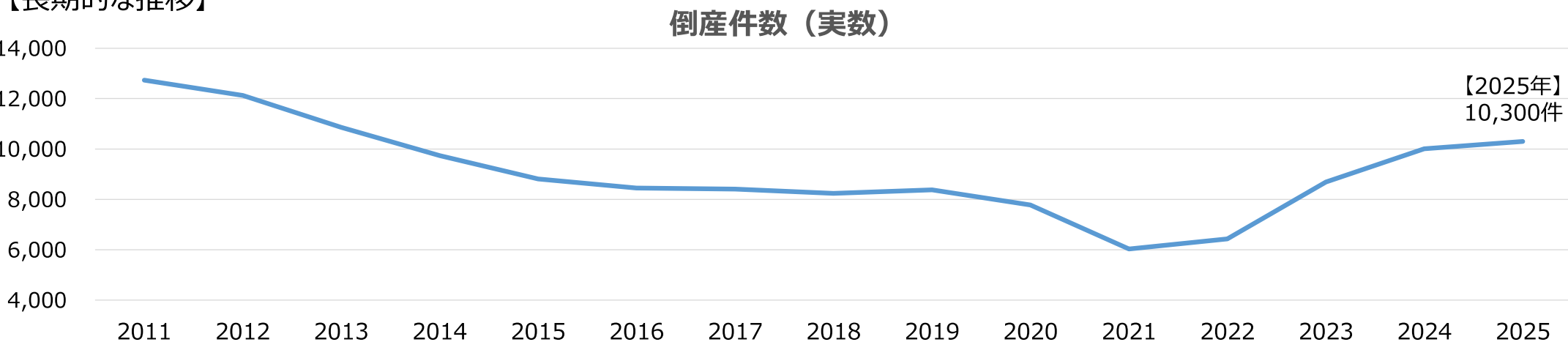
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放 漫 経 営	過 少 資 本	連 鎖 倒 産	既 往 の し わ よ せ	信 用 性 の 低 下	販 売 不 振	売 掛 金 回 収 難	在 庫 状 態 悪 化	設 備 投 資 過 大	そ の 他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237
2025年	468	162	513	1,165	43	7,615	47	7	37	243

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動が続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

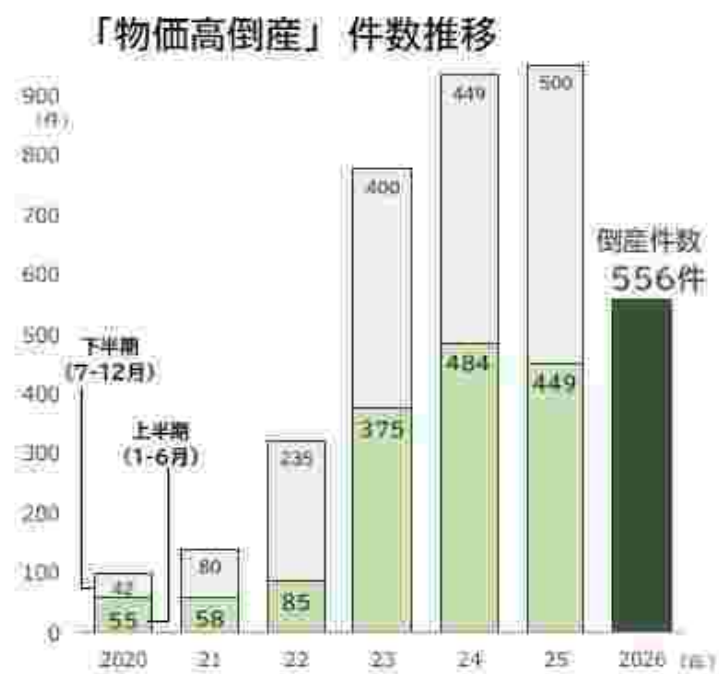
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

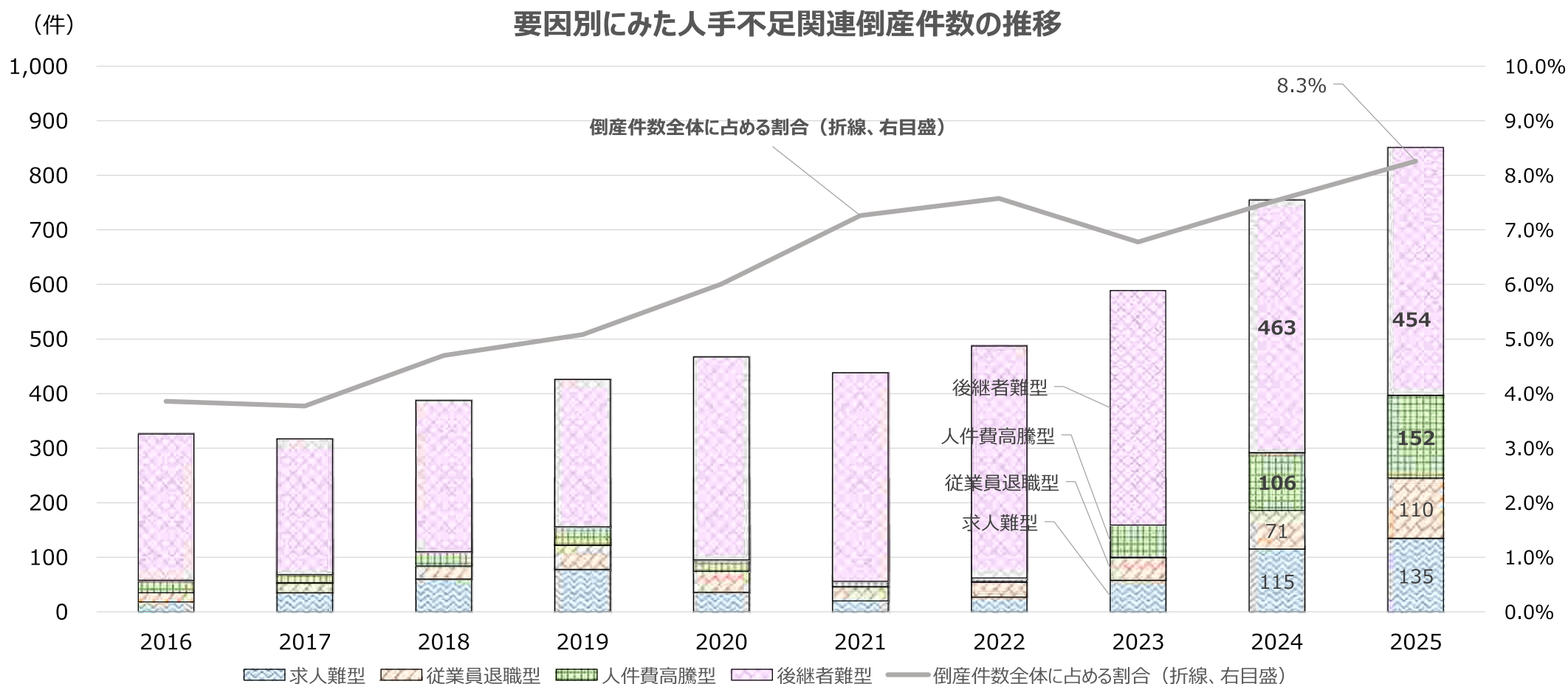


業種別 内訳 (2026年上半期)



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

- 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 （注）負債額1,000万円以上を集計したもの。

2025年度全国加重平均66円引上げ後の状況

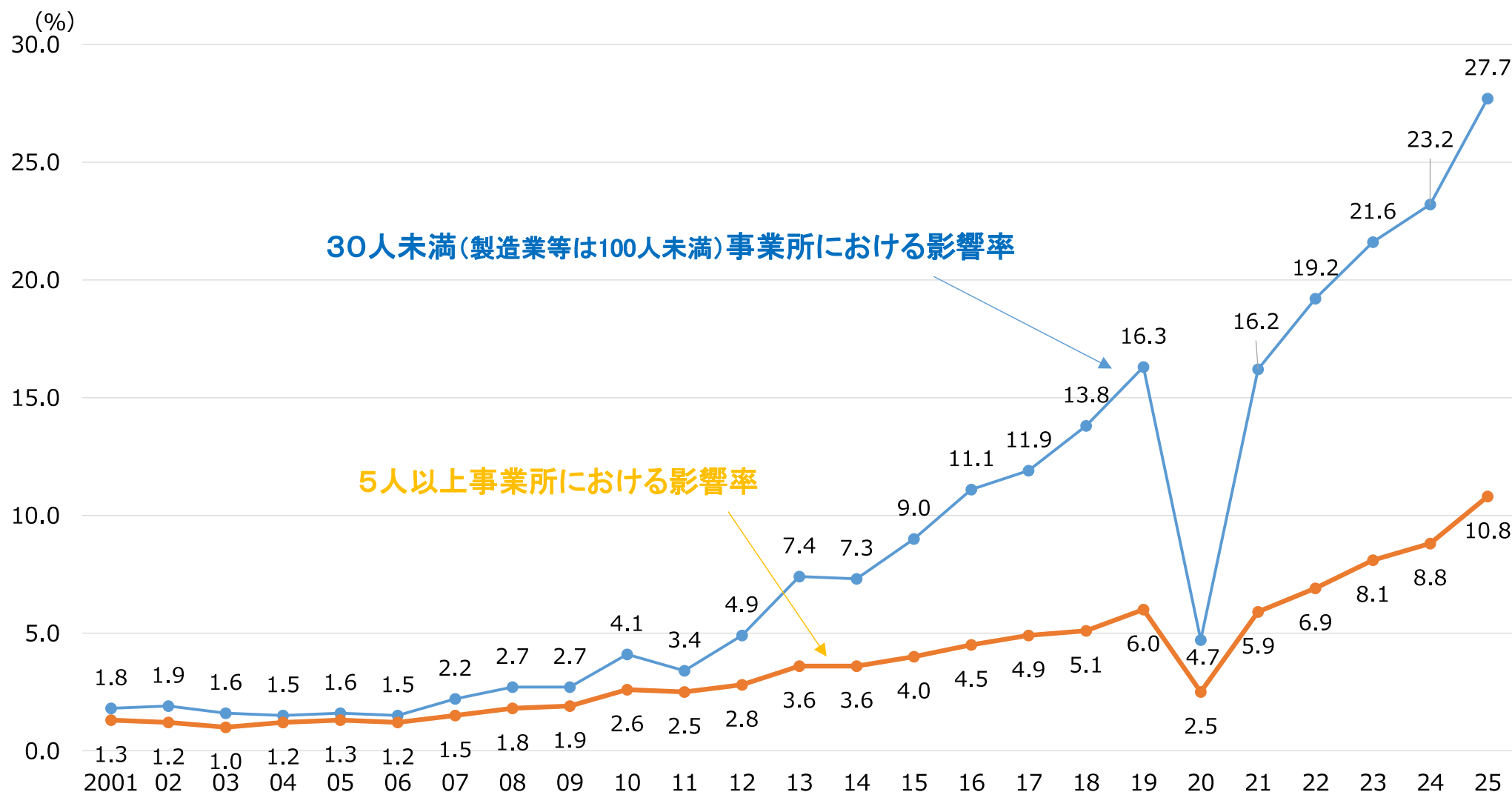
健康・労働・福祉の未来を共に築く



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

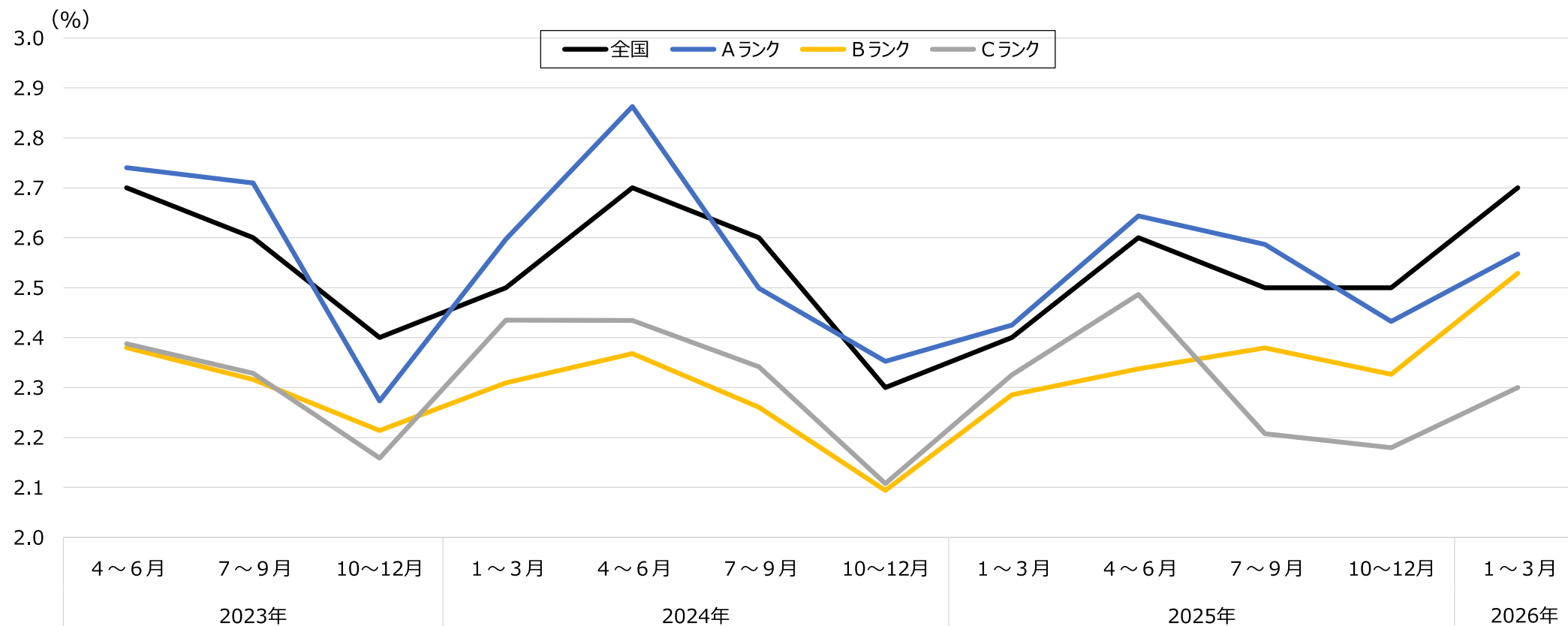
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」(注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

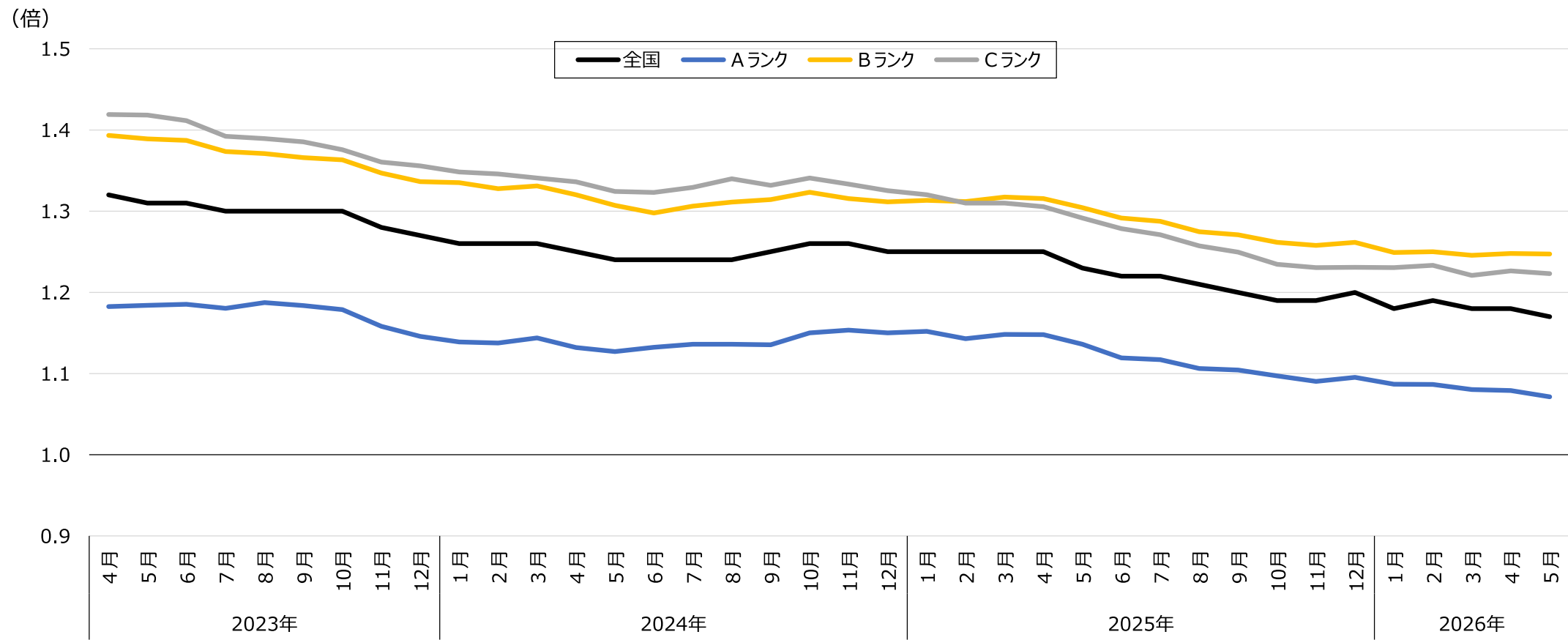
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

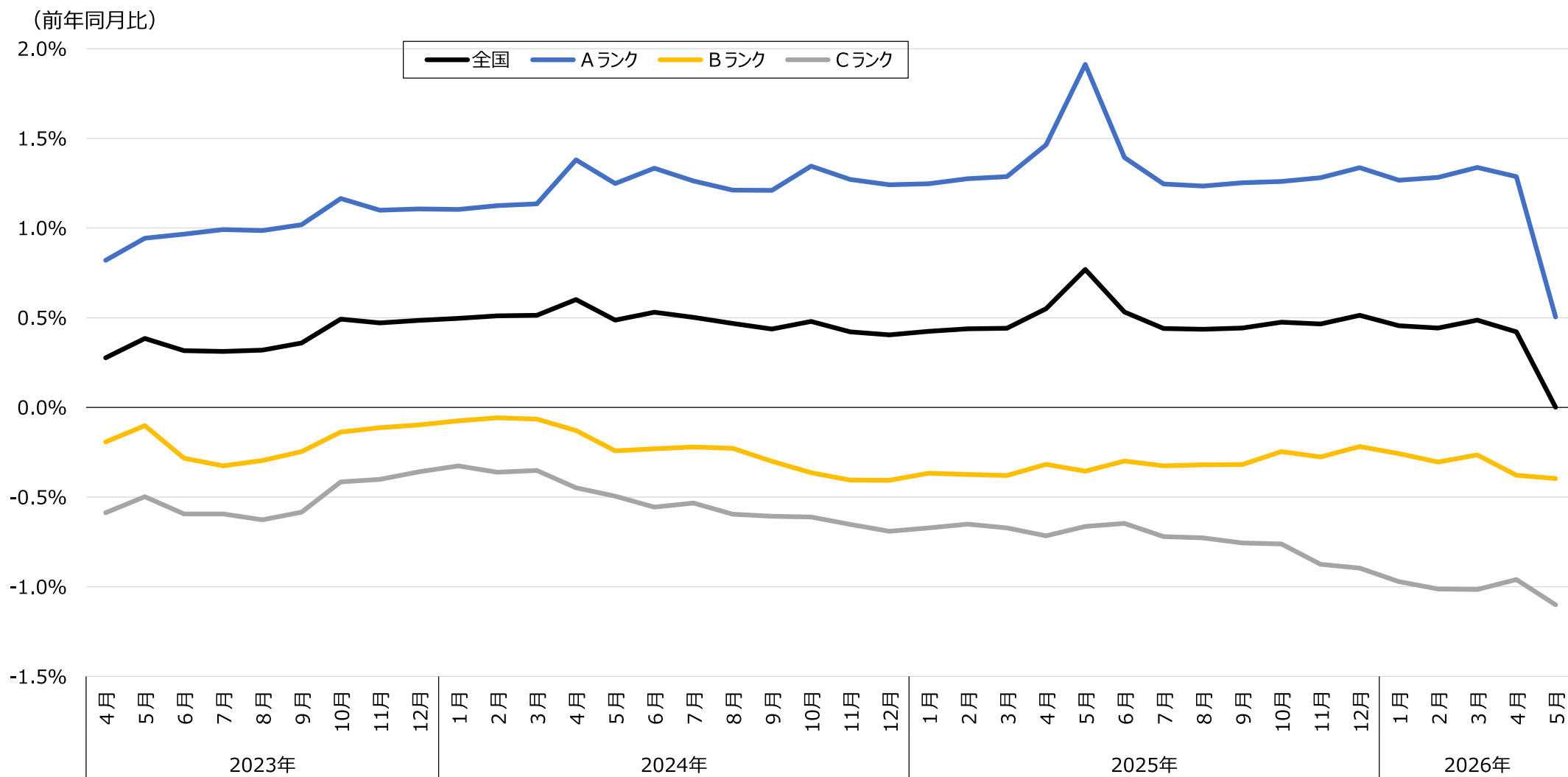
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

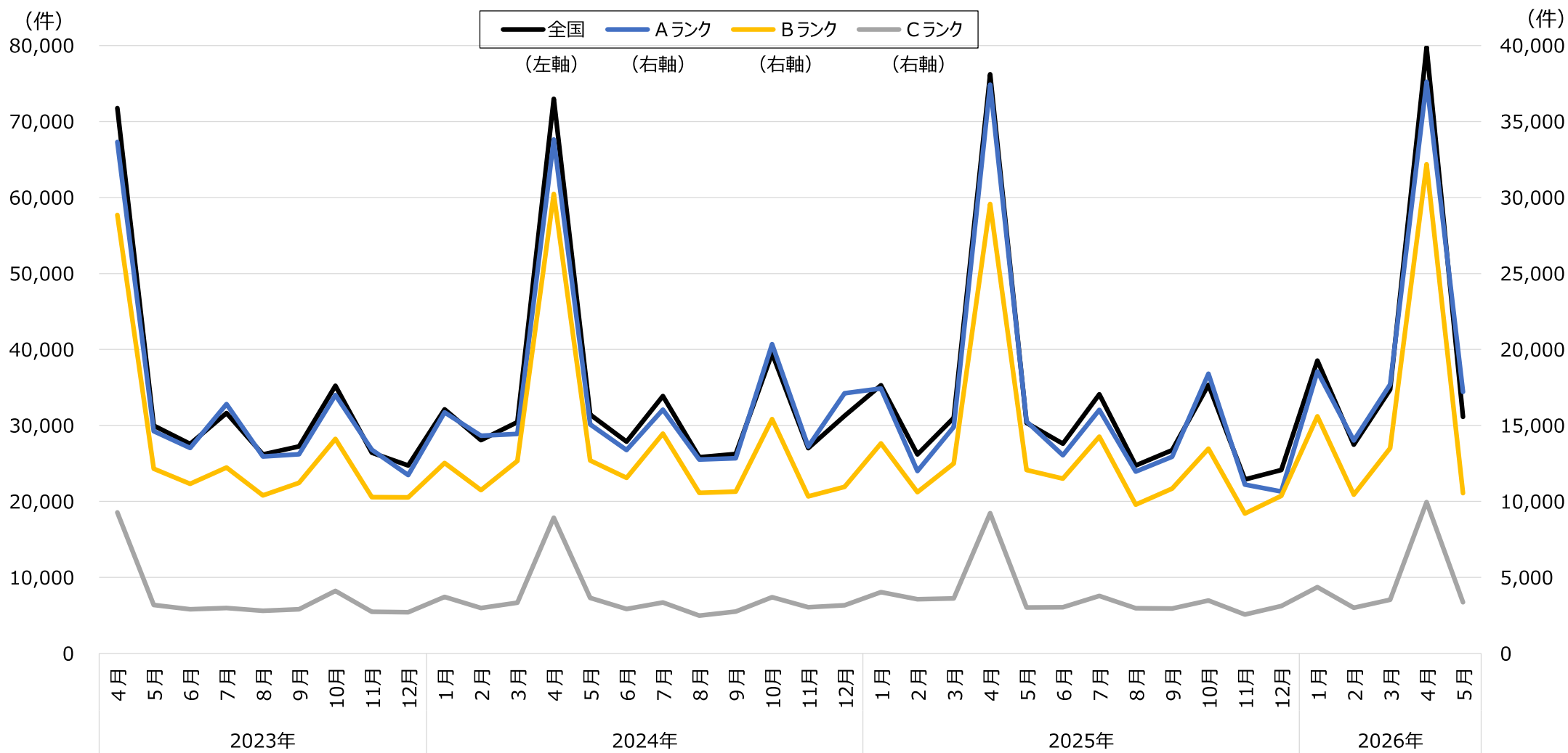
・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

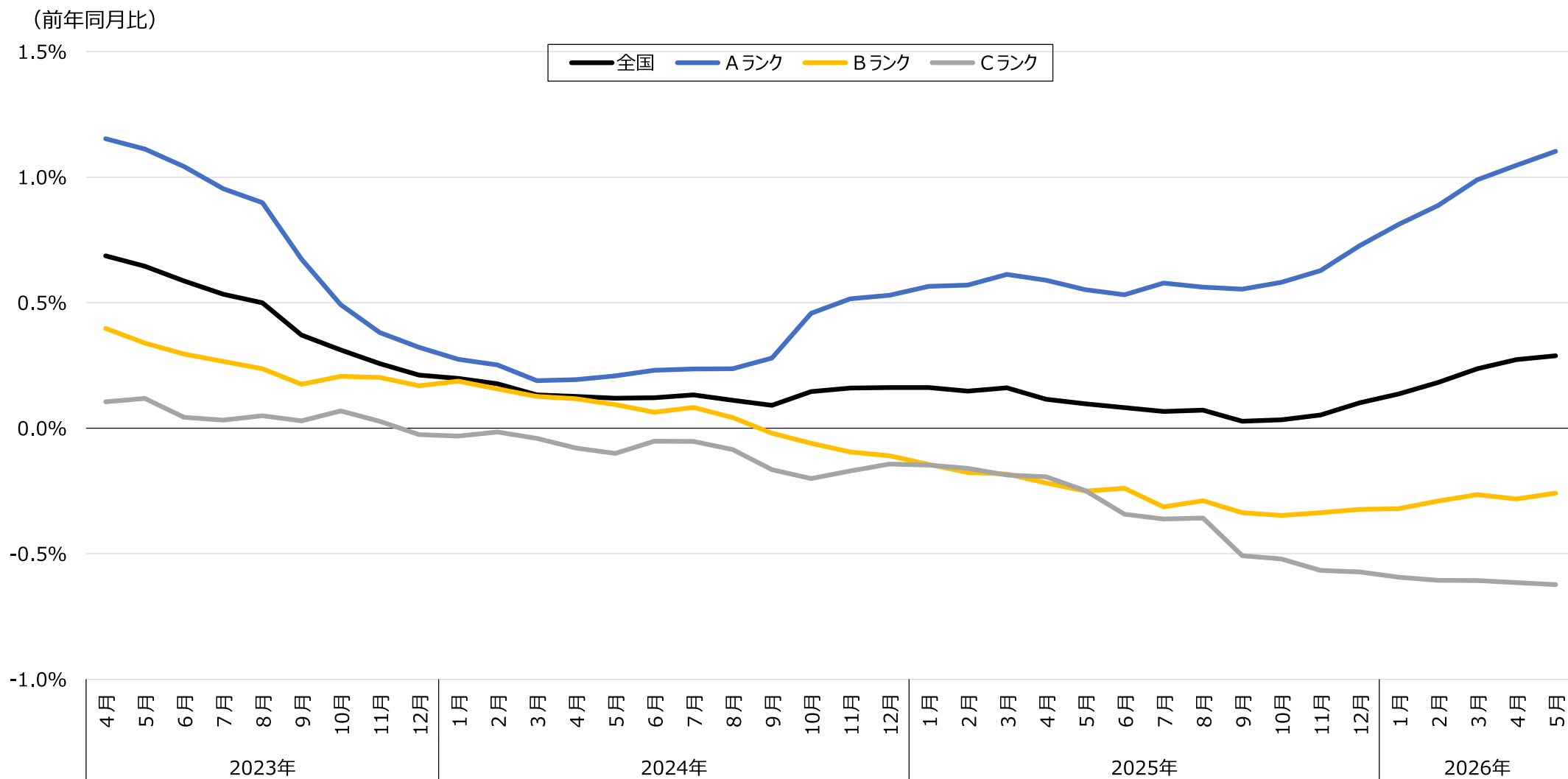
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

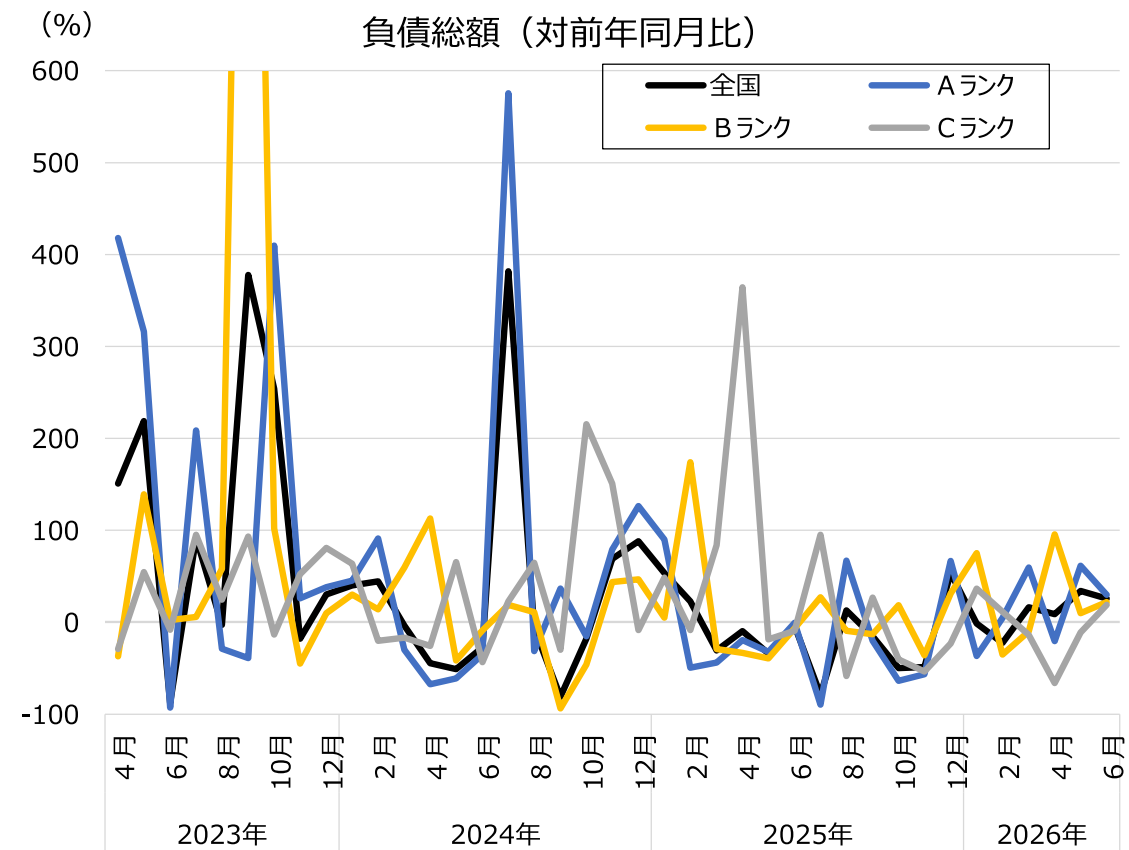
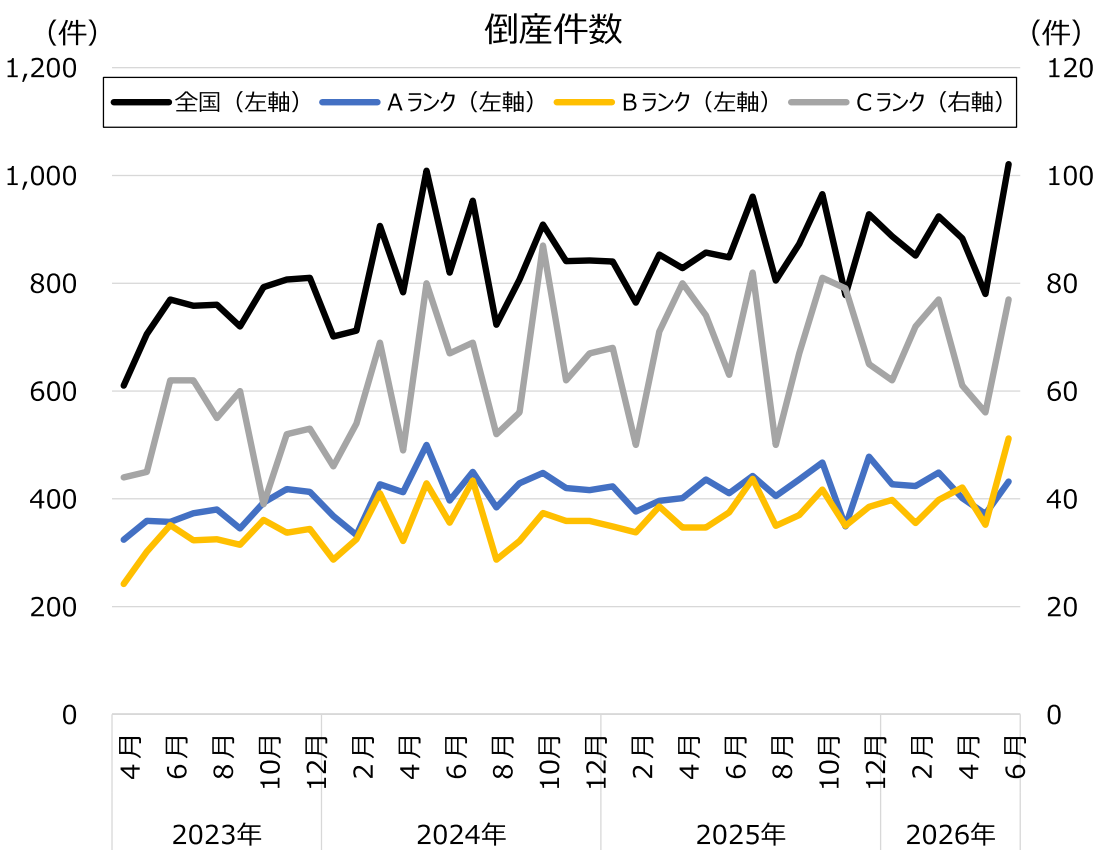
○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

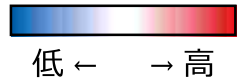
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年				2024年				2025年				2026年	2025年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71



有効求人倍率（季節調整値）

(単位：倍)

	2023年					2024年					2025年					2026年					2025年度 最賃引上げ額																						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月														
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	66		
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65	
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	76		
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.10	1.11	79	
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65	
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80		
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	77		
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	78			
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69	
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12	64	
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78		
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	95		
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	1.00	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.97	64		
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.74	1.73	1.74	1.74	1.70	63	
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	63		
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.38	1.39	65		
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.47	1.46	1.48	1.46	64	
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70	
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69	
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64	
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	63
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.06	1.09	63		
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.23	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	64	
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.23	1.21	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.19	1.18	1.20	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.24	1.22	1.21	1.22	1.22	64	
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.12	1.12	1.11	63	
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	64		
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.17	1.18	1.18	1.16	1.15	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.12	1.15	1.13	1.11	1.13	65		
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.17	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.12	1.12	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.1													

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66							
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65							
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76							
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.5%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79							
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65							
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	80							
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	77							
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	78							
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69							
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	64							
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78								
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63							
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64							
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63							
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	65							
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64						
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70							
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69							
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64							
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63							
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64							
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63							
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63							
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64							
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63							
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64						
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	63							
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64							
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65						
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73						
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71							
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65							
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65						
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64							
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66							
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66							
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77							
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%																									

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	-17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	-11.7%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%</														

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%									
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%								
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%								
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%								
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%								
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%								
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%								
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%								
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%								
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%								
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%								
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%								
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%							
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%								
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%							
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%								
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%								
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%								
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%								
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%								
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%								
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%								
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%								
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%								
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%								
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%								
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%									
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%								
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%								
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%								
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%								
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%								
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%								
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%								
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%								
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%								
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%								
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%								
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.9%								
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7																												

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

健康・労働・福祉の未来を共に築く

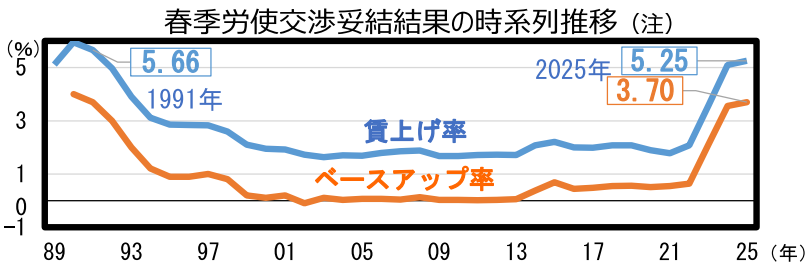


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、賃上げ率が2年連続で5%台で、約30年ぶりの高水準



主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資・省力化投資等の強化**
- **事業承継・M&A**の支援強化
- 「**100億企業**」の創出支援
- **予兆管理**や**再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定の効果を前倒しし、医療・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げを支援**
- ICT機器等の導入等による**生産性向上・職場環境改善の取組を支援**

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の
伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者を支援**
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベア率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

省力化投資促進プラン

- 昨年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「**省力化投資促進プラン**」を策定。
- 昨年12月には、新たに、警備業が追加された。
- プランの実行に当たっては、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国約500の地域金融機関等による省力化ナビも活用したプッシュ型支援、希望する中小企業等に対する**専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」**による、**全国規模でのサポート体制を構築**。

「省力化投資促進プラン」の対象業種

①飲食業（農林水産省・厚生労働省）

②宿泊業（観光庁・厚生労働省）

③小売業（農林水産省・経済産業省）

④生活関連サービス業

(1)理容業、美容業、クリーニング業（厚生労働省）

(2)冠婚葬祭業（経済産業省）

⑤その他サービス業

(1)自動車整備業（国土交通省）

(2)ビルメンテナンス業（厚生労働省）

(3)警備業（警察庁）

⑥製造業

(1)中小製造業（経済産業省）

(2)食品製造業（農林水産省）

⑦運輸業

(1)鉄道（国土交通省）

(2)自動車（国土交通省・経済産業省・農林水産省）

(3)海事（国土交通省）

(4)航空（国土交通省）

⑧建設業（国土交通省）

⑨医療（厚生労働省）

⑩介護・福祉

(1)介護（厚生労働省）

(2)障害福祉（厚生労働省）

⑪保育（こども家庭庁）

⑫農林水産業

(1)農業（農林水産省）

(2)林業（農林水産省）

(3)水産業（農林水産省）

中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 2026年度当初予算額 (2025年度当初予算額) | <2025年度補正予算額>

賃金引上げに関する支援

業務改善助成金 | 21億円(15億円) | <352億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金 (正社員化コース、賃金規定等改定コース)

| 554億円(633億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金 (雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

| 18億円(制度要求) |

人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。

人材開発支援助成金 (人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスティング支援コース) | 533億円(542億円) |

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 101億円(92億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用の一部を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30億円(30億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

| 33億円の内数(34億円の内数) | <148億円の内数>

各都道府県により支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、事業者の生産性向上に係る課題の解決に向けて伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

生産性向上に関する支援

中小企業生産性革命推進事業 <3,400億円>

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小・小規模事業者の生産性向上を実現するため以下の事業を実施。

- ① **中小企業成長加速化補助金** (補助上限額：5億円、補助率：1/2)
…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。
- ② **デジタル化・AI導入補助金** (補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5)
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援。
- ③ **小規模事業者持続化補助金** (補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等)
…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援。
- ④ **事業承継・M&A補助金** (補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3)
…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援。

中堅等大規模成長投資補助金 <4,121億円>

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援。

ものづくり・商業・サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

<2,960億円 ※既存基金を活用>

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

- ① **新事業進出・ものづくり商業サービス補助金** (補助上限額：9,000万円、補助率：1/2～2/3)
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。
- ② **省力化投資補助金** (カタログ注文型補助上限額：最大1,500万円、補助率：1/2 一般型補助上限額：最大1億円 補助率：1/2～2/3)
…人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業) | 122億円 (123億円) |

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等にかかる取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2025年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2025年度 実績（件） ※一部暫定値	2025年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業成長加速化補助金	1,270	211	—
IT導入補助金 / デジタル化・AI導入補助金（※1）	80,439	35,202	—
小規模事業者持続化補助金	49,735	24,503	—
事業承継・M&A補助金	1,866	1,126	—
中堅等大規模成長投資補助金	439	218	308.8
新事業進出補助金（※2）	6,568	1,950	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※2）	9,661	3,161	—
中小企業省力化投資補助金	11,925	8,363	—
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	253	124	—
業務改善助成金	27,674	18,515	270.9
キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、賃金規定等改定コース	148,728	76,259	718.5
人材確保等支援助成金 ※雇用管理制度・雇用環境整備助成コース	1,404	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	105,564	70,779	556.0
働き方改革推進支援助成金	4,040	3,228	54.5

※1 「IT導入補助金」については、令和7年度補正予算から「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更したため並記している。

※2 「新事業進出補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和8年度より統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」となっている。

2026年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定後の賃金引き上げは対象となります。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要があります
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

※1) 助成額の金額は、大企業の場合は助成額、1年1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	業種区分	助成額
業務改善助成金 対象コース(※1)	業種区分	助成額
	業種区分	助成額
労働時間削減・ 年次有給休暇取得支援コース	業種区分	助成額
	業種区分	助成額
勤務時間インターバル・ 導入コース	業種区分	助成額
	業種区分	助成額

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ・設備投資等)＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1) 建設業の場合
(※2) 就業時間数10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに資する設備投資は2倍になります。
なお、就業時間数10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに資する設備投資は2倍になります。
(※3) 近接団体向けコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は職務手当等を就業規則等に規定し、訓練受講者に適用し賃金等手当を支払い3%以上賃金を上げた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% (※1) 経費等入に資する助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるかが異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入時費の62.5%又は75% (50%)

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※1) 助成額の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を導入した場合の助成額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の助成額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース・中途採用拡大コース)

- ・雇入れ支援コース:事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「働き方改革推進支援」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku>



(R8.4)



業務改善助成金の執行状況

(億円)								
	当初予算額 ①	前年度からの繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2025年度	11.9 (14.5)	133.5 (139.3)	345.4 (352.5)	202.1 (208.5)	288.7 (297.8)	270.9	93.8	18,515
2024年度	6.2 (8.2)	94.7 (102.6)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	258.6 (268.9)	233.6	90.3	17,616
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.7 (102.6)	177.5 (184.7)	151.6	85.4	12,977

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。
※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	631	882	740
青森	166	243	128
岩手	246	234	283
宮城	187	233	371
秋田	94	135	177
山形	144	217	240
福島	248	336	503
茨城	211	296	293
栃木	198	337	279
群馬	177	224	191
埼玉	352	416	412
千葉	215	330	381
東京	646	905	740
神奈川	416	554	501
新潟	322	366	403
富山	144	198	209
石川	184	256	322
福井	237	332	419
山梨	124	105	123
長野	243	328	387
岐阜	301	419	397
静岡	276	688	602
愛知	1,021	1,232	1,433
三重	229	286	325

	2023年度	2024年度	2025年度
滋賀	223	266	263
京都	176	435	438
大阪	990	1,261	973
兵庫	550	853	968
奈良	159	242	280
和歌山	173	226	276
鳥取	171	183	150
島根	160	159	220
岡山	257	189	288
広島	385	409	522
山口	232	292	271
徳島	130	317	299
香川	236	315	406
愛媛	169	300	375
高知	191	164	163
福岡	511	811	754
佐賀	202	199	255
長崎	214	251	326
熊本	136	260	232
大分	225	290	280
宮崎	145	156	250
鹿児島	115	152	178
沖縄	215	334	489
全国計	12,977	17,616	18,515

（件）

賃上げを後押しする予算措置

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。

＜中小企業省力化投資補助金＞ 【既存基金を活用】

- **事業概要**：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。
- **補助率**：カタログ注文型 1/2、一般型 1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】：一般型において最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、**補助率を2/3に引上げ** ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限**：カタログ注文型 最大1000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】事業終了時に給与支給総額＋6%以上、かつ、事業場内最低賃金＋3%以上の場合 **上限額を最大1,500万円に引上げ**
一般型 最大8000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋6%以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金＋50円以上の場合 **上限額を最大1億円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

＜事業承継・M&A補助金＞（事業承継促進枠） 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：事業承継に際して行う設備投資等を支援
- **補助率**：1/2～2/3
- **補助上限**：最大800万円 ⇒ 従業員1人当たりの給与支給総額の上昇率が、前年比＋3%以上となる賃上げを達成する場合、**上限額を最大1,000万円に引上げ**

＜新事業進出・ものづくり商業サービス補助金＞ 【既存基金を活用】

- **事業概要**：中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援
- **補助率**：補助率：1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、補助率を2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限**：最大7,000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋6%以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金＋50円以上の場合 **上限額を最大9,000万円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

賃上げを後押しする予算措置

＜小規模事業者持続化補助金＞ 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
- **補助率**：2/3（賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4）
- **補助上限**：最大50万円 ⇒ 1人当たりの給与支給総額を前年と比べ、年平均3%以上の賃上げした場合上限額を最大200万円に引上げ

＜デジタル化・AI導入補助金＞ 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援
- **補助率**：1/2～4/5 ⇒ 【最低賃金引上げ特例】通常枠において、最低賃金引上げに係る補助率引き上げ要件を満たす事業者については、補助率を1/2から2/3に引上げ
- **補助上限**：最大450万円 ⇒ 通常枠において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋3%以上増加、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金＋30円以上の場合上限額を最大150万円から最大450万円に引上げ

＜中小企業成長加速化補助金＞ 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大5億円
※対象者の要件
(1) 「100億宣言」を行っていること。
(2) 補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）であること。
(3) 一定の賃上げ要件（従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上）を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	<u>総額2,000億円</u>
2 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
3 補助事業期間	<u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上</u> （専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	<u>建物費</u> （拠点新設・増築等※）、 <u>機械装置費</u> （器具・備品費含む）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む

中小企業成長加速化補助金の概要（2次公募）

- 令和7年度補正予算では**昨年の約3倍となる「総額3,000億円規模の100億企業支援」を措置。**
 - ①成長加速化補助金を倍増（2,000億円程度）
 - ②中堅等大規模成長投資補助金のうち1,000億円程度を100億宣言企業向けに措置

【概略】		※1次公募 採択倍率：約6.0倍
項目	内容	
1 上限額	5 億円（補助率1/2）	
2 事業期間	交付決定日から24か月以内	
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）	
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上	
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等	

【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



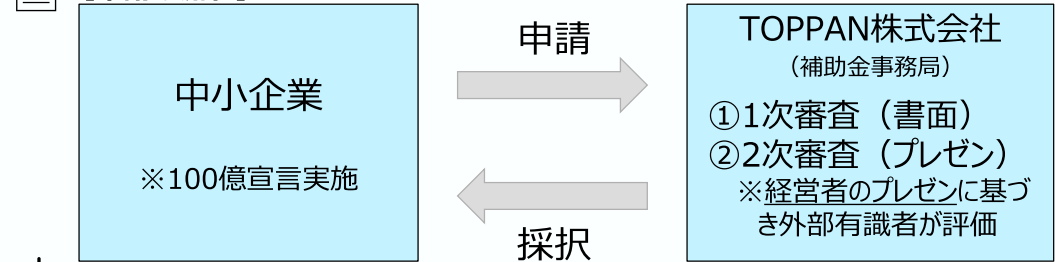
イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上



【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、
その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造
（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組
（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

デジタル化・AI導入補助金

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算事業から、「**デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）**」と名称を変更。

	通常枠	複数社連携 デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、 複数の中小・小規模事業者 で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツール を受注者に共有し、 取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費 （保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”） も対象			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティお 助け隊サービス利用 料 （最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
補助上限	ITツールのプロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 （令和6年10月から令和7年9月の間で、 「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員30%以上である月が3か月以上であることを示した事業者。）	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

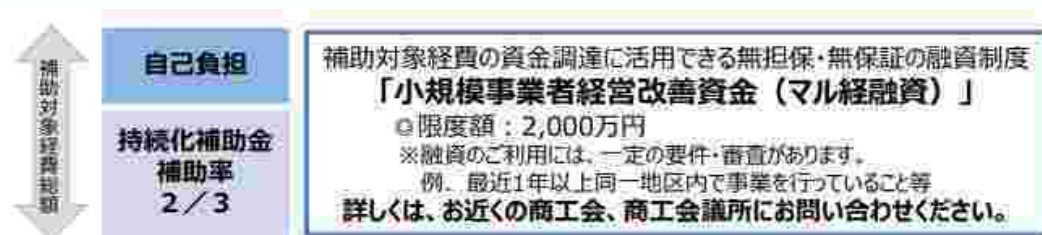
【概要】

項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



※内容は変更となる可能性があります

令和7年度補正
事業承継・M&A補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



先代経営者 → 後継者

5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

- 【対象経費の例】
- 店舗改装工事費用
 - 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M&Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型

■ 買い手支援類型



譲り渡し → M&Aが対象 → 譲り受け

■ 買い手支援類型
補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型
補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型
補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

- 【対象経費の例】
- M&A仲介業者やFAへの手数料等
 - デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M&A後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助

■ PMI 専門家活用類型

■ 事業統合投資類型



譲り渡し → M&Aが対象 → 譲り受け



譲り渡し → M&Aが対象 → 譲り受け

■ PMI 専門家活用類型
補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型
補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業
者に該当する場合

- 【対象経費の例】
- PMI専門家への委託費用
 - 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



廃業 → 一部譲り受け
事業譲渡に伴う廃業が対象



廃業 → 新規事業
廃業後の再チャレンジが対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

- 【対象経費の例】
- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、**土壌汚染調査費**

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充。

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円（中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編）

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム

国

補助
(基金)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

補助
(1/2、2/3)

中小企業等

枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

取適法（改正下請法）の概要

法目的	中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護				
適用対象	①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引				
①取引の内容	製造委託	修理委託	情報成果物作成委託 (プログラム)	役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理)	特定運送委託
②規模要件	委託 事業者	資本金 3 億超	→	中小 受託 事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)
		資本金 1 千万超 3 億以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
		常時使用する従業員300人超			常時使用する従業員300人以下 (個人含む)
①取引の内容	情報成果物作成委託 (プログラム除く)		役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理除く)		
②規模要件	委託 事業者	資本金 5 千万超	→	中小 受託 事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)
		資本金 1 千万超 5 千万以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
		常時使用する従業員100人超			常時使用する従業員100人以下 (個人含む)
義務	禁止行為				
発注内容を明示する義務 (発注書の交付)	受領拒否			報復措置	
取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)	支払遅延 (手形払等の禁止)			有償支給原材料等の対価の早期決済	
支払期日 (受領後60日以内) を定める義務	減額			割引困難な手形の交付	
遅延利息 (14.6%) の支払義務	返品			不当な経済上の利益提供要請	
	買ったたき			不当な給付内容の変更・やり直し	
	購入・利用強制			協議に応じない一方的な代金決定	
措置	公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言				

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、 運輸業その他)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い

中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下

②規模要件 (サービス業)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い

中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下
(個人含む)

具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画（34業種・95団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勧奨**。

③ **調査、公表**（例：価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。
- ✓ 令和8年1月1日の取適法の施行等を踏まえ改正した内容等を、全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」を通じ周知した。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表する取組。
- 一定の補助金の加点措置、賃上げ促進税制の要件として活用されている。
- 2026/6/5時点で95,002社が宣言。



宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄と新たな連携**（脱炭素化・情報化等）
- (2) **委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（※）**（振興法に基づく「**振興基準**」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正
※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等

（参考）コーポレートガバナンス・コード

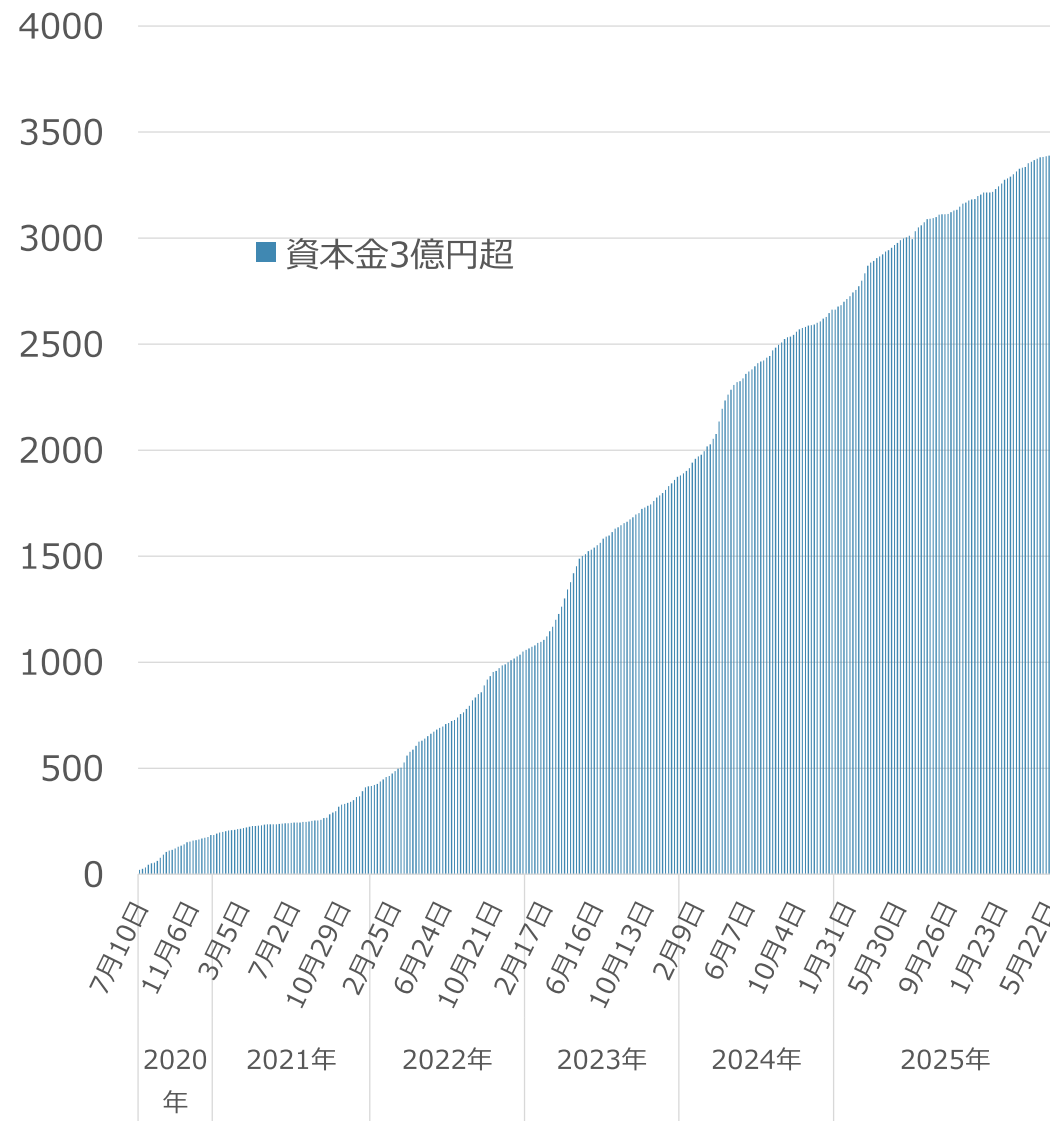
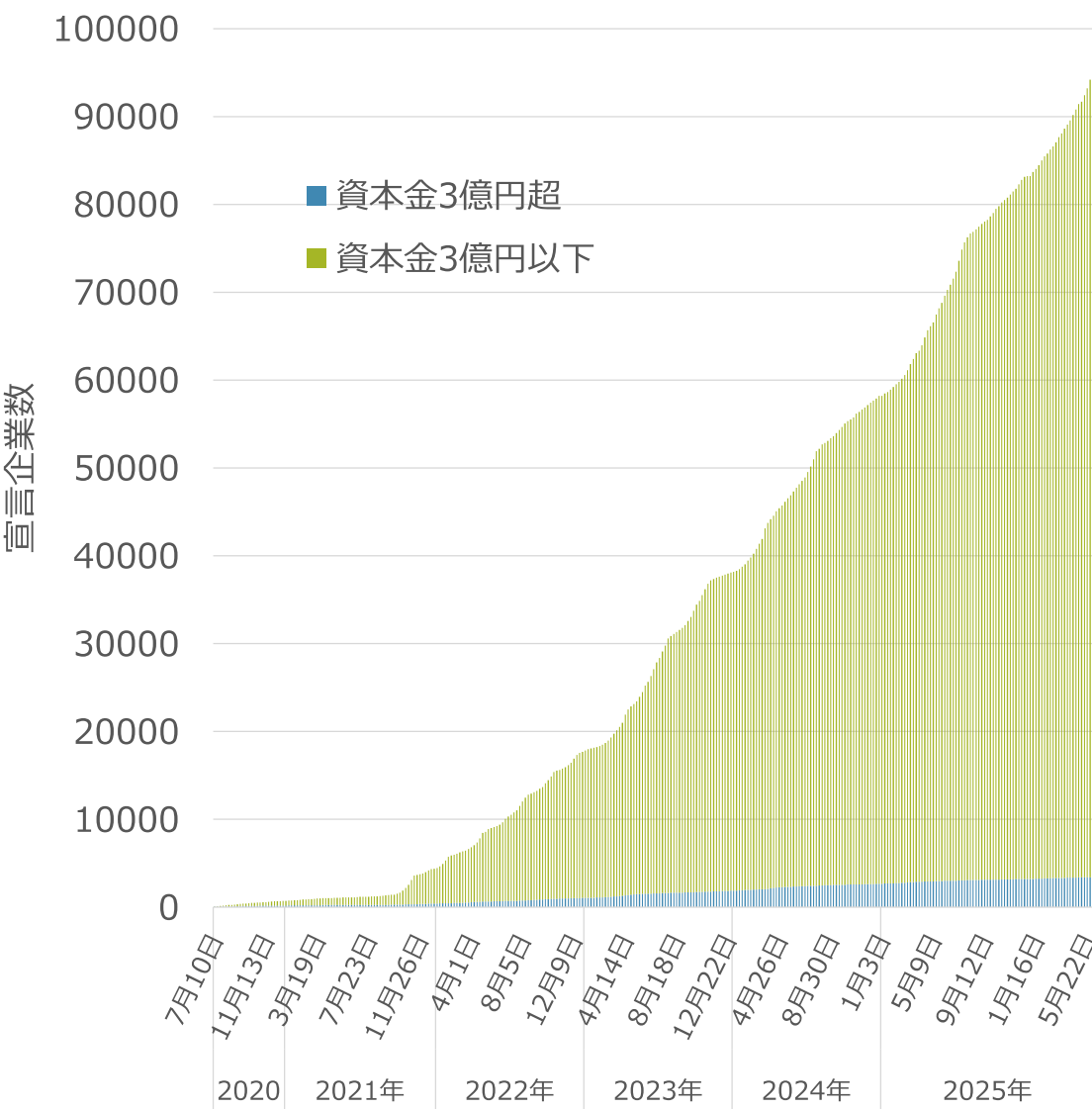
（東京証券取引所 令和3年6月改訂） 抜粋

- 【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。
- 【補充原則2－3①】取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。
- 【コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針（2022年7月19日改訂）抜粋】**取引先との公正・適正な取引**については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況について取締役会が監督することが有益**である。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2026年6月5日時点で**95,002社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,395社**）

■宣言数の推移



賃上げ促進税制の見直し (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

改正後

中堅企業 ※1	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
	+5%	15%		
	+6%	25%		

改正前

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
+4%	25%				

中小企業 ※2	全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+1.5%	15%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
	+2.5%	30%		

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
+2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金と物価の好循環に関する理解醸成について

- 賃金と物価の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇や更なる賃金上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「値段が上がるって、本当に良くないこと？」「物価があがれば賃金も上がるってホント？」

日本の賃金と物価を巡るこれまでの状況や、モノやサービスの値段が決まる仕組み、消費者が物価上昇にどのように向き合えば良いかについて、わかりやすく解説。



- ✓ 値上げは、必ずしも悪いことではない
- ✓ 2022年頃までの約30年間、コストが上昇しても、企業が消費者離れをおそれて値上げできない状況が続いた
- ✓ 2022年頃から、生産コストの上昇が値段に反映され、賃金も物価も上がり始めている



- ✓ 現在は、賃金上昇と物価上昇の好循環ができつつある状況
- ✓ 賃金上昇と物価上昇の良い循環につなげていくことが大切
- ✓ キーワードは「値段の背景を意識して」「買って企業を応援」

<より深く学びたい方向け>

※メイン動画をより詳細に解説した過去動画です。

- [#1 物価上昇！どうする？](#)
- [#2 物の値段はどうやって決まる？](#)
- [#3 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？](#)
- [#4 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！](#)
- [#5 物価はなんで上がらないの？](#)
- [#6 物価をウォッチしよう！](#)

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

動画は[こちら](#)、または



消費者庁 物価について考える

検索

中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- 3月11日（水）の総理指示を踏まえ、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定。3/19（木）出荷分から支給開始。
- 現在の燃料油補助金の基金残高を活用し、ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について、10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。

※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。

※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。

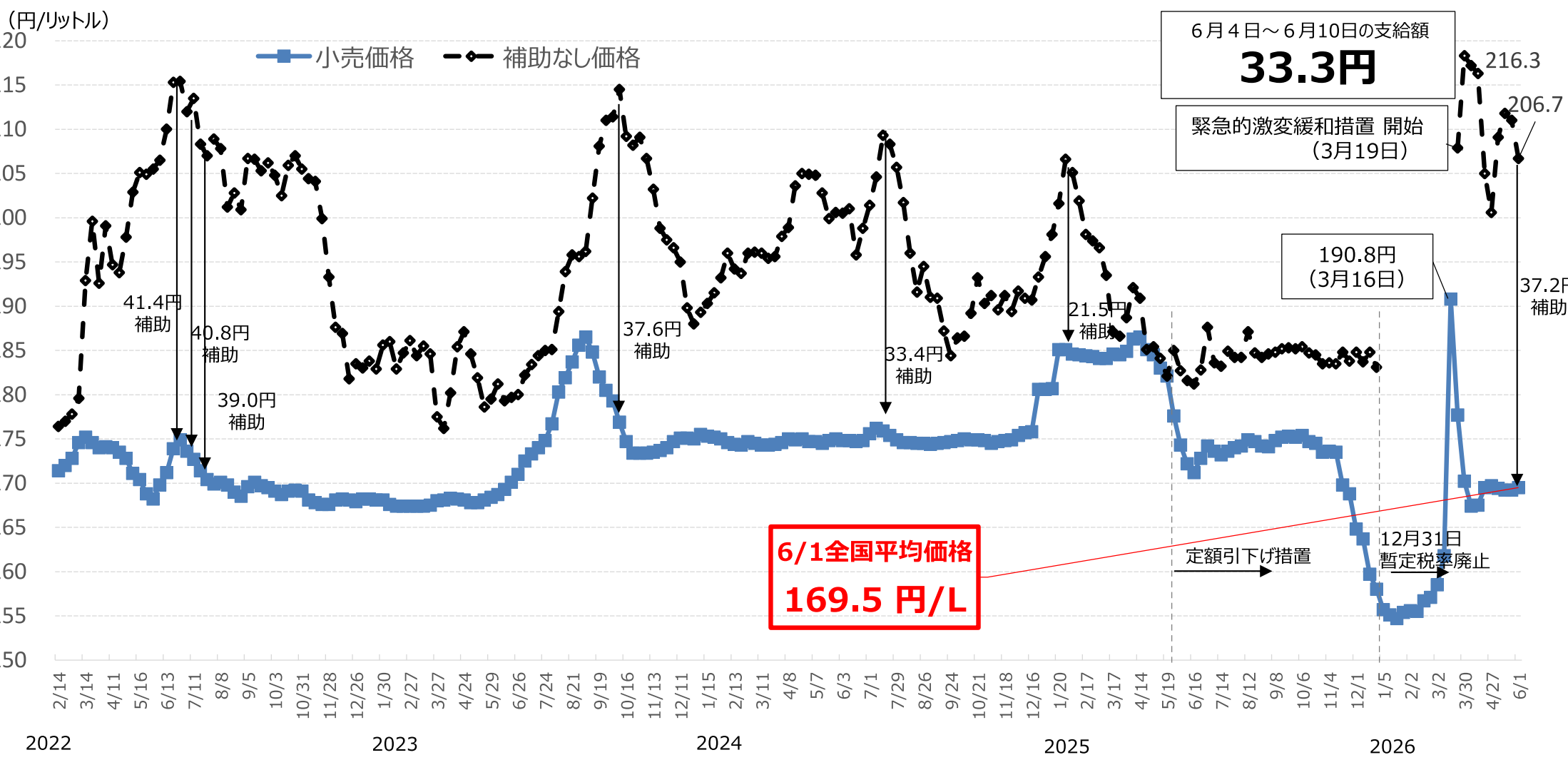
※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。

- 
- 今般、令和7年度予備費を7,948億円措置。（3/24(火)閣議決定）
 - 元々の3月末基金残高見込みと合わせて、1兆円超の基金規模を確保
⇒ 価格高騰が継続する場合にも、切れ目なく安定的な支援

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月1日（月）のガソリン全国平均価格は、169.5円（前週比+0.3円）となった。
 - 6月4日（木）から適用するガソリンの補助額は33.3円。
- ※支給単価 = 翌週の想定ガソリン小売価格（今週の価格169.5円+前週の支給額37.2円+原油価格の変動分-3.4円）-基準価格170.0円

レギュラーガソリン・全国平均価格



今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/m ³
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

いわゆる年収の壁の概要と対策

概要

106万
(社保)
↓
撤廃

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、扶養から外れ、厚生年金・健康保険に加入し、保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
 - ・ 賃金要件：雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年収 約106万円）以上
 - ・ 労働時間要件：週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 企業規模要件：従業員50人超の企業に勤務
 - ・ 学生除外要件：学生ではない
- 加入すると、**厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる**

130万
(社保)
↓
対応

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注2））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上となる場合、扶養から外れ、国民年金・国民健康保険に加入し、保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
- 壁を超えても、被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと**給付面は変わらない**

対策（令和7年以降）

➤ 令和7年年金制度改正法による要件の見直し（被用者保険の適用拡大）

⇒ 賃金要件を撤廃（令和8年10月予定）

※ 最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる（2025年度には全ての都道府県の最低賃金が時給1,016円以上となる）

⇒ 企業規模要件を下表のとおり段階的に撤廃

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

- できる限り「被用者保険」への移行を促す観点から「**被用者保険の適用拡大**」を**着実に実施**。その上で、以下の取組を通じて働く方々に「壁」を意識せず働いていただける環境作りを支援。

➤ キャリアアップ助成金の拡充

⇒ 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設（令和7年7月）

➤ 被扶養者認定に係る見直し

⇒ 被扶養者認定の円滑化（注3）の恒久化（令和7年10月）

⇒ 大学生年代の被扶養者の認定基準を150万円まで引上げ（令和7年10月）

※ 令和7年度税制改正における特定扶養控除の所得要件引き上げの趣旨との整合性を図る観点から見直しを実施。

⇒ 被扶養者認定を雇用契約の内容を基にして行う取扱いを新たに導入（令和8年4月）

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。

（注2）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。

（注3）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、原則として連続2回までは引き続き扶養にとどまることが可能。

被用者保険の適用拡大（令和7年改正）

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

- ④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃 ＜公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行＞

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 （実績値）	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

└ 法律で定める17業種 適用（現行どおり）

└ 上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**

※ 農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

└ 5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。

（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年7月開始、1人当たり最大75万円助成）

① 被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入（令和8年4月1日施行）

- ・ 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。

※ 併せて、当面の措置とされていた事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化。

② 学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し（令和7年10月1日施行）

- ・ 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

キャリアアップ助成金の拡充（「年収130万円の壁」への対応）

労働時間延長メニュー（～R8.3.31）

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。



短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7.1～）

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

- (注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。
 ・左記メニューからの切り替え可。
 ・複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。
 ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	労働時間を更に 2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5% 以上増加又は昇給、 賞与若しくは退職 金制度の適用		

- (注)・被用者保険への継続加入が必要。
 ・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
 （被用者保険適用後1年目と2年目で比較）
 ・賃金は基本給。
 ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

拡充

キャリアアップ助成金

令和8年度当初予算額 1,022億円 (1,025億円) ※ () 内は前年度当初予算額

令和6年度実績 : 71,981件

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

正社員化支援

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換 (※)

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

➤ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額 (1人当たり)

有期→正規 : 80万円 (60万円)

無期→正規 : 40万円 (30万円)

【重点支援対象者※】

【左記以外】

※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者

➤ 新規卒卒で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外

➤ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数 : 20人

①有期→正規 : 90万円 (67.5万円)

②有期→無期 : 45万円 (33万円)

③無期→正規 : 45万円 (33万円)

加算措置等／加算額

正社員化コース

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円 (15万円)

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円 (30万円)

■非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】

1事業所当たり 20万円 (15万円)

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

①3%以上4%未満 : 4万円 (2.6万円)

②4%以上5%未満 : 5万円 (3.3万円)

③5%以上6%未満 : 6.5万円 (4.3万円)

④6%以上 : 7万円 (4.6万円)

上限人数 : 100人

1事業所当たり 60万円 (45万円)

1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円 (30万円)

1事業所当たり1回のみ

60万円 (45万円) <75万円> (※)

※1~2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額

複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

年収の壁対応

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。

また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

賞与・退職金制度導入コース

■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり16.8万円 (12.6万円)

※() は、大企業の場合の額。< > は、小規模事業所の場合の額。

※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円 (45万円) となる。

※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。

100

（参考）「年収の壁・支援強化パッケージ」概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

委員からの追加要望資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

経済・物価の見通しとリスク

令和8年5月11日 第6回経済財政諮問会議
資料1 植田議員提出資料（抜粋）

展望レポート（2026年4月）

中心的な見通し

経済

- 2026年度は、原油価格上昇が交易条件の悪化などを通じて企業収益や家計の実質所得を下押しし、**成長ペースは減速**
- その後は、原油高の影響が減衰し、**成長率を緩やかに高める**

物価

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2026年度は原油価格上昇を受けて**2%台後半となる**が、その後は原油高の影響が減衰し、**プラス幅を縮小**
- この間、人手不足感の強い状況が続くなか、消費者物価の基調的な上昇率は徐々に高まっていき、**2026年度後半から2027年度にかけて「物価安定の目標」と概ね整合的な水準となる**

<政策委員見通しの中央値>

（対前年度比、%、括弧内は1月からの変化）

	2026年度	2027年度	2028年度
実質GDP	0.5 (▲0.5)	0.7 (▲0.1)	0.8
消費者物価 (除く生鮮食品)	2.8 (+0.9)	2.3 (+0.3)	2.0
(参考) 除く生鮮 食品・エネルギー	2.6 (+0.4)	2.6 (+0.5)	2.2

<見通しの前提>

- ・ 中東情勢の影響が今後和らぐもとで、原油価格が下落
- ・ サプライチェーンの大規模な混乱は生じない

経済・物価見通しのリスク

中東情勢を巡るリスク

- 中東情勢を巡る混乱が長期化し、原油価格が高止まりするリスク
- サプライチェーンの大規模な混乱が生じ、企業の生産活動に大きな影響をもたらすリスク

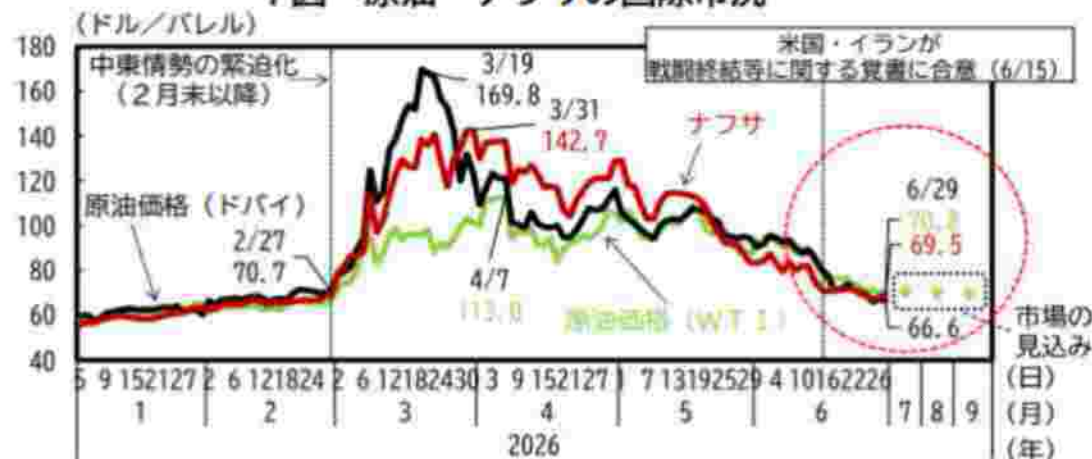
リスクバランス

- 2026年度を中心に、**経済の見通しは下振れリスク、物価の見通しは上振れリスクの方が大きい**
- 企業の賃金・価格設定行動が積極化していることなどを踏まえると、とくに、物価上昇率が大きく上振れていくリスクが顕在化し、それがその後の経済に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に留意する必要

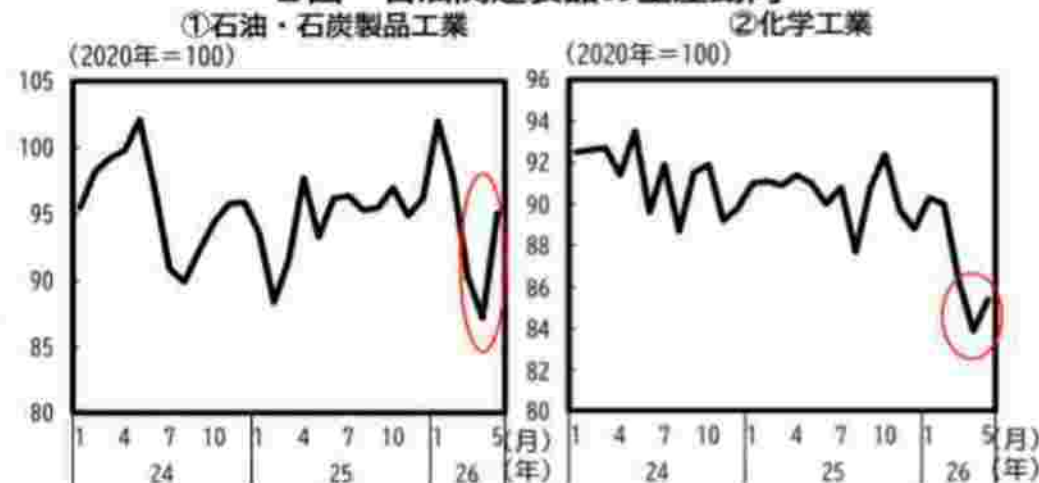
今月のポイント 中東情勢の影響（原油等の国際市況、石油関連製品の生産予測、物価・賃金動向）

- ◆ 原油・ナフサの国際価格は、中東情勢の緊迫化以前の水準に近づく（1 図）。我が国の石油・化学製品の生産は、原料代替調達の進展もあって、4 月を底に増加に転じる動き（2 図）。
- ◆ 他方、物価面では、米イラン合意前の原油等価格上昇の影響が、輸入物価、企業物価の順に現れ始めている（3 図）。ただし、消費者物価は激変緩和措置によって緩やかな上昇に抑制されており、賃上げの進展とともに実質賃金はプラスを維持（4 図）。

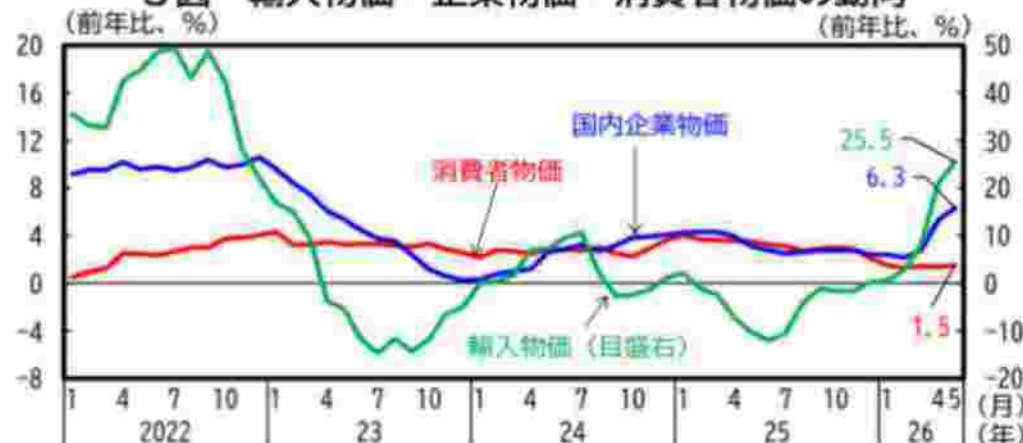
1 図 原油・ナフサの国際市況



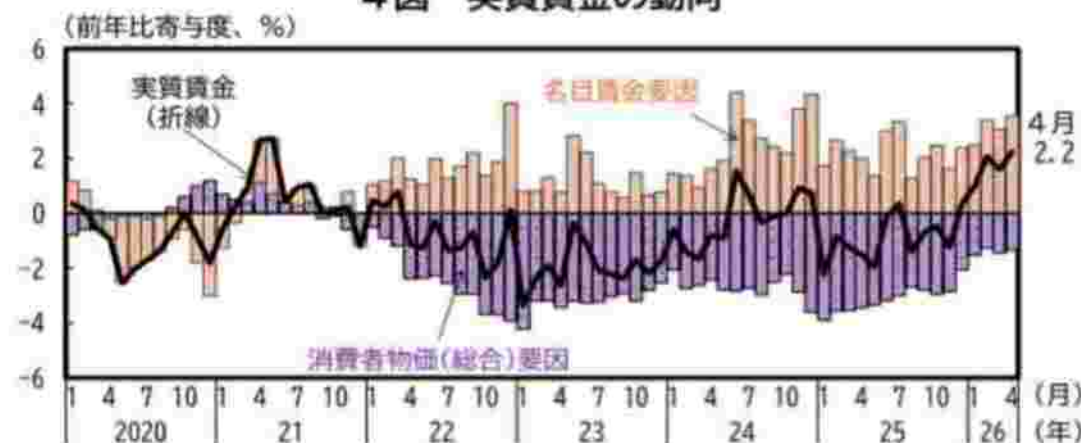
2 図 石油関連製品の生産動向



3 図 輸入物価・企業物価・消費者物価の動向



4 図 実質賃金の動向



(備考) 1. 1 図は、Bloombergにより作成。WTIは、6月は22日以降は8月受渡し、7月は9月受渡し、8月は10月受渡し、9月は11月受渡し価格の直近値（6月29日時点）を示す。

2. 2 図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。②化学工業は医薬品を除いた値。

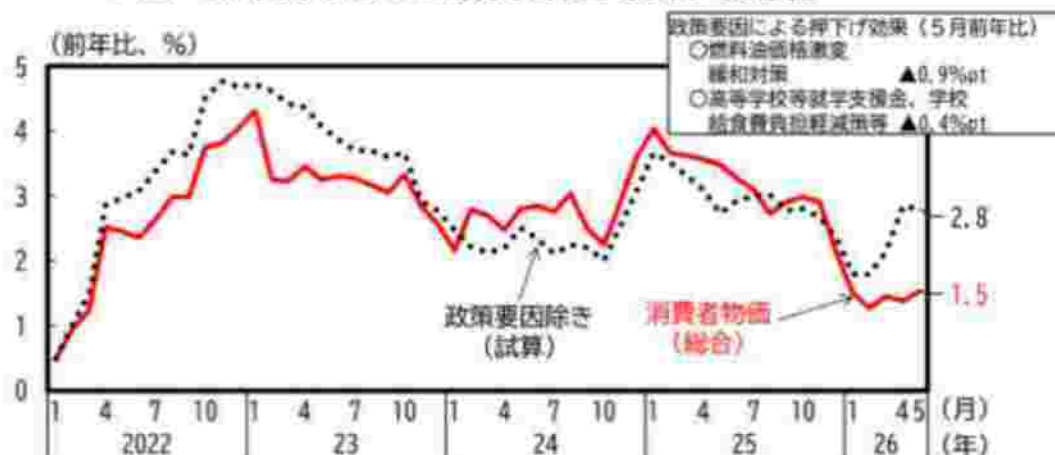
3. 3 図は、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」により作成。輸入物価は円ベース。

4. 4 図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。

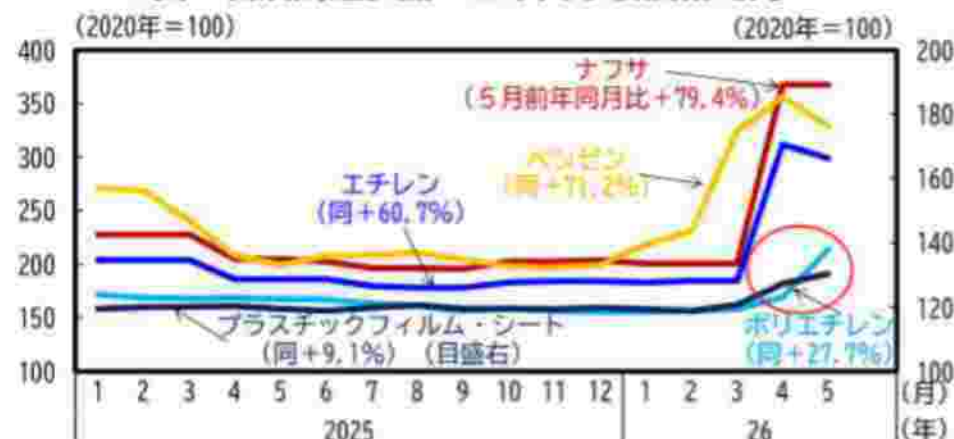
今月の指標（1） 中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、5月の消費者物価は3%近い上昇率になったと試算される（1図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（2図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達の進展が貿易統計からも確認できる（3図）。消費者マインドは、4月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（4図）。

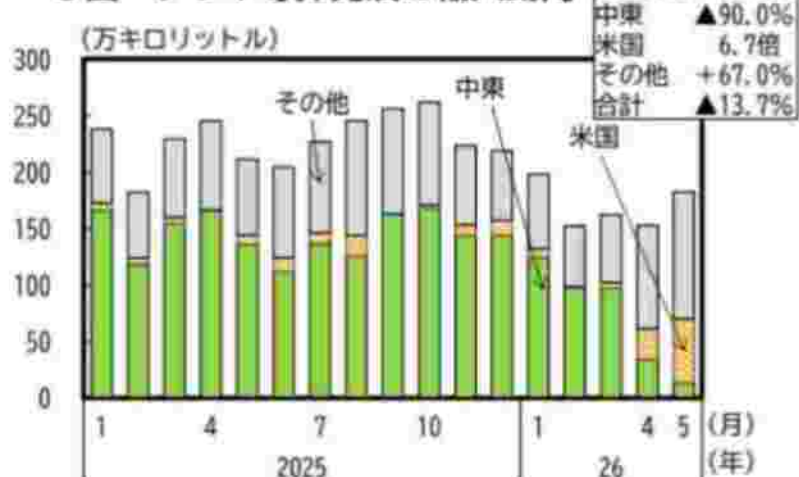
1図 政策効果による消費者物価抑制（試算）



2図 石油関連製品の企業間取引価格動向

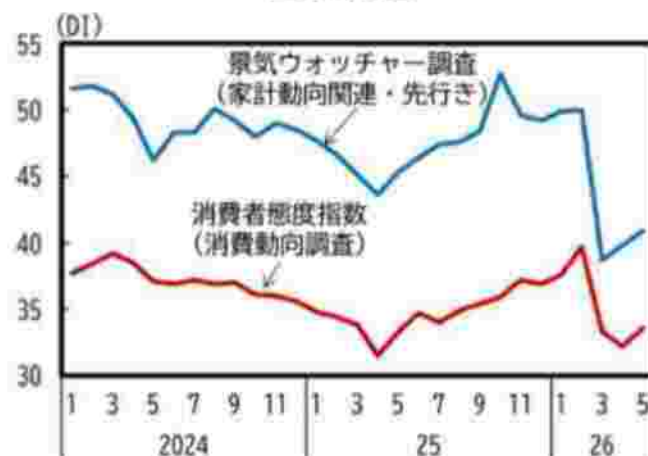


3図 ナフサ等揮発油の輸入動向

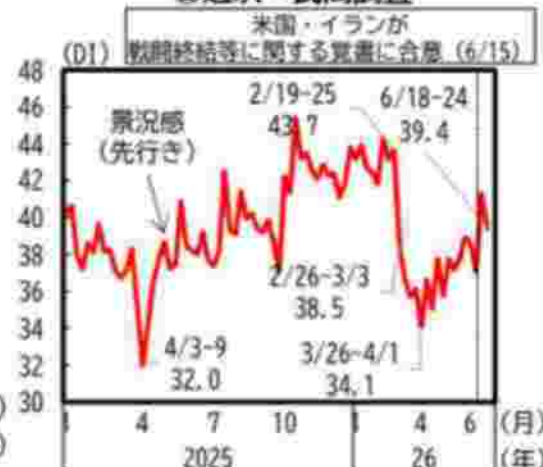


4図 消費者マインドの動向

①月次調査



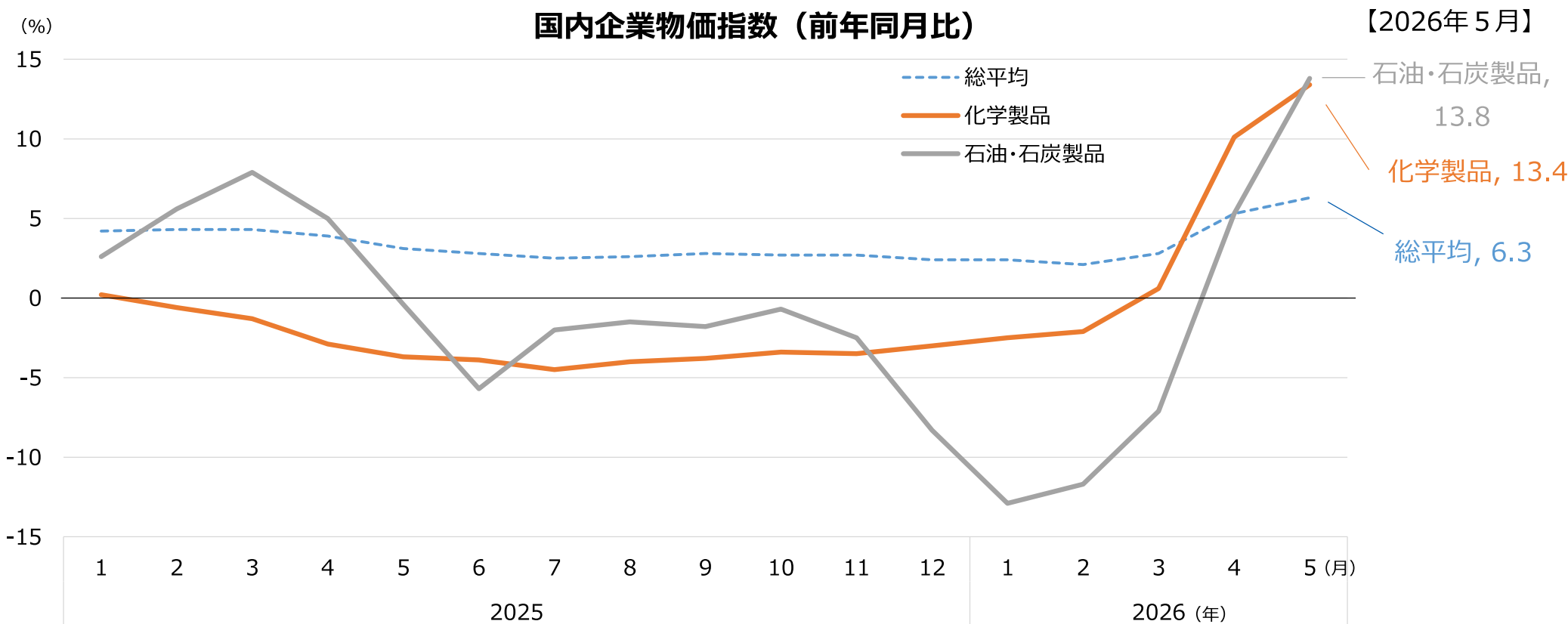
②週次・民間調査



（備考）1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年5月の前年同月比。
 3. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。4. 4図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、2～3か月後の景況感や消費予想について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油・C重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年 5月速報値。

「中東情勢の緊迫化による 中小企業へのエネルギー等の影響調査」 集計結果

■ 調査概要	1
■ 調査結果の主なポイント	2
■ 調査結果の詳細	3～12

2026年6月12日
日本商工会議所・東京商工会議所

- (1) 調査地域：全国47都道府県 (2) 回答企業数：2,497社
 (3) 調査期間：2026年5月7日～5月29日 (4) 回収商工会議所数：205商工会議所
 (5) 調査対象：各地商工会議所の会員企業 (6) 調査方法：各地商工会議所を通じて依頼（WEB回答）
 (7) 調査の目的：昨今の中東情勢の緊迫化に伴う、地域中小企業の実態への影響を把握し、現下の情勢に即した支援策の検討や、政府等への政策提言に活用する。

(※) 各構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比が100%にならない場合がある。

【回答企業の属性】

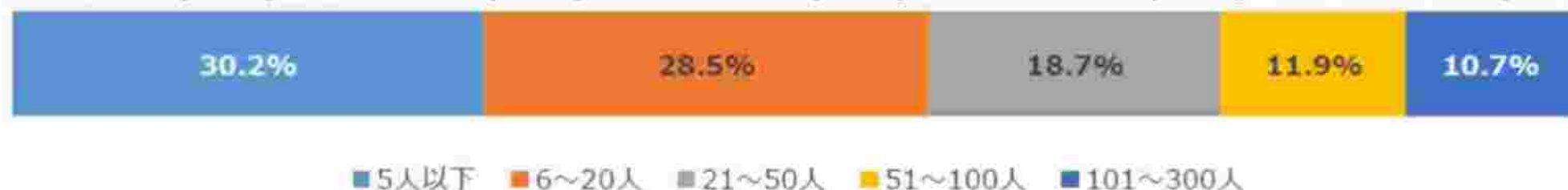
(1) 業種

建設業：535社【21.4%】 製造業：612社【24.5%】 卸売業（石油卸売業を除く）：217社【8.7%】 小売業（燃料小売業を除く）：232社【9.3%】
 情報通信業：63社【2.5%】 運輸業：103社【4.1%】 宿泊・飲食業：84社【3.4%】 医療・福祉業：47社【1.9%】
 金融・保険・不動産業：78社【3.1%】 その他サービス業：339社【13.6%】 石油卸売業・燃料小売業、電気・ガス・熱供給：83社【3.3%】
 その他：104社【4.2%】



(2) 従業員規模

5人以下：755社【30.2%】 6～20人：712社【28.5%】 21～50人：466社【18.7%】 51～100人：296社【11.9%】 101～300人：268社【10.7%】



1. 燃料・石油化学製品への影響は「価格上昇」が最多。7～8割の企業に影響あり

- 中東情勢の緊迫化による「燃料」・「石油化学製品（原材料・部材等、消費財・備品等）（※）」に関する経営への影響は、いずれも「価格上昇」が最多で、企業の約7～8割に影響が出ている。
- 「『燃料』の供給の停滞・目詰まり」の影響は約3割であるのに対し、「『石油化学製品』の供給の停滞・目詰まり」の影響は、「原材料・部材等」、「消費財・備品等」のいずれにおいても5割以上の企業が影響を受けている。

2. 経営への影響を受けている企業は9割超。「コスト負担の増加」が上位に

- 経営への影響の具体的内容は、「仕入価格の高騰（74.8%）」を筆頭に、「燃料価格の高騰（62.9%）」や「物流費の高騰（38.7%）」といったコスト負担の増加が上位を占める。
- コスト増加分の価格転嫁の状況は、「価格転嫁できている・一部できている企業」は約5割（46.6%）、「ほとんど価格転嫁できていない・していない企業」も約5割（48.4%）。

3. 業種別では、「製造業」「建設業」「宿泊・飲食業」において「仕入価格の高騰によるコスト負担の増加」の影響が最多

- 建設業では、上記のコスト負担の増加に加え、「仕入物資の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下」、「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少」が他の業種と比べて高い。

4. 中東情勢緊迫化に対する企業の対応は「価格転嫁」と「在庫確保」が多い

- 対応内容は、「上昇したコストの販売価格の転嫁」が約4割（39.7%）で最多。「消費財等の在庫確保（38.9%）」、「燃料や原材料等の積み増し（16.0%）」といった在庫確保の動きもみられる。
- 在庫積み増しに取り組む企業のうち、「燃料」の在庫については、約6割の企業は通常の水準、約1割の企業では通常よりも多い水準で確保している。また、「石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）」の在庫については、「通常の水準」、「通常よりも多い水準」を確保している企業はそれぞれ約2.5割。

5. 政府等に対しては、「安定供給の確保」と「コスト・資金面への支援」を要望

- 政府等に対しては、事業継続の前提となる「エネルギーの安定供給確保」を求める割合が最も高い。次いで、「電力・ガス料金、燃料費の負担軽減」や「資金繰り支援」等のコストおよび資金面での負担軽減を求める企業が多い。

（※）本調査における「石油化学製品」とは、ナフサを原料として製造される化学製品およびその加工品を指す。

1. 事業活動に関連するエネルギー・石油化学製品への影響

- 中東情勢の緊迫化による「燃料」・「石油化学製品（原材料・部材等、消費財・備品等）」に関する経営への影響は、いずれも「価格上昇」が最多で、企業の約7～8割に影響が出ている。
- 「『燃料』の供給の停滞・目詰まり」の影響は約3割（28.0%）であるのに対し、「『石油化学製品』の供給の停滞・目詰まり」の影響については、「原材料・部材等」、「消費財・備品等」のいずれにおいても5割以上の企業が影響を受けている、と回答しており、「燃料」より「石油化学製品」の目詰まりの影響が大きい。

【複数回答】 n=2,497

（1）燃料：ガソリン・軽油・重油等のエネルギー



（2）石油化学製品のうち、製品・サービスの提供に関わる原材料・部材、販売用商品等

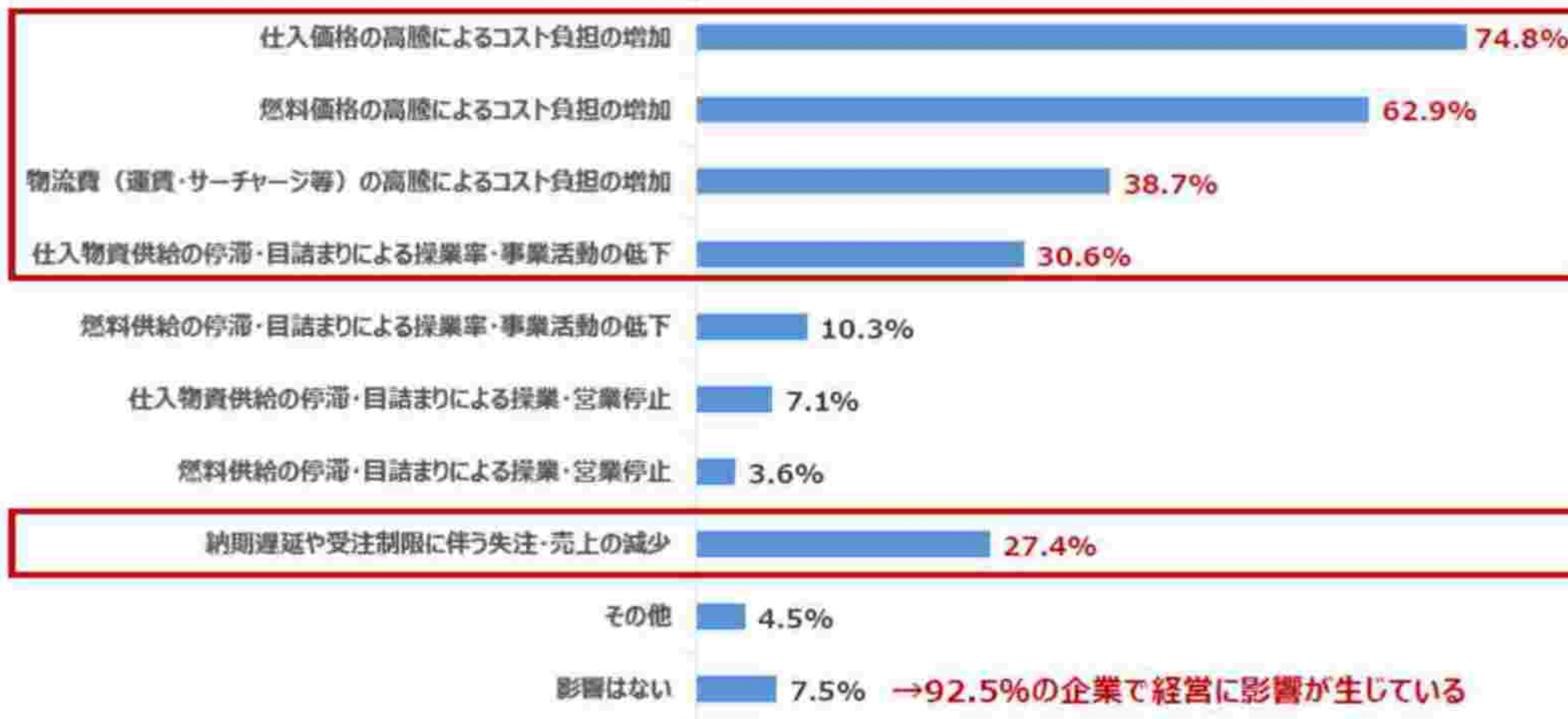


（3）石油化学製品のうち、業務等で使用する消費財・備品・業務用資材等



- 中東情勢の緊迫化は、9割超（92.5%）の企業で何らかの影響が生じている。
- 影響の具体的内容は、「仕入価格の高騰（74.8%）」を筆頭に、「燃料価格の高騰（62.9%）」や「物流費の高騰（38.7%）」といったコスト負担の増加が上位を占める。
- 「仕入物資供給の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下（30.6%）」や「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少（27.4%）」の回答が続き、供給等の目詰まりによる影響も生じている。

【複数回答】 n=2,494

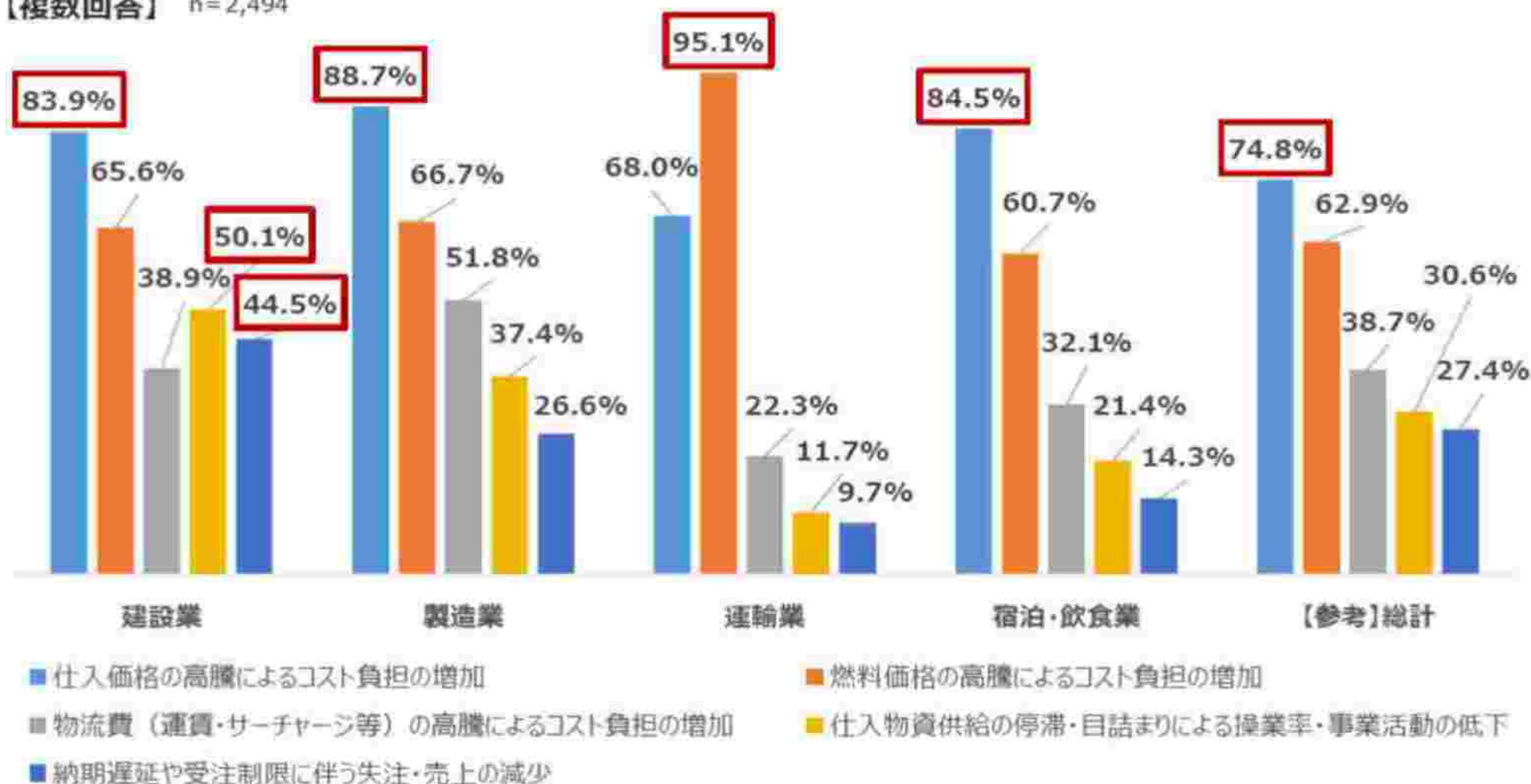


2. 経営への影響（業種別）

5

- 業種別の影響をみると、建設業、製造業、宿泊・飲食業では、「仕入価格の高騰によるコスト負担の増加」が8割以上と最も多い。運輸業のみ、「燃料価格の高騰によるコスト負担の増加」が最多。
- 建設業では、上記のコスト負担の増加に加え、「仕入物資の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下」、「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少」が他の業種と比べて高い。

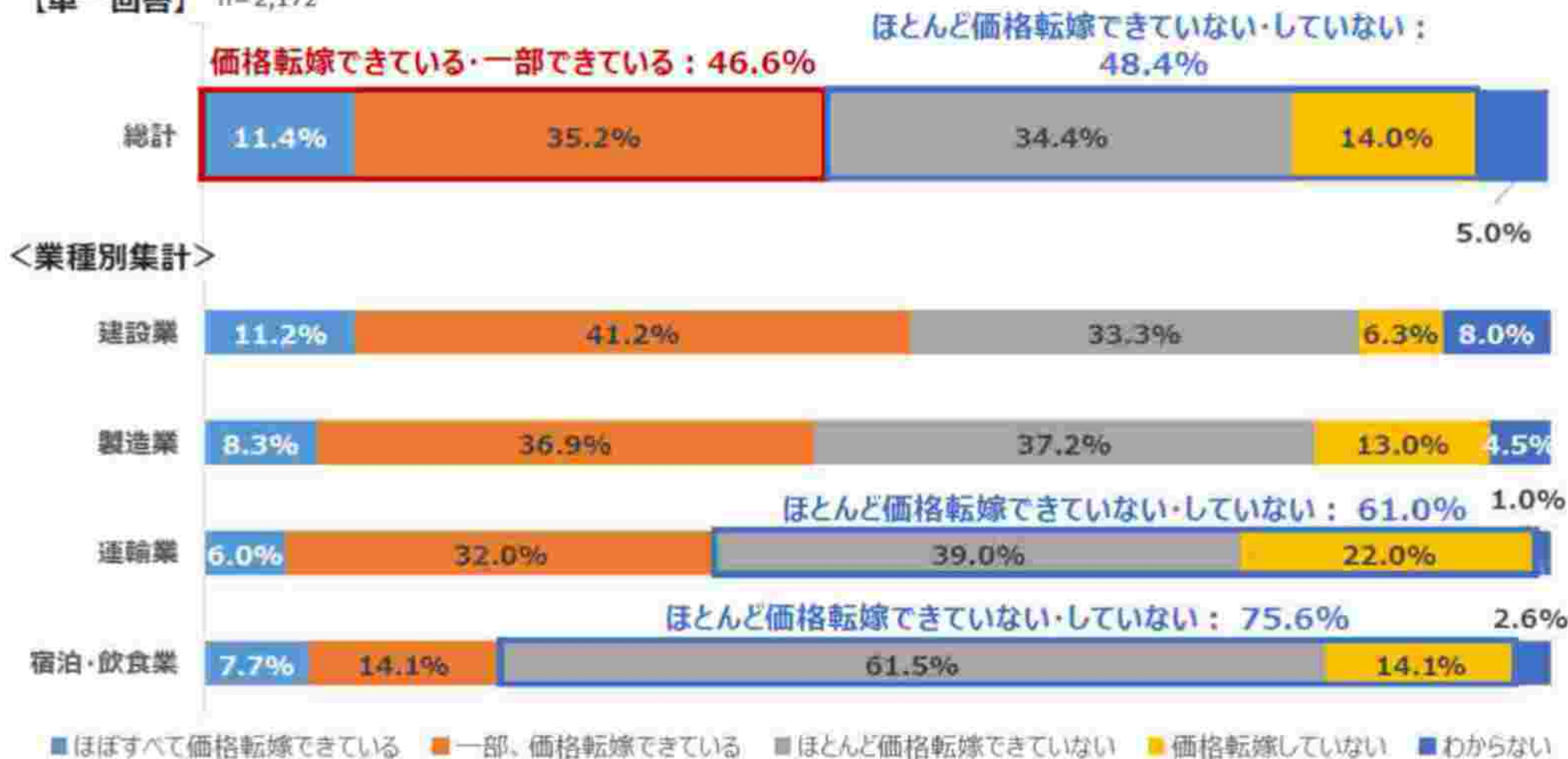
【複数回答】 n=2,494



2. (更問) コスト増加分の価格転嫁の状況

- 仕入価格・燃料価格・物流費高騰の影響を受けている企業（④ページ）にのみ、コスト増加分の価格転嫁の状況を聞いたところ、「価格転嫁できている・一部できている企業」は約5割（46.6%）、「ほとんど価格転嫁できていない・していない企業」も約5割（48.4%）となっている。
- 業種別の転嫁状況では、宿泊・飲食業（75.6%）、運輸業（61.0%）は、ほとんど価格転嫁できていない・していない企業の割合が高くなっており、円滑な価格転嫁が課題となっている。

【単一回答】 n=2,172



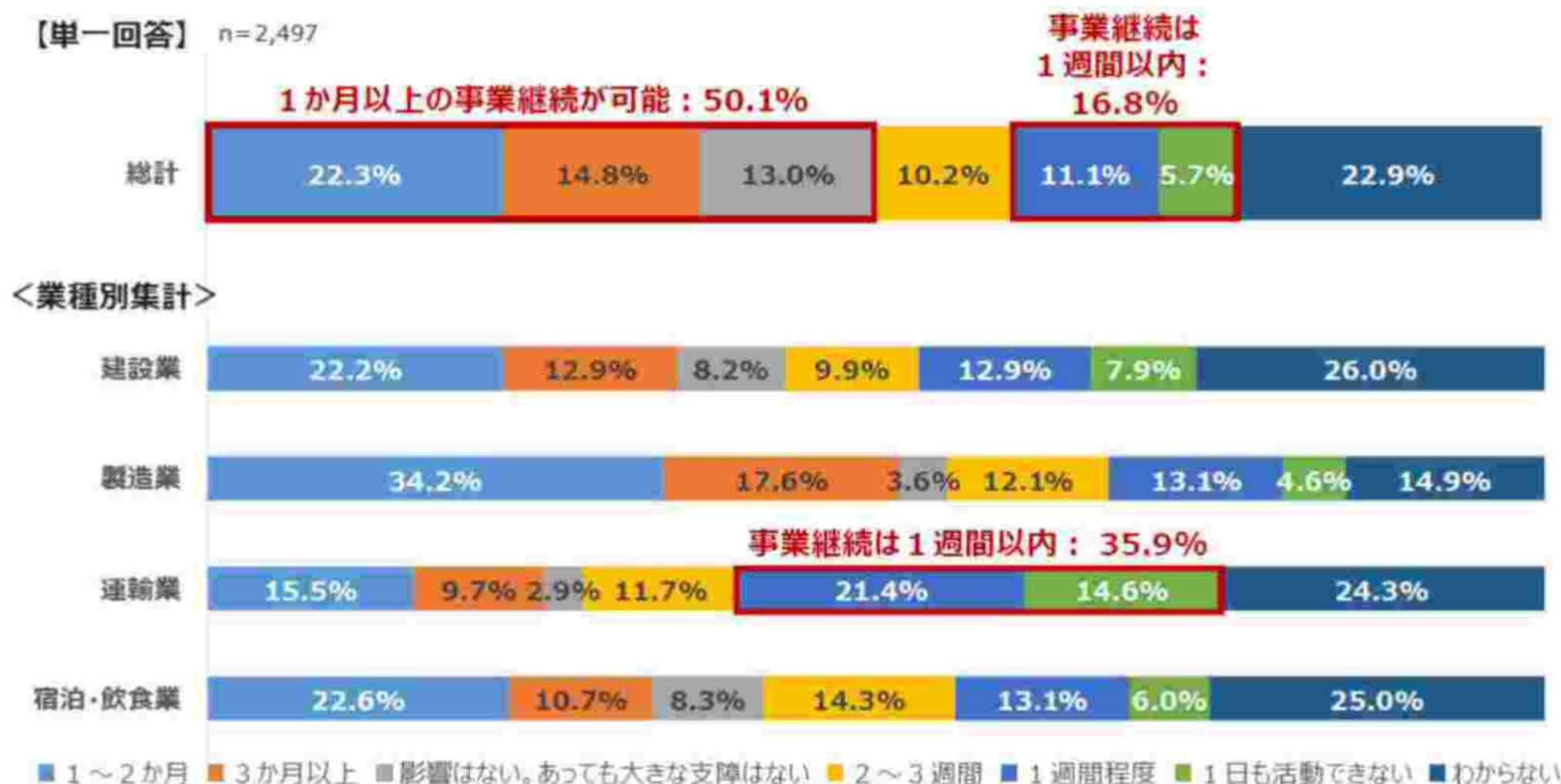
3. 供給途絶・著しい価格上昇が生じた場合の在庫等による事業活動の継続期間

7

○ 仮に燃料・石油化学製品の供給途絶や著しい価格高騰が生じた場合でも、在庫活用等によって「1か月以上の事業継続が可能」な企業は約4割（37.1%）、「影響はない」企業は約1割（13.0%）と、約半数の企業（50.1%）は1か月以上の活動が可能と回答。

○ 約2割（16.8%）の企業は「1週間以内」と回答しており、業種別では、特に、運輸業では約4割（35.9%）と、燃料等の供給途絶の影響が大きい。

【単一回答】 n=2,497

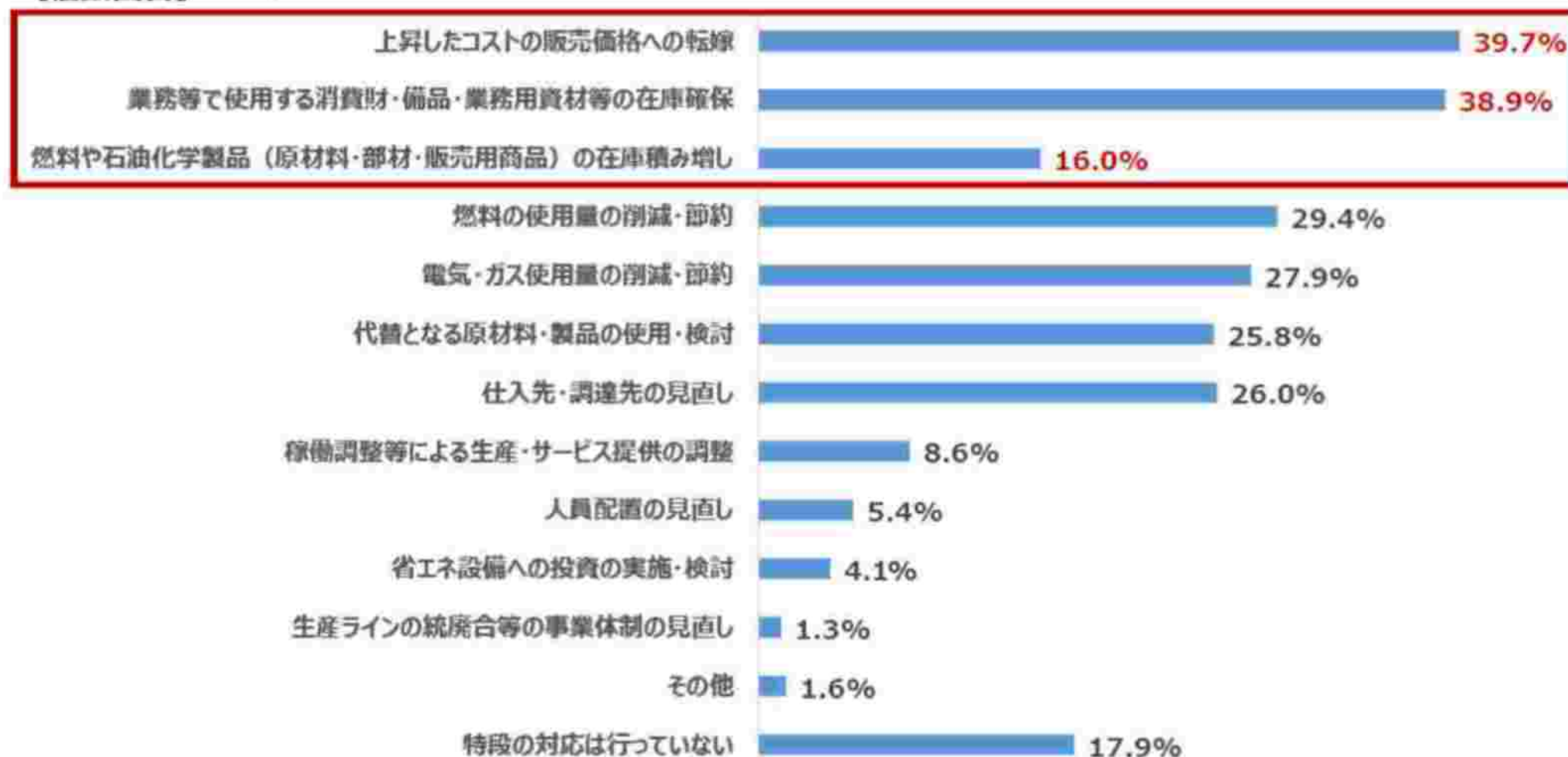


4. 中東情勢の緊迫化に対する対応

8

- 中東情勢の緊迫化に対して行っている対応（今後の予定も含む）を聞いたところ、約8割（82.1%）の企業が何らかの対応を行っている（または検討している）。
- 具体的な対応内容は、「上昇したコストの販売価格への転嫁（39.7%）」が最多。「消費財等の在庫確保（38.9%）」、「燃料や原材料等の積み増し（16.0%）」といった在庫確保の動きも見られる。

【複数回答】 n=2,476



→82.1%の企業で対応を行っている（または検討している）

4. 中東情勢の緊迫化に対する対応（価格転嫁部分・従業員規模別分析）

9

○中東情勢の緊迫化に対して行っている対応（今後の予定も含む）について、「上昇したコストの販売価格への転嫁」と回答した企業（⑧ページ）を従業員規模別に分析したところ、「従業員数5人以下」は約3割（31.4%）と他の従業員規模と比べて価格転嫁が進んでいない。

【単一回答】 n=2,476



4. (更問) 供給不安に備えた燃料・石油化学製品の在庫の状況

10

- 「燃料や石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）の在庫積み増しを行っている（今後の予定も含む）」と回答した企業（⑧ページ）のみに、現在の在庫の状況を聞いたところ、「燃料」については、約6割（56.5%）の企業が通常の水準を確保しており、約1割（10.6%）の企業は通常よりも多い水準で確保している。
- 「石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）」については、通常の水準を確保している企業は約2.5割（25.1%）、通常よりも多い水準を確保している企業は約2.5割（26.6%）となっている一方で、通常の在庫水準を確保できていない企業は約5割（48.4%）と、「燃料」と比較すると供給不足となっている企業の割合が高い。

【単一回答】 n=395

(1) 燃料



(2) 石油化学製品



■ 通常の水準を確保している

■ 通常より5%程度積み増ししている

■ 通常より10%程度積み増ししている

■ 通常より20%以上積み増ししている

■ 通常より少ない水準しか確保できていない

5. 政府・自治体に求める対応

- 政府・自治体に求める対応としては、「エネルギーの安定供給確保」が約 6 割（57.5%）と最多となっている。
- 求める個別支援策については、「電力・ガス料金の負担軽減（24.2%）」、「燃料費の負担軽減（23.6%）」など、価格高騰の影響を受け、エネルギー・燃料価格への負担軽減を求める声が多い。次いで、「資金繰り支援（23.7%）」のニーズも高い。

【上位3つを回答】 n=2,497

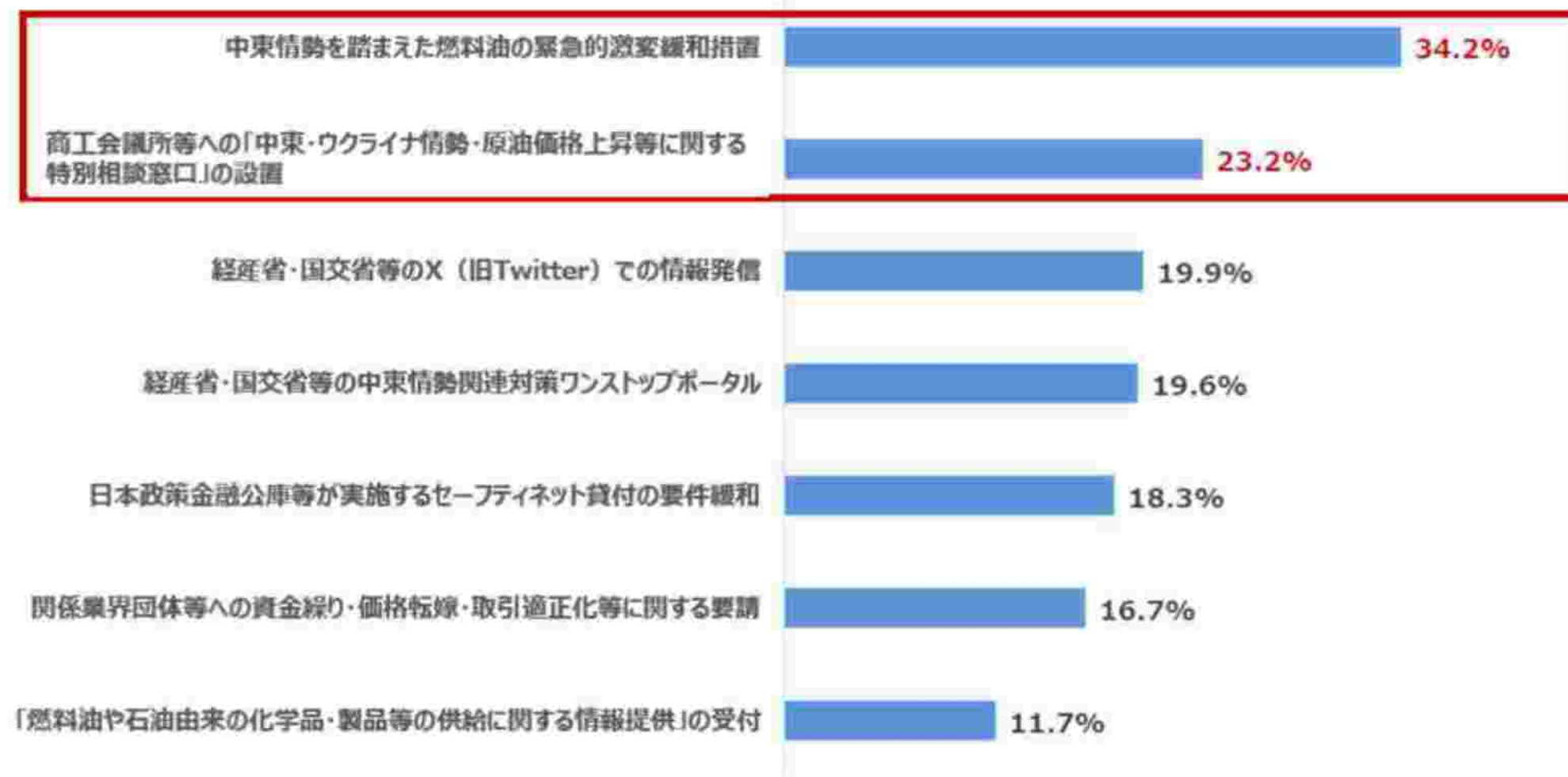


6. 政府が発信している情報や支援策の認知状況

12

- 政府の情報・支援策の認知度をみると、「燃料油の緊急的激変緩和措置（34.2%）」が最も高い。
- 次いで、「商工会議所等への特別相談窓口の設置（23.2%）」や、「経産省・国交省等のX（旧：Twitter）での情報発信（19.9%）」、「中東情勢関連対策ワンストップポータル（19.6%）」などが続いており、各施策ともに一定数の認知を獲得している。

【複数回答】 n=2,497



中東情勢を踏まえた中小企業対策について

1. 特別相談窓口の設置 【3月23日（月）】

- ・全国の政府系金融機関及び商工団体、各地方経済産業局等（計1102カ所）に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置（2022年より設置されている「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を拡充）。

2. 中小企業の資金繰り支援

①金融機関に対する資金繰りへの配慮要請 【3月27日（金）】

- ・官民金融団体による意見交換会を開催。同会合で、関係大臣（総理、財務、厚労、農林、経産）から官民金融機関に対して、中東情勢の影響を受ける事業者の資金繰りへの配慮要請文を发出。

②日本公庫によるセーフティネット貸付の金利引き下げ 【4月1日（水）】

- ・原油高等の影響を受ける事業者へのセーフティネット貸付の▲0.4%金利引下げを、2022年5月より実施中。
- ・本制度の対象となっていない「中東情勢による取引・生産の減少や停止」についても、4月1日より金利引下げの対象とする。

③セーフティネット保証5号への業況が厳しい業種の追加指定に向けた臨時調査

- ・全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を実施。
- ・加えて、業況が厳しい業種を指定するために、臨時調査を実施します

3. 価格転嫁

①価格転嫁に係る配慮要請 【3月27日（金）】

- ・関係大臣（警察、金融、総務、財務（国税）、厚労、農水、国交）、経産大臣及び公正取引委員会委員長から、関係業界団体に対し、原材料・エネルギーコストの上昇を考慮した上で取引対価を決定するなど、適切な価格転嫁に配慮するよう要請文を发出。
- ・経産大臣から各省庁、各地方自治体に対しても、官公需の観点で同趣旨の配慮要請文を发出。

②取引Gメン等による中東情勢の影響の重点調査

- ・取引Gメンや建設Gメンなど1000人体制で、中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図る。

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（概要）

- 労働供給制約社会では、人も中小企業も数よりも質であり、経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指し、中小企業・小規模事業者の経営管理能力の高度化と経営改革を実現する。
- 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、成長戦略の起点である。
- 変化に挑む中堅・中小企業の17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入を実現し、日本成長戦略や地域未来戦略に貢献する。

賃上げの促進

- ・賃上げに関して、最低賃金を含む**地域別・業種別の詳細分析の実施**及び分析結果を実質賃金プラスとなるような賃上げ促進政策へ反映。また、**防衛的賃上げから脱却し、成長型賃上げ**を可能とする経営基盤を強化する経営リテラシーの向上
- ・補助金について、**早期の賃上げに向けて足下の賃上げ状況も審査・評価を行う仕組みへの見直し**及び実質賃金プラスの定着に向けて**積極的に賃上げを行う中小企業を後押しするための賃上げ促進税制の見直しの検討**

価格転嫁・取引適正化の徹底

○令和8年1月より施行された取
適法・振興法を着実に執行する。

○官公需や取適法の対象となら
ない民間取引を含め、価格転嫁・
取引適正化を強化する。

→取適法・振興法の「現場への浸透」

- ・AI分析を活用した法執行強化
- ・公取と連携した一層の周知徹底

→官公需における価格転嫁・取引適正化

- ・「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の推進及びフォローアップの実施
- ・受注側中小企業による国等・地方公共団体の取組状況の評価の拡充

→取適法対象外の取引への規制強化

- ・独占禁止法上の告示の策定等とその遵守徹底、知的財産権等の適切な取引に関する指針策定

- 主に加価値の増大に関する施策
- 付加価値の増大、労働投入量の最適化の双方に関する施策

- 主に労働投入量の最適化に関する施策

成長支援・成長投資・生産性向上

○成長志向の強い中小企業への行動変容を促す支援策を強化するとともに、より多くの地域企業が成長志向に向かうメカニズムを構築する。

○現場現業型でスピード感がありAI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを行い、抜本的な経営改革を実現するため、補助金や伴走支援に加え地域ネットワーク作りを行う。

→日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

- ・100億企業創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備
- ・成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（①売上1～10億円の企業、②小規模事業者を対象）の構築
- ・成長局面での資金需要に向けた、民間と保証協会の新たな責任共有の仕組の設計、公庫等によるリスクテイク機能を通じたリスクシェアの推進
- ・ローカル・ゼブラ育成のため、ステークホルダーとの連携体制の構築
- ・イノベーション、新事業進出、新製品サービス開発等の支援
- ・創業時から経営力向上（AIの活用等）、政策金融等の創業後の成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築推進

→持続的発展及び賃上げを目指す事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援

- ・プッシュ型の働きかけ・経営計画等の策定を通じた経営リテラシー向上
- ・エッセンシャルサービス維持に向けた商工会・商工会議所等の体制構築

→AX・デジタル化

- ・中小企業、経営やAIにも精通した人材、適切なAIサービス提供者、支援機関（金融機関・高専等）の地域ごとのネットワークを構築
- ・中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの社会実装

→省力化の加速・業務改善

- ・省力化投資の促進、生産性向上支援センターや省力化ナビの活用

M&A・事業承継等の事業再編

○経営者交代や経営資源の集約等を通じた成長を目指す経営改革を実現する。

→中小企業M&Aの環境整備

- ・個人・機関双方での適正な規律を図るための資格制度創設
- ・既存の支援機関登録制度を見直し、資格制度と併せて、法制化を目指す
- ・地域における持続可能な事業承継支援体制の構築

→経営資源集約や親族内承継も含めた事業承継の円滑な実施

- ・事業承継を契機として、生産性向上等に取り組む中小企業に対する措置等の検討

→早期の事業再生や再生M&A等による「成長型再生」の推進

- ・経営悪化時の早期対応促進のため、モニタリング強化型特別保証の活用促進や、金融庁と連携した地域別での再生支援体制の構築等を通じた予兆管理・伴走支援の強化

- ・再生M&Aの促進に向けた、当該実務に関するガイドラインの作成

経営改革等のための伴走支援体制の強化等

- ・賃上げ等に向けたプッシュ型の働きかけ・伴走支援体制の強化及び自治体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業創出

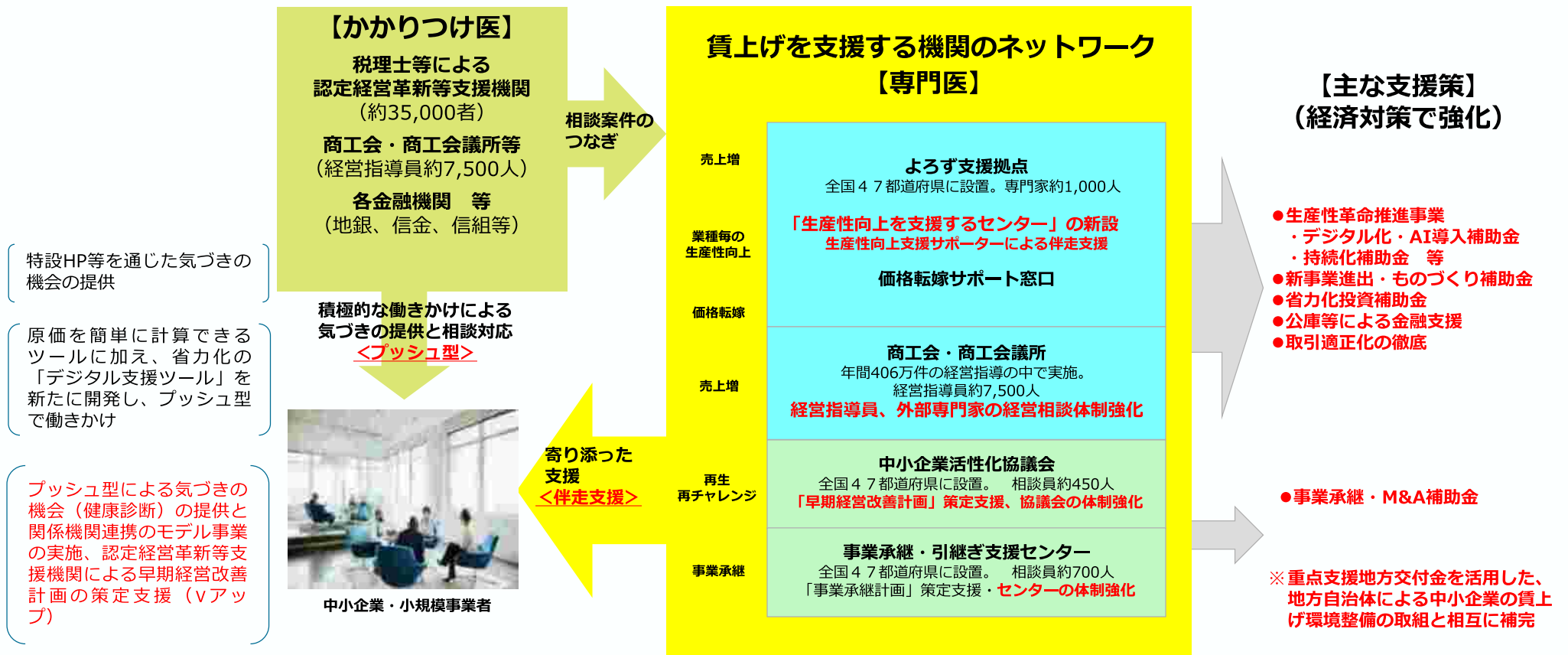
賃上げを実現しようとする小規模事業者支援のための伴走支援体制の強化

- 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化を行うことを経済対策で決定（**赤文字部分**を経済対策に盛り込み）。

（参考）経済対策（2025年11月21日閣議決定）の該当箇所

今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。

これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。



中堅・中小企業向け投資支援メニュー

※令和7年度補正予算等

売上規模 イメージ		事業者数	主な経営課題			
			売上拡大	高付加価値化	省力化・デジタル化	
100億円以上	大企業	約1,300者		✓ 会社を急成長させたい ✓ 上場を目指したい		
	中堅企業	約0.9万者	中堅等大規模投資補助金【中堅向け】 上限50億 補助率1/3			
	中小企業	約4,500者				
100億未満 10億円		約9万者	100億支援 成長加速化補助金 上限5億 補助率1/2	【100億宣言企業向け】 上限50億 補助率1/3	✓ 承継前に事業を磨きたい ✓ M&Aの統合効果を出したい	
10億円 1億円		約60万者	新事業進出・ものづくり補助金 上限9,000万 補助率1/2等 ✓ 新商品をつくりたい ✓ 海外展開したい ✓ 異分野進出したい		事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等	
1億円 1,000万円		約140万者	持続化補助金 上限250万 補助率2/3 等 ✓ 販路を広げたい ✓ 商品をPRしたい			
1,000万円以下		約140万者				
					省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 ✓ 人手不足に対応したい ✓ 生産プロセスを見直したい	
					デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等	

官公需における価格転嫁の取組について

I 官公需の重要性

- エネルギー価格や原材料費、労務費などの上昇といった中小・小規模事業者を巡る厳しい経営環境の下、**企業の賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現**するため、適切な価格転嫁を行うことが出来る環境の整備は重要。
- 地方に目を向けると、GDP全体の約 1 / 4 を占める公的需要は、地方部ほどGDPに占める割合が高く、**官公需は、地方経済にとって重要な役割を果たしている**ことから、地方の中小・小規模事業者にとって官公需における価格転嫁等の取組を深化・徹底していくことが、引き続き重要。

II 政府の取組

低価格受注に起因する倒産及び人材流出等の悪影響を未然に防止し、ダンピングの防止と公共調達における品質確保、適正なコストの賃金への転嫁並びに公正な競争環境の維持を図ることで、**発注者・受注者及び労働者の三者がそれぞれ利益を享受。**

国と地方を挙げて、これまでの取組を深化・徹底

【官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン等】

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 (R8.4.21閣議決定) に定められている措置の実施

- ◆ 価格転嫁・取引適正化の徹底
→ 契約期間中に発生した労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応等
- ◆ 適切な履行が確保できない低い価格での契約防止等
→ 低入札価格制度調査制度の導入を全ての対象契約で徹底等

物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

- ◆ 国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保

制度面

- ◆ 特に自治体の工事関係以外の請負契約における低入札価格調査制度等の導入の拡大・徹底
(自治体ごとの導入状況が見える化)
- ◆ 労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、業種ごとの低入札価格調査基準の見直し
(直接人件費・直接物件費を指標とする等)
- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等を徹底し定着化

財政面

- ◆ 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ
- ◆ 「重点支援地方交付金」の活用
(実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援)
- ◆ 各地方公共団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税算定へ反映 (R8年度～)

令和8年度国等の契約の基本方針（令和8年4月21日閣議決定）の概要

- 官公需法に基づき、国等は契約時に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとし、**国等の契約の基本方針**において**目標及び措置事項**を定め、毎年度当該基本方針を閣議決定。地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 基本方針に明示した措置の実施状況は、各機関が毎年自己点検し、中小企業庁がとりまとめ公表。

契約目標

参考：国等（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）の官公需総額は約11兆円、地方公共団体は約18兆円（R6年度実績）。

- (1) **中小企業者向け契約目標**：割合**61%**、契約額約**6.5兆円** ※R7年度目標61%、約5.9兆円
- (2) 設立10年未満の**新規中小企業者向け契約目標**：割合**3%以上**

措置事項のポイント

(1) 価格転嫁・取引適正化の徹底

- 価格交渉時に一方的に価格を決定することなく、迅速かつ適切に協議を行うことを明確化
- 価格交渉時に受注者が提示する公表資料を合理的な根拠として尊重することを明確化
- 契約の途中で実勢価格に変化が生じた場合には入札による契約を含め再交渉が可能であることや、契約金額変更の申出を行った受注者に対して、次回発注時に不利益な取扱いがないよう配慮することを明確化 等

(2) ダumping防止の徹底

- 低入札価格調査制度の導入を全ての対象契約で徹底
(現状R6年度71%)
- ビルメンテナンス・警備等の契約における低入札価格調査発動基準の引上げ (現状6割程度) 等

(3) 品質や機能等の適切な考慮

- ビルメンテナンス・警備等の調達における価格以外の要素も評価する総合評価落札方式の適用拡大を明記
- 燃料調達の際に、災害時に備えて地域内に燃料供給拠点を有することが要件となり得ることを明確化
- 著作権の活用を促すコンテンツ版バイ・ドール条項の契約書ひな形への設定の徹底 等

(4) フォローアップの強化

- 措置を未実施の場合の理由の公表
- 価格交渉促進月間フォローアップ調査の拡充

(5) 人事評価における配慮

- 発注担当職員の積極的な価格転嫁・取引適正化の取組について、人事評価で配慮

令和8年度予算における官公需にかかる対応

令和8年4月6日 賃上げに向けた
中小企業等の活力向上に関するワー
キンググループ 財務省提出資料

- 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、**労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ**
- 府省庁等の申合せに基づき、**ビルメンテナンス契約等の総合評価落札方式の適用拡大や低入札価格調査基準の見直しを推進**

官公需における対応（例）

- ・ 公共工事の設計労務単価について、全国全職種単純平均で前年度比 **+4.5%引上げ**（国交省）
- ・ 公立学校施設整備の補助単価について、例えばR C構造の公立学校施設についてはR 7当初比 **+7.7%引上げ**（文科省）
- ・ 自衛隊施設整備の工事単価について、例えばR C構造の車庫についてはR 7当初比 **+9%引上げ**（防衛省）
- ・ 本府・8号館庁舎の維持管理運営事業（PFI）の事業費について、ベースとなる個別指標を改訂し、R 7当初比 **+0.4億円（+4%）増額**（内閣府）
- ・ 庁舎管理（ビルメンテナンス）請負事業について、予算額をR 7当初比 **+1.5億円（+12%）増額**（経産省）
- ・ 労働関係届出データ入力・集計分析委託事業について、労務単価をR 7当初比 **+6%引上げ**（厚労省）
- ・ 登記事項証明書交付事務等委託事業について、積算における基礎経費に乗じる賃金変動率をR 7当初比 **+6.8%引上げ**（法務省）
- ・ 統計調査事業について、執行上の調査員単価を全国平均でR 7当初比 **+6%引上げ**（総務省）
- ・ 義務教育教科書購入費について、教科書の定価をR 7当初比 **+1.5%引上げ**（文科省）
- ・ R 8 地方財政計画において、委託・補助・維持補修などの物価反映分を適切に措置（総務省）

物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設の施設管理等の委託料：800億円
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標（案）】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率（※）
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率（※） ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

（参考）「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率等を用いた算定を廃止

官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの概要

- 令和8年4月6日の「第2回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、政府として、**国等の契約の基本方針の措置事項のうち特に取組を加速すべきものを特定し、令和8・9年度の2か年で100%の実施を目指すこととした。**
- 国等及び地方公共団体における取組が進むよう、同ワーキンググループ等において**フォローアップ**を行う。

加速化プランで100%実施を目指すとした項目（抜粋）

- 発注に当たって作成する**予定価格への最新の
実勢価格の反映**
- **低入札価格調査制度（または最低制限価格制度）の活用**
- 契約期間中に発生した**労務費、原材料費、エネルギーコスト等への上昇へ誠実な対応、契約書への明記**
- 組織内で利用する**契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定**
- **知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮（著作権や中間生成物の無償譲渡を求める記載を行わない）**

第2回中小WGにおける 佐藤内閣官房副長官指示事項（抜粋）

- 関係府省庁においては、「**官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン**」について、**提示された措置を今年度・来年度の2年間で100%実施**できるよう、**地方支分部局や所管の独立行政法人等を含め、スピード感を持って実行に移すこと。**また、中小企業庁においては、取組状況の見える化を進めること。
- また、地方自治体における価格転嫁を進めることは重要であり、中小企業庁においては、**各機関における取組や価格転嫁の状況調査による実態把握**を進め、その結果を情報連携したうえで、総務省においては、**取組状況が芳しくない自治体に対して個別の改善指導、伴走支援を行い、改善が具体的に確認されるまでフォローアップ**をすること。また、得られた知見や改善事例を他の地方自治体への**指導・助言**の際に活用し、**横展開を図ること。**

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

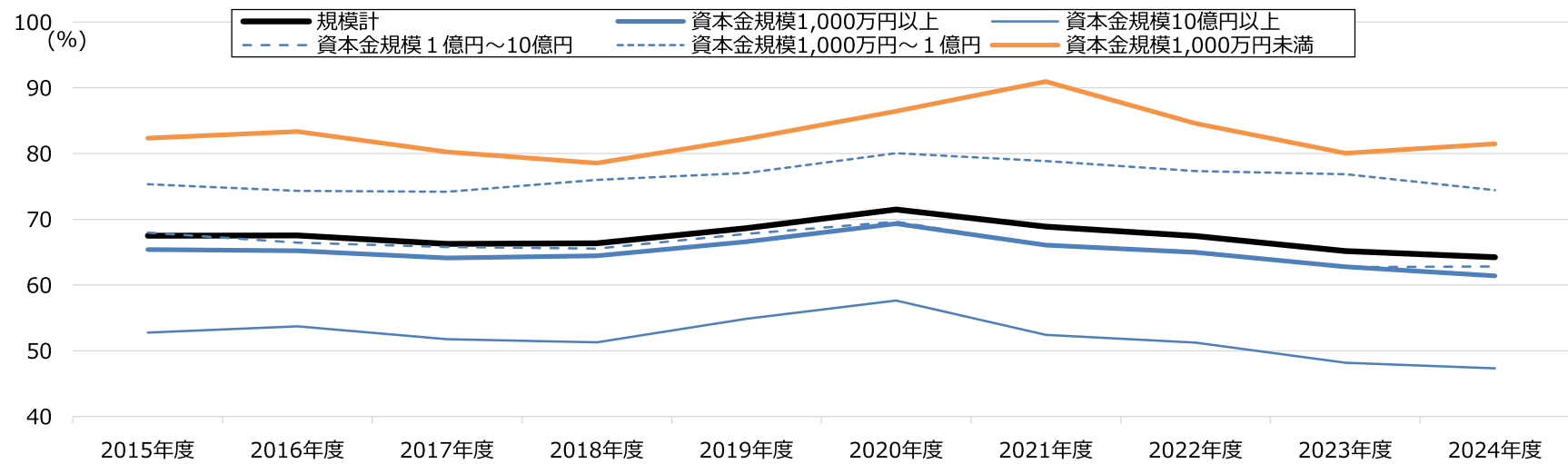
(単位：%)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	" 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	" 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	" 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	" 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。
付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。
人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



○香川県における賃金中央値及び賃金平均値

1 一般労働者について

- ・ 所定内給与で試算した場合の一般労働者の賃金中央値 : 1,673 円 **(60%:1,003.8 円)**
(2025 年度香川県の最低賃金額の左記に対する割合は 61.9%) **【全国は 1,830 円、61.2%】**
- ・ 同じく一般労働者の賃金平均値 : 1,902 円 **(50% : 951 円)**
(同 54.5%) **【全国は 2,114 円、53.0%】**
- ・ 所定内給与にボーナスや残業代を含めて時給換算した場合の一般労働者の賃金中央値 : 2,047 円 **(60% : 1,228.2 円)**
(同 50.6%) **【全国は 2,242 円、50.0%】**
- ・ 同じく一般労働者の賃金平均値 : 2,384 円 **(50% : 1,192 円)**
(同 43.4%) **【全国は 2,646 円、42.4%】**

2 常用労働者について（一般労働者＋短時間労働者）

- ・ 所定内給与で試算した場合の常用労働者の賃金中央値 : 1,488 円 **(60% : 892.8 円)**
(2025 年度香川県の最低賃金額の左記に対する割合は 69.6%) **【全国は 1,607 円、69.8%】**
- ・ 同じく常用労働者の賃金平均値 : 1,743 円 **(50% : 871.5 円)**
(同 59.4%) **【全国は 1,934 円、57.9%】**
- ・ 所定内給与にボーナスや残業代を含めて時給換算した場合の常用労働者の賃金中央値 : 1,752 円 **(60% : 1,051.2 円)**
(同 59.1%) **【全国は 1,864 円、60.1%】**
- ・ 同じく常用労働者の賃金平均値 : 2,111 円 **(50% : 1,055.5 円)**
(同 49.1%) **【全国は 2,324 円、48.2%】**

(資料出所)

厚生労働省「令和 7 年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注)

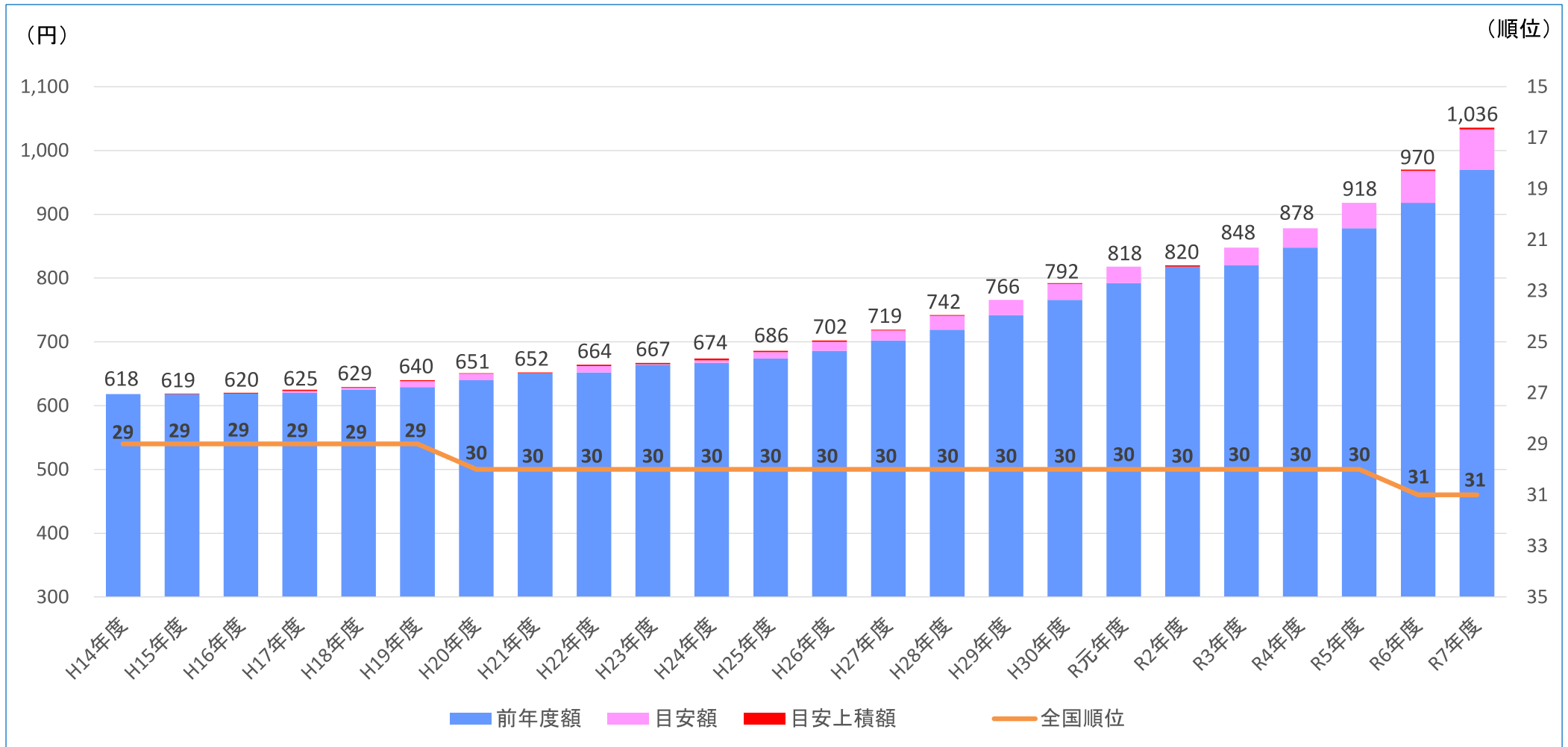
1. 常用労働者数が 10 人以上の民営事業所及び常用労働者数が 5 ～ 9 人で企業全体の常用労働者数も 5 ～ 9 人である民営事業所の数値。

2. 時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12 を、所定内実労働時間(／月)＋超過実労働時間(／月)で除し、「所定内給与額」は、所定内実労働時間(／月)で除している。

3. 網掛けゴシック体は香川労働局追記。

香川県地域別最低賃金額の推移



- 香川県の地域別最低賃金は、ほぼ目安どおりの引上げが行われている状況。そのため、全国順位は30位を維持していた。
- 近年、香川県よりも地域別最低賃金が下位の県において、目安を大幅に上回る最低賃金額が答申、発効されてきたことにより、令和7年度の香川県地域別最低賃金は、目安63円に3円を上乗せし1,036円で決定したものの、全国順位は過去最低となる31位。

過去5年間の都道府県地域別最低賃金額の推移

令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度						令和7年度					
都道府県	ランク	目安額	+α	引上げ額	金額	都道府県	ランク	目安額	+α	引上げ額	金額	都道府県	ランク	目安額	+α	引上げ額	金額	都道府県	ランク	目安額	+α	引上げ額	金額	都道府県	ランク	目安額	+α	引上げ額	金額
1 東京	A	28	±0	28	1,041	1 東京	A	31	±0	31	1,072	1 東京	A	41	±0	41	1,113	1 東京	A	50	±0	50	1,163	1 東京	A	63	±0	63	1,226
2 神奈川	A	28	±0	28	1,040	2 神奈川	A	31	±0	31	1,071	2 神奈川	A	41	±0	41	1,112	2 神奈川	A	50	±0	50	1,162	2 神奈川	A	63	±0	63	1,225
3 大阪	A	28	±0	28	992	3 大阪	A	31	±0	31	1,023	3 大阪	A	41	±0	41	1,064	3 大阪	A	50	±0	50	1,114	3 大阪	A	63	±0	63	1,177
4 埼玉	A	28	±0	28	956	4 埼玉	A	31	±0	31	987	4 埼玉	A	41	±0	41	1,028	4 埼玉	A	50	±0	50	1,078	4 埼玉	A	63	±0	63	1,141
5 愛知	A	28	±0	28	955	5 愛知	A	31	±0	31	986	5 愛知	A	41	±0	41	1,027	5 愛知	A	50	±0	50	1,077	5 愛知	A	63	±0	63	1,140
6 千葉	A	28	±0	28	953	6 千葉	A	31	±0	31	984	6 千葉	A	41	+1	42	1,026	6 千葉	A	50	±0	50	1,076	6 千葉	A	63	+1	64	1,140
7 京都	B	28	±0	28	937	7 京都	B	31	±0	31	968	7 京都	B	40	±0	40	1,008	7 京都	B	50	±0	50	1,058	7 京都	B	63	+1	64	1,122
8 兵庫	B	28	±0	28	928	8 兵庫	B	31	+1	32	960	8 兵庫	B	40	+1	41	1,001	8 兵庫	B	50	+1	51	1,052	8 兵庫	B	63	+1	64	1,116
9 静岡	B	28	±0	28	913	9 静岡	B	31	±0	31	944	9 静岡	B	40	±0	40	984	9 静岡	B	50	±0	50	1,034	9 静岡	B	63	±0	63	1,097
10 三重	B	28	±0	28	902	10 三重	B	31	±0	31	933	10 三重	B	40	±0	40	973	10 三重	B	50	±0	50	1,023	10 三重	B	63	+1	64	1,087
11 広島	B	28	±0	28	899	11 広島	B	31	±0	31	930	11 広島	B	40	±0	40	970	11 広島	B	50	±0	50	1,020	11 広島	B	63	+2	65	1,085
12 滋賀	B	28	±0	28	896	12 滋賀	B	31	±0	31	927	12 滋賀	B	40	±0	40	967	12 滋賀	B	50	±0	50	1,017	12 滋賀	B	63	±0	63	1,080
13 北海道	C	28	±0	28	889	13 北海道	C	30	+1	31	920	13 北海道	B	40	±0	40	960	13 北海道	B	50	±0	50	1,010	13 北海道	B	63	+2	65	1,075
14 栃木	B	28	±0	28	882	14 栃木	B	31	±0	31	913	14 栃木	B	40	+1	41	954	14 茨城	B	50	+2	52	1,005	14 茨城	B	63	+6	69	1,074
15 岐阜	C	28	±0	28	880	15 茨城	B	31	+1	32	911	15 茨城	B	40	+2	42	953	15 栃木	B	50	±0	50	1,004	15 栃木	B	63	+1	64	1,068
16 茨城	B	28	±0	28	879	16 岐阜	C	30	±0	30	910	16 岐阜	B	40	±0	40	950	16 岐阜	B	50	+1	51	1,001	16 岐阜	B	63	+1	64	1,065
17 富山	B	28	±0	28	877	17 富山	B	31	±0	31	908	17 富山	B	40	±0	40	948	17 富山	B	50	±0	50	998	17 群馬	B	63	+15	78	1,063
18 長野	B	28	±0	28	877	18 長野	B	31	±0	31	908	18 長野	B	40	±0	40	948	18 長野	B	50	±0	50	998	18 富山	B	63	+1	64	1,062
19 福岡	C	28	±0	28	870	19 福岡	C	30	±0	30	900	19 福岡	B	40	+1	41	941	19 福岡	B	50	+1	51	992	19 長野	B	63	±0	63	1,061
20 山梨	B	28	±0	28	866	20 山梨	B	31	+1	32	898	20 山梨	B	40	±0	40	938	20 山梨	B	50	±0	50	988	20 福岡	B	63	+2	65	1,057
21 奈良	C	28	±0	28	866	21 奈良	C	30	±0	30	896	21 奈良	B	40	±0	40	936	21 奈良	B	50	±0	50	986	21 石川	B	63	+7	70	1,054
22 群馬	C	28	±0	28	865	22 群馬	C	30	±0	30	895	22 群馬	B	40	±0	40	935	22 群馬	B	50	±0	50	985	22 福井	B	63	+6	69	1,053
23 岡山	C	28	±0	28	862	23 岡山	C	30	±0	30	892	23 石川	B	40	+2	42	933	23 新潟	B	50	+4	54	985	23 山梨	B	63	+1	64	1,052
24 石川	C	28	±0	28	861	24 石川	C	30	±0	30	891	24 岡山	B	40	±0	40	932	24 石川	B	50	+1	51	984	24 奈良	B	63	+2	65	1,051
25 新潟	C	28	±0	28	859	25 新潟	C	30	+1	31	890	25 福井	B	40	+3	43	931	25 福井	B	50	+3	53	984	25 新潟	B	63	+2	65	1,050
26 和歌山	C	28	±0	28	859	26 和歌山	C	30	±0	30	889	26 新潟	B	40	+1	41	931	26 岡山	B	50	±0	50	982	26 岡山	B	63	+2	65	1,047
27 福井	C	28	±0	28	858	27 山口	C	30	+1	31	888	27 和歌山	B	40	±0	40	929	27 徳島	B	50	+34	84	980	27 徳島	B	63	+3	66	1,046
28 山口	C	28	±0	28	857	28 福井	C	30	±0	30	888	28 山口	B	40	±0	40	928	28 和歌山	B	50	+1	51	980	28 和歌山	B	63	+2	65	1,045
29 宮城	C	28	±0	28	853	29 宮城	C	30	±0	30	883	29 宮城	B	40	±0	40	923	29 山口	B	50	+1	51	979	29 山口	B	63	+1	64	1,043
30 香川	C	28	±0	28	848	30 香川	C	30	±0	30	878	30 香川	B	40	±0	40	918	30 宮城	B	50	±0	50	973	30 宮城	B	63	+2	65	1,038
31 福島	D	28	±0	28	828	31 福島	D	30	±0	30	858	31 島根	B	40	+7	47	904	31 香川	B	50	+2	52	970	31 香川	B	63	+3	66	1,036
32 徳島	C	28	±0	28	824	32 島根	D	30	+3	33	857	32 福島	B	40	+2	42	900	32 島根	B	50	+8	58	962	32 大分	C	64	+17	81	1,035
33 島根	D	28	+4	32	824	33 徳島	C	30	+1	31	855	33 山形	C	39	+7	46	900	33 鳥取	C	50	+7	57	957	33 熊本	C	64	+18	82	1,034
34 大分	D	28	+2	30	822	34 大分	D	30	+2	32	854	34 鳥取	C	39	+7	46	900	34 愛媛	B	50	+9	59	956	34 福島	B	63	+15	78	1,033
35 山形	D	28	+1	29	822	35 山形	D	30	+2	32	854	35 佐賀	C	39	+8	47	900	35 佐賀	C	50	+6	56	956	35 愛媛	B	63	+14	77	1,033
36 秋田	D	28	+2	30	822	36 岩手	D	30	+3	33	854	36 大分	C	39	+6	45	899	36 福島	B	50	+5	55	955	36 島根	B	63	+8	71	1,033
37 青森	D	28	+1	29	822	37 鳥取	D	30	+3	33	854	37 熊本	C	39	+6	45	898	37 山形	C	50	+5	55	955	37 山形	C	64	+13	77	1,032
38 愛媛	D	28	±0	28	821	38 愛媛	D	30	+2	32	853	38 長崎	C	39	+6	45	898	38 大分	C	50	+5	55	954	38 岩手	C	64	+15	79	1,031
39 熊本	D	28	±0	28	821	39 熊本	D	30	+2	32	853	39 青森	C	39	+6	45	898	39 長崎	C	50	+5	55	953	39 長崎	C	64	+14	78	1,031
40 岩手	D	28	±0	28	821	40 長崎	D	30	+2	32	853	40 愛媛	B	40	+4	44	897	40 青森	C	50	+5	55	953	40 秋田	C	64	+16	80	1,031
41 長崎	D	28	±0	28	821	41 秋田	D	30	+1	31	853	41 鹿児島	C	39	+5	44	897	41 鹿児島	C	50	+6	56	953	41 鳥取	C	64	+9	73	1,030
42 鳥取	D	28	+1	29	821	42 佐賀	D	30	+2	32	853	42 鹿児島	C	39	+5	44	897	42 熊本	C	50	+4	54	952	42 佐賀	C	64	+10	74	1,030
43 佐賀	D	28	+1	29	821	43 青森	D	30	+1	31	853	43 宮崎	C	39	+5	44	897	43 岩手	C	50	+9	59	952	43 青森	C	64	+12	76	1,029
44 鹿児島	D	28	±0	28	821	44 鹿児島	D	30	+2	32	853	44 高知	C	39	+5	44	897	44 宮崎	C	50	+5	55	952	44 鹿児島	C	64	+9	73	1,026
45 宮崎	D	28	±0	28	821	45 宮崎	D	30	+2	32	853	45 徳島	B	40	+1	41	896	45 高知	C	50	+5	55	952	45 宮崎	C	64	+7	71	1,023
46 高知	D	28	±0	28	820	46 高知	D	30	+3	33	853	46 沖縄	C	39	+4	43	896	46 沖縄	C	50	+6	56	952	46 高知	C	64	+7	71	1,023
47 沖縄	D	28	±0	28	820	47 沖縄	D	30	+3	33	853	47 岩手	C	39	±0	39	893	47 秋田	C	50	+4	54	951	47 沖縄	C	64	+7	71	1,023

■:Bランク(現行)

○ 香川県地域別最低賃金額よりも下位に位置する県において、近年目安を大幅に上回る最低賃金額が答申される傾向にある。

香川県の経済的地位（県内総生産）

令和2(2020)年度

	都道府県	県内総生産 (生産側、名目) (単位:100万円)	都道府県	人口 1人当たり 県内総生産 (単位:千円)	県内総生産 (生産側、名目) (単位:100万円)	総人口 (単位:千人)
1	東京都	109,156.810	東京都	7,770	109,156.810	14,048
2	大阪府	39,900.863	愛知県	5,253	39,620.283	7,542
3	愛知県	39,620.283	茨城県	4,785	13,717.914	2,867
4	神奈川県	34,307.651	滋賀県	4,783	6,763.522	1,414
5	埼玉県	23,044.635	静岡県	4,743	17,230.960	3,633
6	兵庫県	21,940.130	三重県	4,707	8,330.584	1,770
7	千葉県	20,684.795	福井県	4,640	3,559.129	767
8	北海道	20,091.994	栃木県	4,627	8,944.016	1,933
9	福岡県	19,001.695	山口県	4,554	6,111.585	1,342
10	福岡県	17,230.960	富山県	4,534	4,692.823	1,035
11	茨城県	13,717.914	大阪府	4,515	39,900.863	8,838
12	広島県	11,617.303	群馬県	4,475	8,677.085	1,939
13	京都府	10,337.191	徳島県	4,449	3,203.189	720
14	宮城県	9,439.342	山梨県	4,384	3,551.066	810
15	栃木県	8,944.016	広島県	4,282	7,848.624	1,833
16	新潟県	8,836.239	広島県	4,149	11,617.303	2,800
17	群馬県	8,677.085	宮城県	4,100	9,439.342	2,302
18	三重県	8,330.584	長野県	4,050	8,293.616	2,048
19	長野県	8,293.616	兵庫県	4,015	21,940.130	5,465
20	福島県	7,848.624	新潟県	4,015	8,836.239	2,201
21	岐阜県	7,678.778	京都府	4,010	10,337.191	2,578
22	岡山県	7,544.227	石川県	3,996	4,527.548	1,133
23	滋賀県	6,763.522	岡山県	3,996	7,544.227	1,888
24	山口県	6,111.585	山形県	3,963	4,232.189	1,068
25	熊本県	6,058.960	大分県	3,962	4,453.304	1,124
26	鹿児島県	5,596.336	和歌山県	3,904	3,603.763	923
27	愛媛県	4,813.948	香川県	3,883	3,689.170	950
28	岩手県	4,700.770	岩手県	3,882	4,700.770	1,211
29	富山県	4,692.823	岐阜県	3,880	7,678.778	1,979
30	長崎県	4,537.426	島根県	3,853	2,585.335	671
31	石川県	4,527.548	北海道	3,845	20,091.994	5,225
32	青森県	4,467.869	佐賀県	3,758	3,047.893	811
33	大分県	4,453.304	神奈川県	3,714	34,307.651	9,237
34	山形県	4,232.189	福岡県	3,700	19,001.695	5,135
35	沖縄県	4,201.021	青森県	3,609	4,467.869	1,238
36	奈良県	3,692.485	愛媛県	3,606	4,813.948	1,335
37	香川県	3,689.170	秋田県	3,605	3,460.621	960
38	宮城県	3,625.567	鹿児島県	3,524	5,596.336	1,588
39	和歌山県	3,603.763	熊本県	3,486	6,058.960	1,738
40	福井県	3,559.129	長崎県	3,458	4,537.426	1,312
41	山梨県	3,551.066	宮城県	3,388	3,625.567	1,070
42	秋田県	3,460.621	高知県	3,364	2,327.710	692
43	徳島県	3,203.189	鳥取県	3,312	1,831.272	553
44	佐賀県	3,047.893	千葉県	3,292	20,684.795	6,284
45	島根県	2,585.335	埼玉県	3,137	23,044.635	7,345
46	高知県	2,327.710	沖縄県	2,864	4,201.021	1,467
47	鳥取県	1,831.272	奈良県	2,789	3,692.485	1,324
	全県計	559,579.236	全県計	4,436	559,579.236	126,146

令和3(2021)年度

	都道府県	県内総生産 (生産側、名目) (単位:100万円)	都道府県	人口 1人当たり 県内総生産 (単位:千円)	県内総生産 (生産側、名目) (単位:100万円)	総人口 (単位:千人)
1	東京都	114,419.518	東京都	8,167	114,419.518	14,010
2	大阪府	41,375.395	愛知県	5,390	40,517.317	7,517
3	愛知県	40,517.317	茨城県	5,101	14,548.953	2,852
4	神奈川県	35,354.745	滋賀県	4,883	6,889.681	1,411
5	埼玉県	24,057.795	静岡県	4,852	17,506.587	3,608
6	兵庫県	22,632.376	三重県	4,839	8,497.309	1,756
7	千葉県	20,766.238	福井県	4,814	3,658.683	760
8	北海道	20,596.060	栃木県	4,805	9,230.874	1,921
9	福岡県	19,766.939	群馬県	4,748	9,148.854	1,927
10	静岡県	17,506.587	富山県	4,743	4,861.962	1,025
11	茨城県	14,548.953	山口県	4,715	6,261.722	1,328
12	広島県	12,123.867	徳島県	4,710	3,353.341	712
13	京都府	10,876.650	大阪府	4,699	41,375.395	8,806
14	宮城県	9,597.459	山梨県	4,584	3,689.823	805
15	栃木県	9,230.874	広島県	4,361	12,123.867	2,780
16	群馬県	9,148.854	福島県	4,336	7,856.368	1,812
17	新潟県	9,006.580	大分県	4,274	4,761.504	1,114
18	長野県	8,647.067	長野県	4,253	8,647.067	2,033
19	三重県	8,497.309	京都府	4,247	10,876.650	2,561
20	岐阜県	7,966.842	宮城県	4,191	9,597.459	2,290
21	福島県	7,856.368	和歌山県	4,175	3,815.530	914
22	岡山県	7,711.229	山梨県	4,166	22,632.376	5,432
23	滋賀県	6,889.681	新潟県	4,137	9,006.580	2,177
24	熊本県	6,382.326	石川県	4,121	4,636.409	1,125
25	山口県	6,261.722	岡山県	4,110	7,711.229	1,876
26	鹿児島県	5,948.854	香川県	4,087	3,850.189	942
27	愛媛県	5,090.058	山形県	4,082	4,306.329	1,055
28	富山県	4,861.962	岐阜県	4,063	7,966.842	1,961
29	大分県	4,761.504	島根県	4,014	2,669.344	665
30	岩手県	4,679.551	北海道	3,974	20,596.060	5,183
31	石川県	4,636.409	佐賀県	3,944	3,178.825	806
32	長崎県	4,624.875	岩手県	3,913	4,679.551	1,196
33	青森県	4,476.118	福岡県	3,858	19,766.939	5,124
34	沖縄県	4,370.172	愛媛県	3,853	5,090.058	1,321
35	山形県	4,306.329	神奈川県	3,828	35,354.745	9,236
36	香川県	3,850.189	鹿児島県	3,775	5,948.854	1,576
37	和歌山県	3,815.530	秋田県	3,751	3,544.291	945
38	奈良県	3,811.785	熊本県	3,693	6,382.326	1,728
39	宮崎県	3,717.528	青森県	3,666	4,476.118	1,221
40	山梨県	3,689.823	長崎県	3,566	4,624.875	1,297
41	福井県	3,658.683	鳥取県	3,529	1,937.169	549
42	秋田県	3,544.291	宮崎県	3,504	3,717.528	1,061
43	徳島県	3,353.341	高知県	3,478	2,379.041	684
44	佐賀県	3,178.825	千葉県	3,309	20,766.238	6,275
45	島根県	2,669.344	埼玉県	3,278	24,057.795	7,340
46	高知県	2,379.041	沖縄県	2,977	4,370.172	1,468
47	鳥取県	1,937.169	奈良県	2,899	3,811.785	1,315
	全県計	579,100.132	全県計	4,614	579,100.132	125,502

令和4(2022)年度

	都道府県	県内総生産 (生産側、名目) (単位:100万円)	都道府県	人口 1人当たり 県内総生産 (単位:千円)	県内総生産 (生産側、名目) (単位:100万円)	総人口 (単位:千人)	都道府県	有業 者1人 当たり 県内総 生産 (単位:千円)	県内総生産 (生産側、名目) (単位:100万円)	有業 者総 数 (単位:人)
1	東京都	120,219.929	東京都	8,564	120,219.929	14,038	東京都	14,489	120,219.929	8,297,100
2	大阪府	43,124.192	愛知県	5,748	43,083.104	7,495	愛知県	10,493	43,083.104	4,106,000
3	愛知県	43,083.104	茨城県	5,136	14,585.606	2,840	茨城県	9,591	14,585.606	1,520,800
4	神奈川県	35,159.372	群馬県	5,103	9,762.017	1,913	山口県	9,543	6,306.247	660,800
5	埼玉県	24,665.567	静岡県	5,101	18,271.075	3,582	群馬県	9,405	9,762.017	1,038,000
6	兵庫県	23,462.649	栃木県	5,027	9,596.238	1,909	静岡県	9,347	18,271.075	1,954,800
7	千葉県	21,414.302	滋賀県	4,972	7,005.956	1,409	栃木県	9,314	9,596.238	1,030,300
8	北海道	20,889.250	大阪府	4,911	43,124.192	8,782	大阪府	9,272	43,124.192	4,650,900
9	福岡県	20,187.168	三重県	4,874	8,490.601	1,742	徳島県	9,218	3,265.795	354,300
10	静岡県	18,271.075	富山県	4,845	4,927.629	1,017	三重県	9,193	8,490.601	923,600
11	茨城県	14,585.606	山口県	4,803	6,306.247	1,313	滋賀県	9,139	7,005.956	766,600
12	広島県	12,476.116	福井県	4,641	3,494.304	753	富山県	8,987	4,927.629	548,300
13	京都府	11,107.553	徳島県	4,639	3,265.795	704	大分県	8,787	4,900.706	557,700
14	群馬県	9,762.017	山梨県	4,632	3,715.030	802	和歌山県	8,681	3,996.073	460,300
15	宮城県	9,614.668	広島県	4,520	12,476.116	2,760	広島県	8,585	12,476.116	1,453,200
16	栃木県	9,596.238	大分県	4,427	4,900.706	1,107	兵庫県	8,527	23,462.649	2,751,700
17	新潟県	9,042.891	和歌山県	4,425	3,996.073	903	山梨県	8,430	3,715.030	440,700
18	長野県	8,918.152	長野県	4,415	8,918.152	2,020	福島県	8,343	7,864.963	942,700
19	三重県	8,490.601	福島県	4,394	7,864.963	1,790	福井県	8,324	3,494.304	419,800
20	岐阜県	8,225.187	京都府	4,356	11,107.553	2,550	香川県	8,314	3,972.232	477,800
21	福島県	7,864.963	兵庫県	4,343	23,462.649	5,402	京都府	8,162	11,107.553	1,360,900
22	岡山県	7,344.951	香川県	4,253	3,972.232	934	長野県	8,068	8,918.152	1,105,400
23	滋賀県	7,005.956	岐阜県	4,227	8,225.187	1,946	島根県	8,056	2,752.746	341,700
24	熊本県	6,565.053	石川県	4,219	4,717.260	1,118	新潟県	8,030	9,042.891	1,126,200
25	山口県	6,306.247	宮城県	4,217	9,614.668	2,280	宮城県	8,000	9,614.668	1,201,800
26	鹿児島県	6,048.596	新潟県	4,200	9,042.891	2,153	北海道	7,944	20,889.250	2,629,600
27	愛媛県	5,138.119	島根県	4,184	2,752.746	658	山形県	7,862	4,340.427	552,100
28	富山県	4,927.629	山形県	4,169	4,340.427	1,041	石川県	7,823	4,717.260	603,000
29	大分県	4,900.706	北海道	4,064	20,889.250	5,140	愛媛県	7,785	5,138.119	660,000
30	岩手県	4,797.050	岩手県	4,062	4,797.050	1,181	岐阜県	7,774	8,225.187	1,058,100
31	石川県	4,717.260	福岡県	3,946	20,187.168	5,116	岩手県	7,699	4,797.050	623,100
32	長崎県	4,653.614	岡山県	3,945	7,344.951	1,862	秋田県	7,650	3,629.335	474,400
33	沖縄県	4,461.530	愛媛県	3,934	5,138.119	1,306	福岡県	7,609	20,187.168	2,652,900
34	青森県	4,439.055	佐賀県	3,931	3,148.889	801	鹿児島県	7,605	6,048.596	795,300
35	山形県	4,340.427	秋田県	3,903	3,629.335	930	岡山県	7,593	7,344.951	967,300
36	和歌山県	3,996.073	鹿児島県	3,870	6,048.596	1,563	佐賀県	7,513	3,148.889	419,100
37	香川県	3,972.232	熊本県	3,821	6,565.053	1,718	熊本県	7,462	6,565.053	879,800
38	奈良県	3,920.990	神奈川県	3,808	35,159.372	9,232	長崎県	7,280	4,653.614	639,200
39	宮崎県	3,766.949	青森県	3,687	4,439.055	1,204	青森県	7,260	4,439.055	611,400
40	山梨県	3,715.030	長崎県	3,627	4,653.614	1,283	宮崎県	7,015	3,766.949	537,000
41	秋田県	3,629.335	宮崎県	3,581	3,766.949	1,052	高知県	6,972	2,407.441	345,300
42	福井県	3,494.304	高知県	3,561	2,407.441	676	神奈川県	6,874	35,159.372	5,115,100
43	徳島県	3,265.795	鳥取県	3,515	1,912.211	544	鳥取県	6,726	1,912.211	284,300
44	佐賀県	3,148.889	千葉県	3,418	21,414.302	6,266	千葉県	6,358	21,414.302	3,368,100
45	鳥根県	2,752.746	埼玉県	3,362	24,665.567	7,337	埼玉県	6,209	24,665.567	3,972,700
46	高知県	2,407.441	沖縄県	3,039	4,461.530	1,468	奈良県	6,156	3,920.990	636,900
47	鳥取県	1,912.211	奈良県	3,002	3,920.990	1,306	沖縄県	5,994	4,461.530	744,300
	全県計	595,788.788	全県計	4,768	595,788.788	124,947	全県計	8,884	595,788.788	67,600,400

香川県の経済的地位（最低賃金決定基準３要素の観点から）

労働者の生計費

消費者物価地域差指数(令和6年)		
総合	食料	光熱・水道
全 国 100.0	全 国 100.0	全 国 100.0
1 東京都 104.0	1 沖縄県 106.7	1 北海道 119.6
2 神奈川県 103.3	2 東京都 103.0	2 岩手県 112.1
3 北海道 101.9	3 福井県 102.5	3 山形県 111.2
4 山形県 101.4	3 島根県 102.5	3 島根県 111.2
5 千葉県 101.2	5 鳥取県 102.4	5 青森県 111.0
6 京都府 101.1	6 北海道 102.3	6 福島県 109.5
7 宮城県 100.6	7 神奈川県 102.1	7 山口県 108.2
8 埼玉県 100.3	7 石川県 102.1	8 秋田県 107.5
9 沖縄県 100.2	7 熊本県 102.1	9 長崎県 107.0
10 岩手県 100.0	10 山口県 102.0	10 愛媛県 106.8
10 島根県 100.0	11 山形県 101.8	11 茨城県 106.5
10 高知県 100.3	12 京都府 101.4	12 佐賀県 106.3
13 山口県 99.9	13 広島県 101.2	13 鳥取県 106.1
14 石川県 99.5	14 高知県 101.0	14 長野県 105.2
15 熊本県 99.4	15 徳島県 100.8	15 徳島県 105.1
16 福井県 99.3	15 香川県 100.8	16 沖縄県 105.0
16 大阪府 99.3	17 富山県 100.7	17 富山県 104.5
16 徳島県 99.3	17 岡山県 104.7	18 岡山県 104.1
16 長崎県 99.3	17 長崎県 100.7	19 宮城県 104.0
20 秋田県 99.2	20 千葉県 100.4	20 高知県 103.7
20 兵庫県 99.2	21 三重県 100.3	21 香川県 103.6
22 鳥取県 98.9	22 愛媛県 100.2	22 広島県 103.2
23 福島県 98.8	23 兵庫県 100.0	23 石川県 103.1
24 三重県 98.7	24 宮城県 99.7	24 群馬県 102.3
24 広島県 98.7	25 秋田県 99.6	25 静岡県 101.6
26 富山県 98.6	26 大阪府 99.5	26 三重県 101.3
26 滋賀県 98.6	27 大分県 99.3	27 千葉県 101.2
26 香川県 98.6	28 和歌山県 98.9	28 栃木県 101.0
26 愛媛県 98.6	29 新潟県 98.8	29 新潟県 101.0
30 青森県 98.5	29 滋賀県 98.8	30 福井県 100.7
31 静岡県 98.3	31 岩手県 98.7	31 山梨県 100.5
32 和歌山県 98.2	31 福岡県 98.7	31 福岡県 100.5
33 愛知県 98.1	33 佐賀県 98.3	33 大分県 100.2
33 奈良県 98.1	34 鹿児島県 98.2	34 愛知県 99.4
33 新潟県 98.0	35 埼玉県 98.1	35 宮崎県 99.3
33 福岡県 98.0	35 奈良県 98.1	36 岐阜県 98.6
37 長野県 97.9	37 栃木県 98.0	37 神奈川県 98.0
38 山梨県 97.7	37 山梨県 98.0	38 熊本県 97.9
38 岡山県 97.7	39 岐阜県 97.7	39 鹿児島県 97.5
38 佐賀県 97.7	40 青森県 97.6	40 東京都 96.2
41 栃木県 97.6	41 福島県 97.5	41 埼玉県 96.1
42 茨城県 97.5	41 静岡県 97.5	42 奈良県 96.0
43 大分県 97.4	41 愛知県 97.5	43 京都府 95.8
44 岐阜県 97.1	41 宮崎県 97.5	44 滋賀県 94.6
45 宮崎県 97.0	45 茨城県 97.4	45 和歌山県 94.2
46 鹿児島県 96.4	46 群馬県 96.0	46 兵庫県 92.8
47 群馬県 96.2	47 長野県 95.8	47 大阪府 87.0

資料出所：総務省統計局小売物価統計調査（構造編）

労働者の賃金

令和4年	令和5年	令和6年
都道府県	都道府県	都道府県
現金 給与総額 (円)	現金 給与総額 (円)	現金 給与総額 (円)
全 国 325,817	全 国 329,777	全 国 347,994
1 東京 424,429	1 東京 448,243	1 東京 448,243
2 愛知 348,116	2 愛知 354,256	2 愛知 361,991
3 大阪 337,385	3 大阪 342,896	3 大阪 360,940
4 神奈川 326,596	4 神奈川 337,407	4 神奈川 350,679
5 広島 324,870	5 茨城 323,329	5 静岡 332,169
6 栃木 320,719	6 群馬 322,361	6 広島 331,573
7 茨城 317,606	7 広島 321,396	7 茨城 329,232
8 滋賀 312,462	8 静岡 318,617	8 栃木 329,154
9 三重 312,262	9 栃木 315,149	9 栃木 328,582
10 静岡 310,596	10 群馬 328,222	10 群馬 328,222
11 群馬 308,282	11 兵庫 312,474	11 三重 328,054
12 福岡 307,912	12 滋賀 312,428	12 富山 326,152
13 福井 306,114	13 福岡 311,342	13 徳島 320,525
14 福島 303,877	14 富山 306,846	14 岡山 319,245
15 山口 303,623	15 長野 306,742	15 滋賀 317,729
16 兵庫 302,445	16 岡山 304,923	16 福岡 317,701
17 香川 302,103	17 香川 303,311	17 長野 316,956
18 富山 300,989	18 宮城 302,381	18 香川 316,455
19 長野 299,630	19 福井 301,829	19 兵庫 316,221
20 岡山 298,848	20 山梨 300,565	20 千葉 315,966
21 宮城 297,646	21 千葉 299,866	21 石川 314,324
22 山梨 297,317	22 徳島 299,847	22 埼玉 314,093
23 京都 297,307	23 山口 299,768	23 京都 312,047
24 石川 296,791	24 山形 299,094	24 愛媛 310,500
25 徳島 296,271	25 岐阜 298,771	25 岐阜 309,422
26 岐阜 293,537	26 京都 297,315	26 山口 308,319
27 北海道 293,066	27 北海道 296,578	27 山形 307,512
28 和歌山 292,932	28 石川 295,949	28 福井 307,220
29 千葉 291,849	29 福岡 294,847	29 新潟 307,179
30 山形 291,554	30 和歌山 294,361	30 山梨 306,144
31 埼玉 289,092	31 新潟 293,185	31 北海道 305,697
32 岩手 288,978	32 埼玉 289,873	32 福島 304,850
33 新潟 285,123	33 愛媛 289,146	33 岩手 304,582
34 愛媛 284,198	34 島根 287,982	34 熊本 298,691
35 熊本 281,712	35 岩手 287,572	35 和歌山 297,135
36 大分 280,881	36 熊本 286,192	36 島根 296,210
37 島根 280,253	37 大分 286,117	37 高知 294,534
38 鳥取 271,486	38 秋田 279,827	38 大分 294,046
39 秋田 271,091	39 高知 274,916	39 鹿児島 293,462
40 富山 271,084	40 佐賀 269,457	40 秋田 291,307
41 宮崎 267,624	41 青森 266,205	41 奈良 285,303
42 佐賀 267,380	42 長崎 265,921	42 佐賀 284,779
43 熊本 267,089	43 宮崎 264,172	43 青森 280,858
44 青森 265,334	44 鹿児島 263,151	44 鳥取 280,176
45 長崎 264,913	45 鳥取 263,026	45 長崎 279,732
46 鹿児島 259,835	46 奈良 262,204	46 青森 279,433
47 沖縄 252,536	47 沖縄 248,906	47 沖縄 249,169

資料出所：厚生労働省毎月勤労統計調査地方調査（年平均）
（事業所規模5人以上）

通常の事業の支払い能力

地域区分	事業所数	事業従事者数 男女計(人)	純付加価値額 (百万円)	地域区分	1事業所 当たり 事業従事者数 (人)	地域区分	1事業所 当たり 純付加価値額 (万円)	地域区分	事業従事者 1人当たり 純付加価値額 (万円)
全 国	4,813,852	56,168,084	336,259,518	全 国	11.7	全 国	6,985	全 国	599
北海道	203,396	2,092,129	9,379,411	1 東京都	16.1	1 東京都	19,872	1 東京都	1,233
青森県	52,766	489,045	1,950,673	2 愛知県	13.4	2 愛知県	7,078	2 大阪府	562
岩手県	52,302	509,043	2,111,391	3 大阪府	13.0	3 大阪府	6,889	3 愛知県	529
宮城県	90,266	1,013,918	4,966,954	4 千葉県	12.2	4 神奈川	6,815	4 神奈川	525
秋田県	42,976	392,137	1,545,748	4 滋賀県	12.2	5 滋賀県	6,000	5 京都府	503
山形県	49,810	460,396	1,955,196	4 大阪府	12.2	6 茨城県	5,917	6 茨城県	502
福島県	77,488	784,737	3,396,427	7 茨城県	11.8	7 宮城県	5,503	7 滋賀県	492
茨城県	103,236	1,217,315	6,108,017	7 埼玉	11.8	8 埼玉	5,468	8 宮城県	490
栃木県	76,090	860,476	4,018,045	9 三重県	11.6	9 三重県	5,447	9 静岡県	486
群馬県	80,907	890,596	4,321,477	10 兵庫県	11.4	10 千葉県	5,435	10 群馬県	485
埼玉県	214,982	2,526,272	11,754,197	10 福岡	11.4	11 福岡	5,427	11 広島	480
千葉県	170,743	2,082,186	9,279,102	12 栃木	11.3	12 京都府	5,421	11 香川	480
東京都	567,263	9,140,516	112,729,080	13 宮城	11.2	13 宮城	5,411	13 福岡	477
神奈川県	262,374	3,406,856	17,879,669	14 静岡	11.1	14 静岡	5,341	14 山口	475
新潟県	99,651	991,522	4,228,160	14 岡山	11.1	15 兵庫	5,284	15 福井	474
富山県	46,758	501,639	2,233,664	16 群馬	11.0	16 群馬	5,284	16 徳島	472
石川県	53,359	529,975	2,399,678	16 広島	11.0	17 栃木	5,281	17 三重	470
福井県	38,136	366,223	1,737,439	18 京都	10.8	18 岡山	5,022	17 大分	470
山梨県	38,931	360,530	1,602,807	19 富山	10.7	19 山口	5,013	19 栃木	467
長野県	94,308	906,406	4,008,061	20 山口	10.6	20 富山	4,777	20 埼玉	465
岐阜県	87,697	872,242	3,725,037	21 佐賀	10.4	21 香川	4,765	21 兵庫	462
静岡県	153,695	1,710,723	8,315,692	22 北海道	10.3	22 北海道	4,611	22 岡山	454
愛知県	280,012	3,748,415	19,820,084	23 福島	10.1	23 大分	4,600	23 石川	453
三重県	67,998	787,941	3,703,943	23 熊本	10.1	24 福井	4,556	24 北海道	448
滋賀県	50,551	616,121	3,033,097	25 奈良	10.0	25 石川	4,497	25 千葉	446
京都府	101,137	1,090,250	5,482,458	26 新潟	9.9	26 佐賀	4,472	26 富山	445
大阪府	350,992	4,299,556	24,180,672	26 福島	9.9	26 石川	4,383	26 山梨	445
兵庫県	188,477	2,155,900	9,959,042	26 岐阜	9.9	28 徳島	4,342	28 愛媛	444
奈良県	42,455	424,817	1,689,123	26 香川	9.9	29 熊本	4,291	29 長野	442
和歌山県	42,814	366,606	1,502,463	30 大分	9.8	30 愛媛	4,278	30 福島	433
鳥取県	22,947	222,400	879,729	31 岩手	9.7	31 長野	4,250	31 佐賀	431
島根県	31,013	288,892	1,213,451	31 鳥取	9.7	32 岐阜	4,248	32 岐阜	427
岡山県	73,507	813,674	3,691,343	33 福井	9.6	33 新潟	4,243	33 新潟	426
広島県	115,696	1,273,318	6,112,995	33 長野	9.6	34 山梨	4,117	34 山形	425
山口県	53,497	564,516	2,681,808	33 愛媛	9.6	35 岩手	4,037	35 熊本	423
徳島県	32,059	294,846	1,391,965	33 沖縄	9.6	36 奈良	3,979	36 島根	420
香川県	42,560	422,234	2,028,061	37 宮崎	9.4	37 山形	3,925	37 鹿児島	416
愛媛県	56,125	541,216	2,400,753	37 鹿児島	9.4	38 鹿児島	3,921	38 岩手	415
高知県	31,326	268,212	1,085,755	39 青森	9.3	39 島根	3,913	39 和歌山	410
福岡県	195,758	2,228,955	10,624,636	39 山梨	9.3	40 鳥取	3,834	40 長崎	406
佐賀県	34,142	354,313	1,526,792	39 島根	9.3	41 長崎	3,768	41 高知	405
長崎県	55,204	511,778	2,080,033	39 長崎	9.3	42 宮崎	3,730	42 青森	399
熊本県	68,686	696,180	2,947,092	43 山形	9.2	43 青森	3,697	43 宮崎	399
大分県	47,740	467,493	2,195,832	43 徳島	9.2	44 秋田	3,597	44 奈良	398
宮崎県	46,471	434,975	1,733,497	45 秋田	9.1	45 和歌山	3,509	45 鳥取	396
鹿児島県	68,024	640,595	2,667,509	46 和歌山	8.6	46 高知	3,466	46 秋田	394
沖縄県	57,527	549,999	1,981,462	46 高知	8.6	47 沖縄	3,444	47 沖縄	360

資料出所：総務省統計局令和3年経済センサス活動調査

○ 最低賃金決定基準３要素の観点から経済的地位をみた場合、香川県の地位は中位となっている。
⇒ 県内総生産と同等の地位。

業務改善助成金利用状況

中小企業事業主が事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備・コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成するもの。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	72	98	270	332	431